

名古屋市南陽工場設備更新事業
に係る環境影響評価準備書

(廃棄物処理施設の建設)

令和元年11月

名古屋市

はじめに

本環境影響評価準備書は、「名古屋市環境影響評価条例」（平成 10 年名古屋市条例第 40 号）に基づき、平成 30 年 1 月 23 日に名古屋市に提出した「名古屋市南陽工場設備更新事業に係る環境影響評価方法書」（名古屋市，平成 30 年 1 月）に対する市民等の意見及び市長の意見を考慮して選定した項目並びに調査、予測及び評価の手法により、対象事業に係る環境影響評価を行った結果をとりまとめたものである。

目 次

第 1 部 環境影響評価に関する事項

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地	1
第 2 章 対象事業の名称、目的及び内容	3
2-1 対象事業の名称及び種類	3
2-2 対象事業の経緯、目的	3
2-3 事業計画の検討	6
2-4 対象事業の内容	10
2-5 工事計画の概要	19
第 3 章 対象事業に係る計画について環境の保全の見地から配慮した内容	27
3-1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮	27
3-2 建設作業時を想定した配慮	27
3-3 施設の存在・供用時を想定した配慮	30
第 4 章 対象事業の実施予定地及びその周辺地域の概況	33
4-1 自然的状況	35
4-2 社会的状況	82
第 5 章 対象事業に係る環境影響評価の項目	113
5-1 環境に影響を及ぼす行為・要因の抽出	113
5-2 影響を受ける環境要素の抽出	113

第 2 部 環境影響評価

第 1 章 大気質	117
1-1 既存設備の解体・撤去による石綿の飛散	117
1-1-1 概 要	117
1-1-2 調 査	117
1-1-3 予 測	121
1-1-4 評 価	121
1-2 既存設備の解体・撤去によるダイオキシン類の飛散	122
1-2-1 概 要	122
1-2-2 調 査	122

1-2-3	予 測	123
1-2-4	評 価	123
1-3	建設機械の稼働による大気汚染	124
1-3-1	概 要	124
1-3-2	調 査	124
1-3-3	予 測	147
1-3-4	環境保全措置	156
1-3-5	評 価	156
1-4	工事関係車両の走行による大気汚染	157
1-4-1	概 要	157
1-4-2	調 査	157
1-4-3	予 測	163
1-4-4	環境保全措置	174
1-4-5	評 価	174
1-5	施設の稼働による大気汚染	175
1-5-1	概 要	175
1-5-2	調 査	175
1-5-3	予 測	175
1-5-4	環境保全措置	198
1-5-5	評 価	198
1-6	施設関連車両の走行による大気汚染	199
1-6-1	概 要	199
1-6-2	調 査	199
1-6-3	予 測	199
1-6-4	環境保全措置	204
1-6-5	評 価	204
第2章 悪 臭		205
2-1	施設からの漏えいによる影響	205
2-1-1	概 要	205
2-1-2	調 査	205
2-1-3	予 測	210
2-1-4	環境保全措置	211
2-1-5	評 価	211
2-2	排ガスによる影響	212
2-2-1	概 要	212
2-2-2	調 査	212
2-2-3	予 測	212
2-2-4	環境保全措置	217
2-2-5	評 価	217

第3章 騒音	219
3-1 建設機械の稼働による騒音	219
3-1-1 概要	219
3-1-2 調査	219
3-1-3 予測	223
3-1-4 環境保全措置	228
3-1-5 評価	228
3-2 工事関係車両の走行による騒音	229
3-2-1 概要	229
3-2-2 調査	229
3-2-3 予測	230
3-2-4 環境保全措置	234
3-2-5 評価	234
3-3 施設の稼働による騒音	235
3-3-1 概要	235
3-3-2 調査	235
3-3-3 予測	235
3-3-4 環境保全措置	244
3-3-5 評価	244
3-4 施設関連車両の走行による騒音	245
3-4-1 概要	245
3-4-2 調査	245
3-4-3 予測	245
3-4-4 環境保全措置	246
3-4-5 評価	247
第4章 振動	249
4-1 建設機械の稼働による振動	249
4-1-1 概要	249
4-1-2 調査	249
4-1-3 予測	250
4-1-4 環境保全措置	254
4-1-5 評価	254
4-2 工事関係車両の走行による振動	255
4-2-1 概要	255
4-2-2 調査	255
4-2-3 予測	257
4-2-4 環境保全措置	259
4-2-5 評価	259

4-3	施設の稼働による振動	260
4-3-1	概要	260
4-3-2	調査	260
4-3-3	予測	260
4-3-4	環境保全措置	264
4-3-5	評価	264
4-4	施設関連車両の走行による振動	265
4-4-1	概要	265
4-4-2	調査	265
4-4-3	予測	265
4-4-4	環境保全措置	266
4-4-5	評価	266
第5章	低周波音	267
5-1	概要	267
5-2	調査	267
5-3	予測	270
5-4	環境保全措置	270
5-5	評価	271
第6章	土 壤	273
6-1	概要	273
6-2	調査	273
6-3	予測	282
6-4	環境保全措置	283
6-5	評価	283
第7章	地 下 水	285
7-1	概要	285
7-2	調査	285
7-3	予測	295
7-4	環境保全措置	295
7-5	評価	296
第8章	地 盤	297
8-1	概要	297
8-2	調査	297
8-3	予測	298
8-4	環境保全措置	301
8-5	評価	301

第9章 安全性	303
9-1 工事中	303
9-1-1 概要	303
9-1-2 調査	303
9-1-3 予測	312
9-1-4 環境保全措置	314
9-1-5 評価	315
9-2 供用時	316
9-2-1 概要	316
9-2-2 調査	316
9-2-3 予測	316
9-2-4 環境保全措置	318
9-2-5 評価	319
第10章 廃棄物等	321
10-1 工事の実施による廃棄物等	321
10-1-1 概要	321
10-1-2 調査	321
10-1-3 予測	321
10-1-4 環境保全措置	323
10-1-5 評価	323
10-2 施設の稼働による廃棄物等	324
10-2-1 概要	324
10-2-2 予測	324
10-2-3 環境保全措置	324
10-2-4 評価	324
第11章 動物	325
11-1 工事中	325
11-1-1 概要	325
11-1-2 調査	325
11-1-3 予測	348
11-1-4 環境保全措置	349
11-1-5 評価	349
11-2 供用時	350
11-2-1 概要	350
11-2-2 調査	350
11-2-3 予測	350
11-2-4 環境保全措置	351
11-2-5 評価	351

第12章 緑地	353
12-1 概要	353
12-2 調査	353
12-3 予測	357
12-4 環境保全措置	360
12-5 評価	360
第13章 景観	361
13-1 概要	361
13-2 調査	361
13-3 予測	365
13-4 環境保全措置	371
13-5 評価	371
第14章 温室効果ガス等	373
14-1 工事中の温室効果ガス	373
14-1-1 概要	373
14-1-2 調査	373
14-1-3 予測	373
14-1-4 環境保全措置	375
14-1-5 評価	375
14-2 供用時の温室効果ガス	376
14-2-1 概要	376
14-2-2 調査	376
14-2-3 予測	376
14-2-4 環境保全措置	379
14-2-5 評価	379
14-3 オゾン層破壊物質	380
14-3-1 概要	380
14-3-2 調査	380
14-3-3 予測	380
14-3-4 評価	381

第3部 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

第1章 総合評価	383
第2章 調査、予測、環境保全措置及び評価の概要	384

第4部 事後調査に関する事項	409
第5部 環境影響評価の手續に関する事項	
第1章 環境影響評価の手續	415
第2章 環境影響評価準備書作成までの経緯	417
第3章 市民等の意見の概要及び市長の意見に対する事業者の見解	418
3-1 配慮書における意見に対する事業者の見解	418
3-2 方法書における意見に対する事業者の見解	434
第6部 環境影響評価業務委託先	453
【用語解説】	455

○本書に掲載した地図のうち、以下のページの図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25,000を複製したものである。(承認番号 令元情複、第819号)この地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要がある。

(p. 11, 18, 25, 34, 36, 37, 40, 42, 48, 64, 75, 79, 81, 85, 86, 87, 90, 91, 94, 95, 96, 107, 109, 127, 152, 155, 159, 176
, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 227, 243, 253, 263, 307, 308, 310, 311, 326, 343, 344, 345, 346, 347, 362)

○本書に掲載した地図のうち、以下のページの図は、名古屋都市計画基本図(縮尺2千5百分の1、平成27年度)を使用したものである。

(p. 148, 206, 207, 220, 225, 268, 288, 300, 305, 327, 363)

<略 称>

以下に示す法律名等については、略称を用いた。

法 律 名 等	略 称
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）	「廃棄物処理法」
「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年愛知県条例第 7 号）	「愛知県生活環境保全条例」
「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 15 年愛知県規則第 87 号）	「愛知県生活環境保全条例施行規則」
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）	「名古屋市環境保全条例」
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則」（平成 15 年名古屋市規則第 117 号）	「名古屋市環境保全条例施行細則」
名古屋臨海高速鉄道西名古屋港線	あおなみ線
大気汚染常時監視測定局	常監局
一般環境大気測定局	一般局
自動車排出ガス測定局	自排局

第1部

環境影響評価に関する事項

第1章	事業者の名称、代表者の氏名及び 事務所の所在地	1
第2章	対象事業の名称、目的及び内容	3
第3章	対象事業に係る計画について 環境の保全の見地から配慮した内容	27
第4章	対象事業の実施予定地及び その周辺地域の概況	33
第5章	対象事業に係る環境影響評価の項目	113

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び
事務所の所在地

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

〔事業者名〕 名古屋市
〔代表者〕 名古屋市長 河村たかし
〔所在地〕 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

2-1 対象事業の名称及び種類

〔名 称〕 名古屋市南陽工場設備更新事業

〔種 類〕 廃棄物処理施設の建設

(「廃棄物処理法」第8条第1項に規定するごみ処理施設の設置)

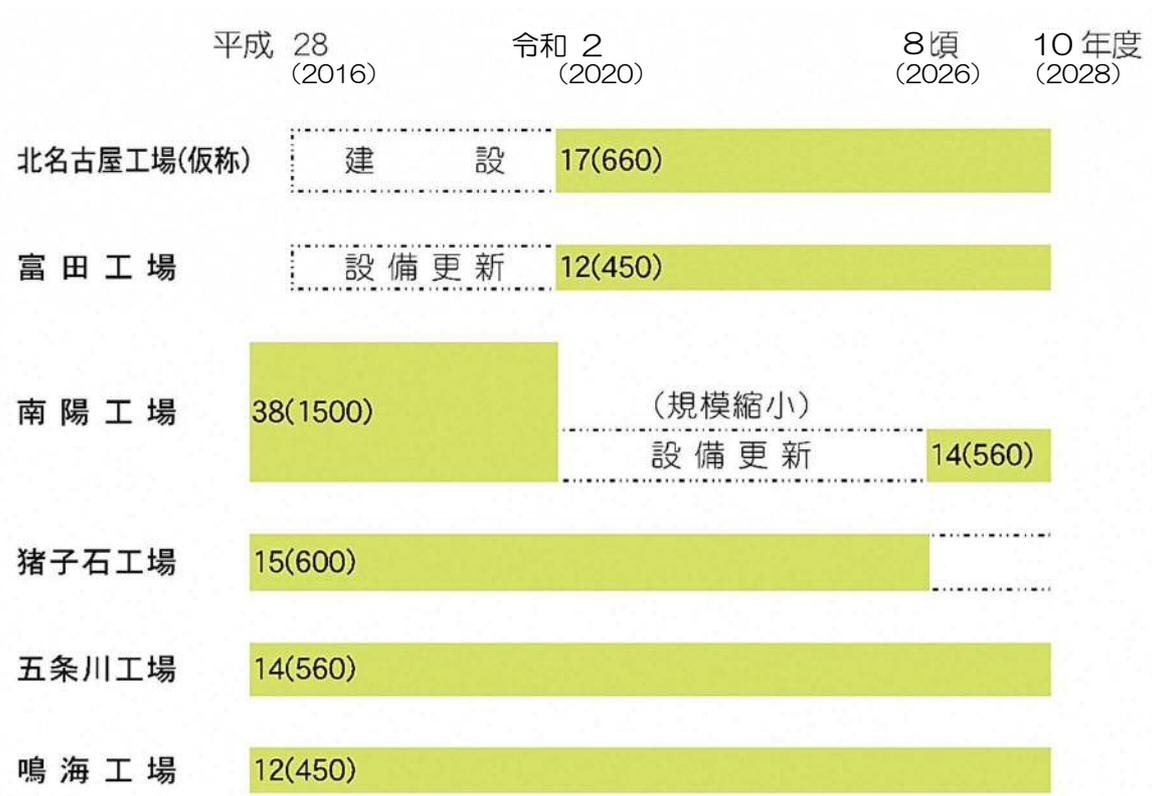
2-2 対象事業の経緯、目的

名古屋市は、「廃棄物処理法」第6条第1項に基づき、一般廃棄物の処理に関する計画として、平成28年に「名古屋市第5次一般廃棄物処理基本計画」(以下「5次計画」という。)を策定した。5次計画では、「環境にも配慮しながら安定的かつ効率的な施設整備に努め、持続可能な循環型都市『廃棄物などの発生抑制がすすみ、資源が無駄なく利活用され、環境への負荷が最小限に抑えられるまち』をめざす」としており、図1-2-1に示すように、年間のごみ処理量を平成26年度の62万トンから、平成40年度(令和10年度)には52万トン^{注)}とすることを目標としている。

本市のごみ焼却施設の一つである南陽工場は、平成9年3月に竣工し、既に20年以上稼働しており、設備の老朽化が進んでいる。本事業は、環境負荷の低減と安定的・効率的なごみ処理体制を確保するため、老朽化が進む南陽工場について、既存建屋を再利用して、設備更新を行うものである。本事業では、設備更新後の南陽工場の焼却施設の設備規模について、5次計画に基づき、令和8年度時点での可燃ごみ等の発生量を踏まえ、現在の1,500トン/日から560トン/日に縮小する計画としている。また、本市の不燃ごみ・粗大ごみを処理している大江破碎工場も平成9年3月から稼働しており、破碎機など主要設備の老朽化が進行している。本事業では既存建屋を再利用し、設備規模を縮小して施設整備を行うため、その余剰スペースを活用できること、さらに、現在は大江破碎工場から南陽工場や鳴海工場へ運搬している破碎可燃物を効率的に処理できることから、南陽工場に破碎設備を併設することとした。

なお、本事業を実施するために休止する南陽工場の代替施設として、富田工場設備更新事業と北名古屋工場(仮称)建設事業を進めており、令和2年度中の稼働開始を予定している。南陽工場の休止及び富田工場と北名古屋工場(仮称)の稼働に伴い、焼却施設の設備規模がほぼ平準化されることから、図1-2-2に示すように、富田工場と北名古屋工場(仮称)の稼働開始以降は6工場体制(5工場稼働、1工場整備)で施設整備を進めていくこととしている。

注) 法整備により拡大生産者責任の徹底がなされない場合、ごみ処理量は56万トン、埋立量は2.0万トンとなる。



※ 数値は年間処理能力(万トン/年)、()内は設備規模(トン/日)

出典)「名古屋市第5次一般廃棄物処理基本計画」(名古屋市, 平成28年)を一部加工
 図 1-2-2 令和10年度(2028年度)までの施設整備計画

2-3 事業計画の検討

(1) 計画段階環境配慮書における検討

ア 複数案の内容及び設定の経緯

「環境影響評価技術指針」(平成11年名古屋市告示第127号)では、「事業計画の立案の段階から、環境への配慮を検討し、計画に反映させるために、事業を実施しない場合(ゼロ・オプション)、事業実施想定区域、施設の規模・配置・構造・形状・施工等の様々な要素のうち、事業者において実現可能であり、かつ、環境の保全の観点から検討可能な要素を抽出し、事業計画の複数案を設定する。」としている。

本事業では、5次計画において、焼却設備の規模を560トン/日に縮小し、既存建屋を有効活用して全ての設備を更新することとしていることから、「環境影響評価技術指針」に基づき検討した結果、破碎設備設置場所を複数案設定することとした。

複数案の内容は、表1-2-1及び図1-2-3に示すとおりである。なお、複数案として設定しなかった要素と理由は、表1-2-2に示すとおりである。

表1-2-1 複数案の内容

案	破碎設備設置場所	概要
A案	既存建屋内	・既存建屋内に破碎設備を設置する。 破碎設備は、既存建屋のスペースの制約から100トン/日、1系列とする。また、破碎選別後の資源等の運搬車の動線を考慮し、破碎機は焼却設備の北側に配置する。
B案	別棟(新築)	・別棟を新築し、破碎設備を設置する。 破碎設備は、故障などのリスク分散の観点から50トン/日、2系列とする。また、既存建屋内ごみピットへの破碎可燃物の動線を考慮し、破碎機を別棟内の西側に配置する。

表1-2-2 複数案として設定しなかった要素とその理由

要素	設定しなかった理由
焼却処理方式	ストーカ式焼却炉及び流動床式焼却炉のいずれかを検討していたが、いずれの方式でも最新の高度な排ガス処理装置を設置し、排出基準を満たすよう管理すること及び排ガス量にもほとんど差がないことから、複数案間で差がないと判断した。
溶融設備の導入	既存建屋を再利用するため、560トン/日の溶融設備は炉の荷重や大きさが既存建屋内に収まらないことや単独溶融における効率性を考慮し、導入は困難と判断した。
メタン発酵設備の導入	稼働実績が少なく長期間安定稼働した実績がないこと、規模の制約があること、処理コスト等も不利なことから、導入を見送ることとした。

イ 計画段階配慮事項の抽出

本事業では、施設の存在による景観の変化、施設の稼働による大気汚染物質の排出、騒音及び振動の発生が懸念される。事業特性及び地域特性を踏まえ、本事業の実施に伴い重大な影響のおそれのある環境要素として、大気質、騒音及び振動を抽出し、重大な影響のおそれはないが、複数案間で差がある環境要素として、景観を抽出した。

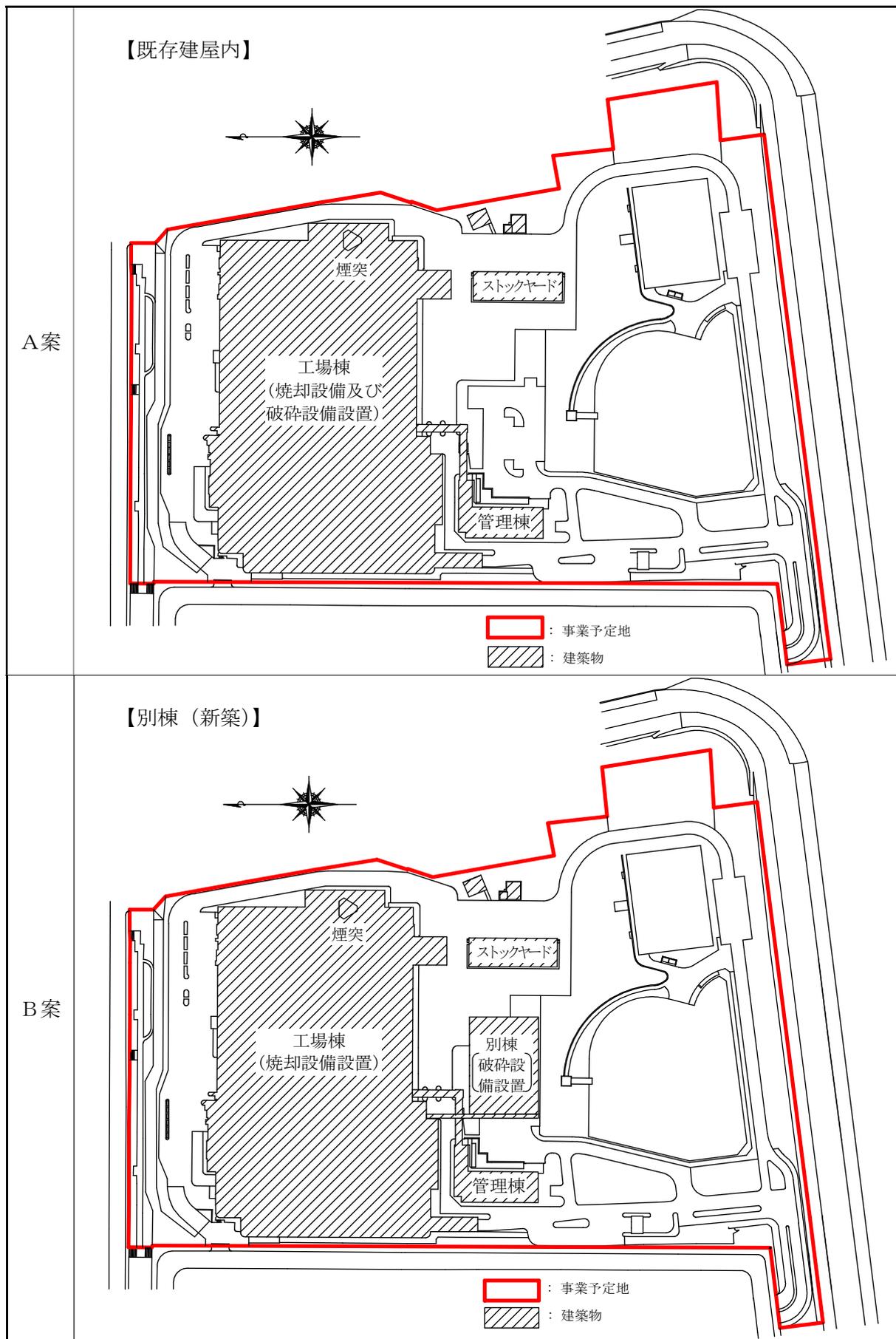


図 1-2-3 計画施設の配置計画案

ウ 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価等の概要

計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の概要を表 1-2-3 に、環境影響を回避・低減するための方向性を表 1-2-4 に示す。

表 1-2-3 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の概要

項目	概要	
調査	大気質	・事業実施想定区域に最も近い常監局等の測定結果は、大気汚染に係る環境基準、環境目標値、目標環境濃度及び有害大気汚染物質に係る指針値を下回る。
	騒音	・南陽工場周辺の騒音レベル（22時～翌7時の調査結果）は、規制基準を下回る。
	振動	・南陽工場周辺の振動レベル（22時～翌7時の調査結果）は、規制基準を下回る。
	景観	・煙突（地上高約100m）が目立ち、近傍から見た場合には圧迫感を感じさせる。
予測	大気質	・煙源条件は各案とも同じである。 ・年平均値に対する寄与率は0.1～3.6%である。
	騒音	・いずれの案においても、予測地点において、規制基準を下回った。 ・事業実施想定区域の南側を除き、B案がA案より騒音レベルが低く、南側では同等である。
	振動	・いずれの案においても、予測地点において、規制基準を下回った。 ・事業実施想定区域の北側において、B案がA案より振動レベルが低い、東側では同等、南側及び西側では、A案がB案より振動レベルが低い。
	景観	・A案は、別棟を設置しないことから、景観の変化はない。 ・B案における主要な眺望点からの景観の変化は少ない。
評価	大気質	・施設の稼働に起因する大気汚染物質が周辺の環境に及ぼす影響は小さいと判断する。
	騒音	・住居に近い事業実施想定区域の北側において、B案がA案より騒音レベルが小さい。 ・全ての予測地点で特定施設等を設置する工場等の騒音の規制基準を下回った。
	振動	・住居に近い事業実施想定区域の北側において、B案がA案より振動レベルが小さい。 ・全ての予測地点で特定施設等を設置する工場等の振動の規制基準を下回った。また、一般に人体が振動を感じ始める評価の目安の一つである閾値 55dB を下回ることから、周辺の環境に及ぼす影響は小さいと判断する。
	景観	・景観への影響はA案がB案より小さい。

表 1-2-4 環境影響を回避・低減するための方向性

共通	・高度な排ガス処理装置を設置する。 ・破碎設備の設置にあたっては、低騒音型・低振動型の機器の選択、防音・防振対策に努める。
A案	・破碎設備の設置にあたっては、住居のある事業実施想定区域の北側の騒音・振動の影響が小さくなる配置に努める。
B案	・破碎設備を設置する別棟を新築する際は、景観に大きな変化がないよう、配色に配慮する。

(2) 計画段階環境配慮書以降の検討

学識経験者による専門的かつ客観的な立場からの意見を聴取することを目的として「南陽工場処理システム検討懇談会」を開催し、導入可能な焼却処理システム及び破碎設備の併設について調査・検討を行った。

焼却処理システムについては、既存建屋内への破碎設備の導入を検討するため、1炉あたり280トン/日の2炉とし、既存建屋を再利用する制約から「ストーカ式」と「流動床式」を検討対象とした。検討した結果、「流動床式」は、炉の高さが高く、既存建屋に収まらないことから、導入可能な焼却処理システムは、「ストーカ式」とした。

破碎設備については、南陽工場に設置する規模を100トン/日とし、破碎機及び選別設備の配置については、計画段階環境配慮書の内容も踏まえ、3案の比較検討を行った。「既存建屋の有効活用」、「火災発生時の焼却処理への影響」、「設備の多系列化による、より安定した処理体制の維持」の観点から比較した評価結果を表1-2-5に、検討結果を表1-2-6に示す。

表 1-2-5 破碎設備の配置等についての比較（評価結果）

配慮書での複数案		A 案	B 案	
設備配置	破碎機	既存建屋内	別棟（新築）	別棟（新築）
	選別設備	既存建屋内	既存建屋内	別棟（新築）
評価項目	既存建屋の有効活用	△	○	△
		既存建屋を最大限有効活用できるが、既存建屋（ゴミピット）の改修工事の施工が困難	既存建屋を有効活用できるが、別棟の新築も必要	既存建屋の有効活用ができず、別棟の新築が必要
	火災発生時の焼却処理への影響	△	○	○
		火災発生時に焼却処理が継続できないおそれがある	火災発生時でも焼却処理の継続が可能	火災発生時でも焼却処理の継続が可能
設備の多系列化による、より安定した処理体制の維持		○	◎	◎
		建屋の制約から多系列化はできないが、一定の安定した処理体制の維持は可能	2系列化することで、より安定した処理体制の維持が可能	2系列化することで、より安定した処理体制の維持が可能

注) 表中の記号は以下のとおり。

◎：優れている、○：標準的、△：劣っている

表 1-2-6 破碎設備の配置等についての検討結果

設備規模	100 トン/日
系列数	2 系列 (50 トン/日×2 系列)
設備配置	破碎機を別棟に設置し、選別設備を既存建屋内に設置

2-4 対象事業の内容

(1) 事業予定地の位置

名古屋市港区藤前二丁目 101 番地 (図 1-2-4 参照)

(2) 施設概要

計画施設の概要は、表 1-2-7 のとおりである。

配置図を図 1-2-5 に、設備更新後のイメージ図を図 1-2-6 に示す。

表 1-2-7 施設概要

項目	概要	
	既存施設 (設備更新前)	計画施設 (設備更新後)
地域・地区	準工業地域、準防火地域、高度地区指定なし、緑化地域	準工業地域、準防火地域、絶対高 31m 高度地区 (平成 20 年名古屋市告示第 459 号)、緑化地域
建物構造	[工場棟] 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 2 階地上 6 階建 高さ 39.9m [管理棟] 鉄筋コンクリート造 地上 3 階建 高さ 12.5m [煙突] 鉄筋コンクリート造 高さ 100m	[工場棟・管理棟・煙突] 同 左 [破碎棟] 鉄筋コンクリート造 地下 2 階地上 3 階建 高さ 20m
敷地面積	約 68,000 m ²	同 左
建築面積	約 21,000 m ²	約 24,000 m ²
処理対象ごみ	可燃ごみ等	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ
設備規模	[焼却設備] 1,500 トン/日 (500 トン/日・炉×3 炉) [破碎設備] なし	[焼却設備] 560 トン/日 (280 トン/日・炉×2 炉) [破碎設備] 100 トン/日 (50 トン/日・系列×2 系列)
焼却炉処理方式	ストーカ式焼却炉 (24 時間連続運転)	同 左
排ガス量 (湿り) (1 炉あたり)	約 165,000 m ³ _N /h (実測値)	約 87,000 m ³ _N /h (計画値・最大)
排水計画	接触酸化処理・凝集沈殿・ろ過・吸着 (活性炭・キレート樹脂)・滅菌 →再利用 (一部河川放流)	工場系排水及び生活系排水は、排水処理設備にて処理後、計画施設内で極力再利用し、再利用できない分は、今後接続予定の公共下水道 (污水管) に放流 (処理方法の詳細は未定) 雨水は、公共下水道 (雨水管) に放流
緑化計画	緑化率 約 26%	現状の緑化率の維持に努める
完成年月	平成 9 年 3 月	令和 8 年度中

注) 1:既存施設の排ガス量は、過去 5 年間 (平成 26 年度～平成 30 年度) の排ガス濃度測定時における全 3 炉の平均値である。
(資料 1-1 (資料編 p.1) 参照)

2:既存施設の緑化率は、「緑のまちづくり条例」(平成 17 年名古屋市条例第 39 号) に基づく緑化協議における緑地面積を基に算出した値である。(平成 20 年 10 月 31 日から緑化地域制度が導入されたことにより、緑化協議制度は廃止)



図 1-2-4 事業予定地の位置

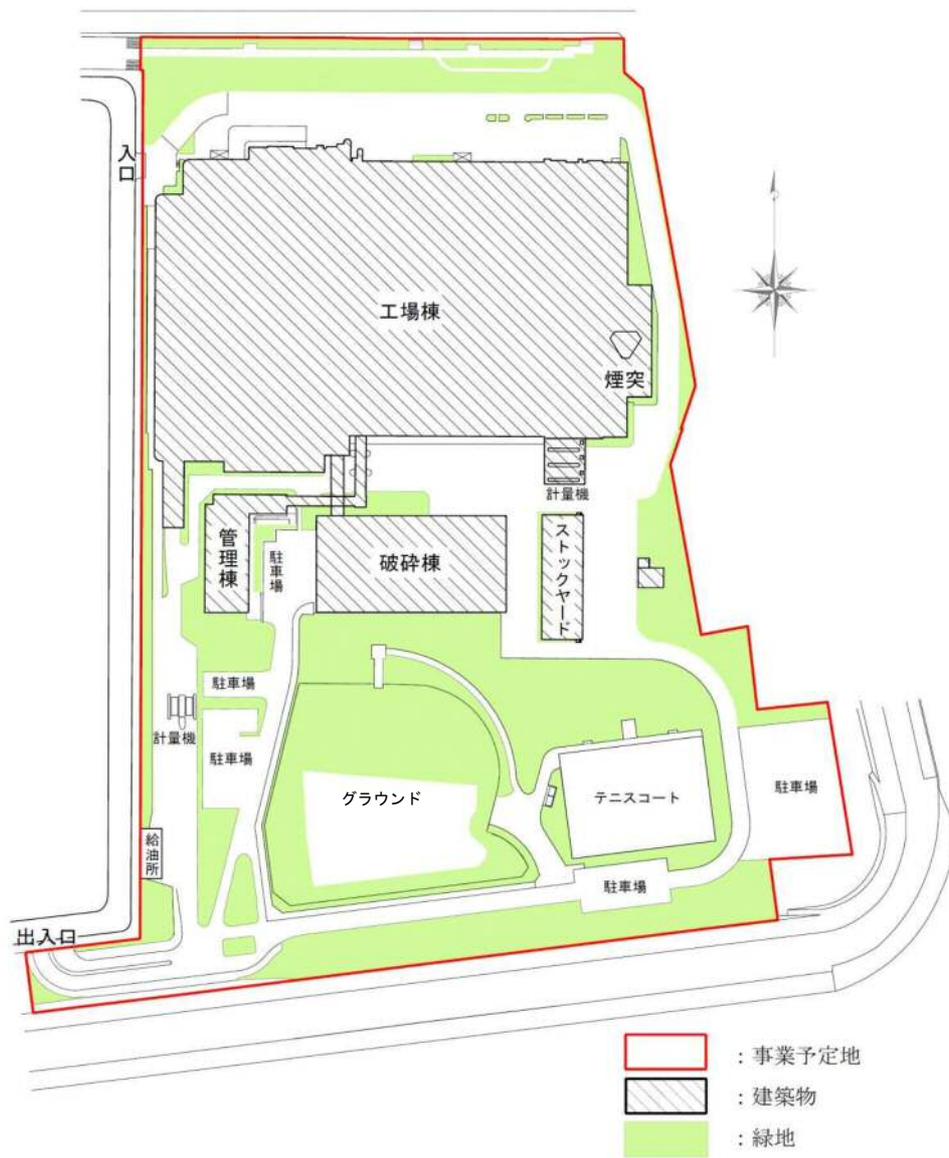


図 1-2-5 計画施設の配置図



図 1-2-6 設備更新後のイメージ図

(3) 設備規模

ア 焼却設備規模

計画施設の焼却設備規模は、計画施設稼働時のごみ処理量及びその時点で引き続き稼働している施設の設備規模を考慮し、560 トン/日とした。設備規模の考え方は以下のとおりである。

(7) 年間焼却・溶融量

5次計画において、平成38年度（令和8年度）における焼却・溶融量は市外分も含めて62万トン/年としている。その内訳は、表1-2-8のとおりである。

表1-2-8 平成38年度（令和8年度）の焼却・溶融量内訳

名古屋市	市外分 ^{※1}	不確定リスク ^{※2}	計
53万トン/年	5万トン/年	4万トン/年	62万トン/年

注) 表中※は以下のとおりである。

※1：清須市、あま市（甚目寺地区）、北名古屋市、豊山町分

※2：法整備によって、生産者等による発生抑制や資源化等（拡大生産者責任）が徹底されることにより、本来であればごみにはならないものなどで、市民の努力だけではごみ減量の達成が担保されないため、ごみとして処理されるものとしている。

(イ) 1日あたりの焼却・溶融量の算出

法定点検などの定期整備や、炉やボイラの清掃を含めた補修作業が必要なため、稼働率を概ね7割とする。

$$1日あたりの焼却・溶融量 = 62万トン/年 \div (365日 \times 稼働率) \approx 2,430 \text{ トン/日}$$

(ウ) 季節変動等の考慮

年間を通して安定した処理を行う上で、季節変動等を考慮すると10%程度の余力が必要となる。

$$1日あたりの焼却・溶融量（季節変動等を考慮） = 2,430 \text{ トン/日} \times 1.1 \approx 2,680 \text{ トン/日}$$

(I) 計画施設の焼却設備規模

計画施設稼働後に引き続き稼働している施設の設備規模は、表1-2-9のとおりである。

季節変動を考慮した1日あたりの焼却・溶融量から計画施設稼働後に引き続き稼働している施設の設備規模を差し引いたものが計画施設の必要な焼却設備規模となる。

表 1-2-9 計画施設稼働後に引き続き稼働している施設の設備規模

工場名	北名古屋工場 (仮称)	富田工場	鳴海工場	五条川工場	計
設備規模	660 トン/日	450 トン/日	450 トン/日	560 トン/日	2,120 トン/日

注) 鳴海工場はごみと併せて他工場焼却灰の処理も行っていることから、他工場焼却灰分を除いた 450 トン/日を設備規模とする。

焼却設備規模

$$= 1 \text{ 日あたりの焼却・熔融量 (季節変動等を考慮) } - \text{ 令和 8 年度も引き続き稼働している施設の設備規模}$$

$$= 2,680 \text{ トン/日} - 2,120 \text{ トン/日} = 560 \text{ トン/日}$$

イ 破碎設備規模

計画施設の破碎設備規模は、計画施設稼働時の破碎処理量及びその時点で引き続き稼働している北名古屋工場（仮称）の破碎処理能力を考慮し、100 トン/日とした。必要となる破碎設備規模の考え方は以下のとおりである。

(7) 年間破碎処理量

令和 8 年度の破碎処理量は、平成 28 年度実績と同等の 3.5 万トン/年と想定した。

(4) 計画施設の破碎設備規模

令和 2 年度に稼働する北名古屋工場（仮称）では不燃ごみ及び粗大ごみを年間 1.2 万トン処理するため、残りの年間破碎処理量は、2.3 万トン/年となる。計画施設で残りの年間破碎処理量を全て処理するとした場合の 1 日あたりの破碎設備規模は、年間稼働日数から算出し、100 トン/日となる。

破碎設備規模

$$= \text{年間破碎処理量} \div \text{年間稼働日数}$$

$$= 23,000 \text{ トン/年} \div (256 \text{ 日}^{\text{注)}} - 20 \text{ 日 (定期整備期間)})$$

$$\approx 100 \text{ トン/日}$$

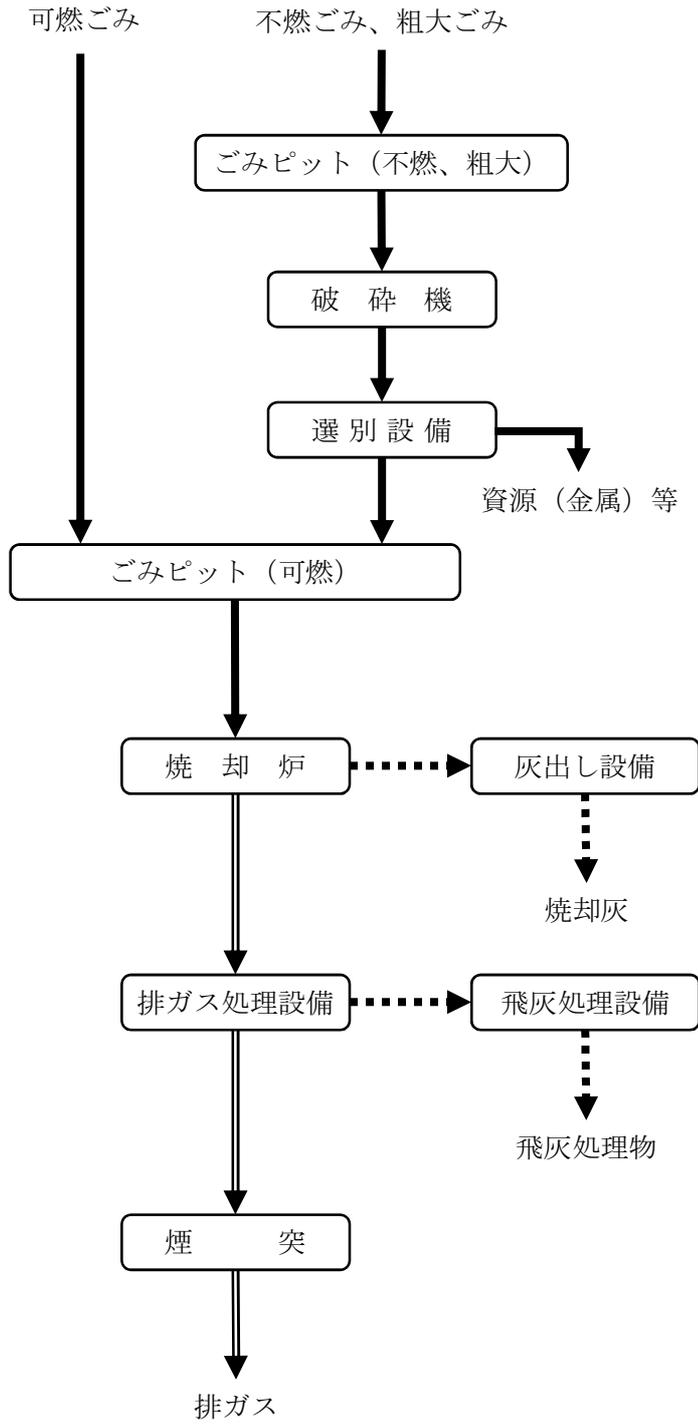
注) 土曜日、日曜日及び年末年始を除いた日数を示す。

(4) 処理フロー

計画施設の処理フローを図 1-2-7 に示す。

可燃ごみ及び後述する破碎残渣は、ごみピット（可燃）に貯留された後、ストーカ式焼却炉で焼却処理される。ストーカ式焼却炉では、可動するストーカ（火格子）上でごみを移動させながら焼却処理を行う。焼却処理されたごみにおいて、灰分の大部分は、焼却灰として排出され、一方、灰分の一部は燃焼ガス中に移行し、飛灰として排ガス処理設備で集じんされ、飛灰処理装置にて処理された後、飛灰処理物として排出される。

不燃ごみ及び粗大ごみは、ごみピット（不燃、粗大）に貯留された後、破碎機で破碎処理される。破碎処理されたごみは、選別設備によって資源（金属）等を選別し、それ以外のもの（破碎残渣）は、ごみピット（可燃）に貯留される。



- ← (solid line) : ごみ等の流れ
- ← (double line) : ガスの流れ
- ← (dotted line) : 灰の流れ

図 1-2-7 処理フロー

(5) 排ガス処理計画

計画施設での排ガス処理の計画を表 1-2-10 に示す。

表 1-2-10 排ガス処理計画

項 目		内 容		
排ガス処理設備		ろ過式集じん器	ばいじん、ダイオキシン類、水銀の除去	
		有害ガス除去設備	塩化水素、硫黄酸化物の除去	
		触媒脱硝反応塔	窒素酸化物の除去	
排ガス諸元	排ガス量（湿り）	約 87,000 m ³ /時・炉		
	排ガス量（乾き）	約 71,000 m ³ /時・炉		
	煙突高さ	100 m		
	煙突形状	外筒1本、内筒2本（各炉1本）		
	排ガス濃度 （酸素濃度 12%換算値）	ばいじん	0.01 g/m ³ 以下	
		窒素酸化物	25 ppm以下	
		硫黄酸化物	10 ppm以下	
塩化水素		10 ppm以下		
ダイオキシン類		0.05 ng-TEQ/m ³ 以下		
	水 銀	30 μg/m ³ 以下		
ごみの受入れから排ガス処理までの流れ				
<pre> graph LR A[ごみ] --> B[受入供給設備] B --> C[燃焼設備] C --> D[燃焼ガス冷却設備] D --> E[排ガス処理設備] E --> F[煙突] F --> G[排気] </pre>				

注) 排ガス濃度は、施設整備の前提となるものであり、この値を遵守できる施設を整備する。

(6) 給排水計画

計画施設での給排水フロー（計画）を図 1-2-8 に示す。

施設で発生する工場系排水及び生活系排水について、既存施設においては排水処理及び施設内での再利用後に、一部を河川放流しているが、計画施設においては、事業予定地北側で供用予定の公共下水道へ接続し、下水道へ放流する。

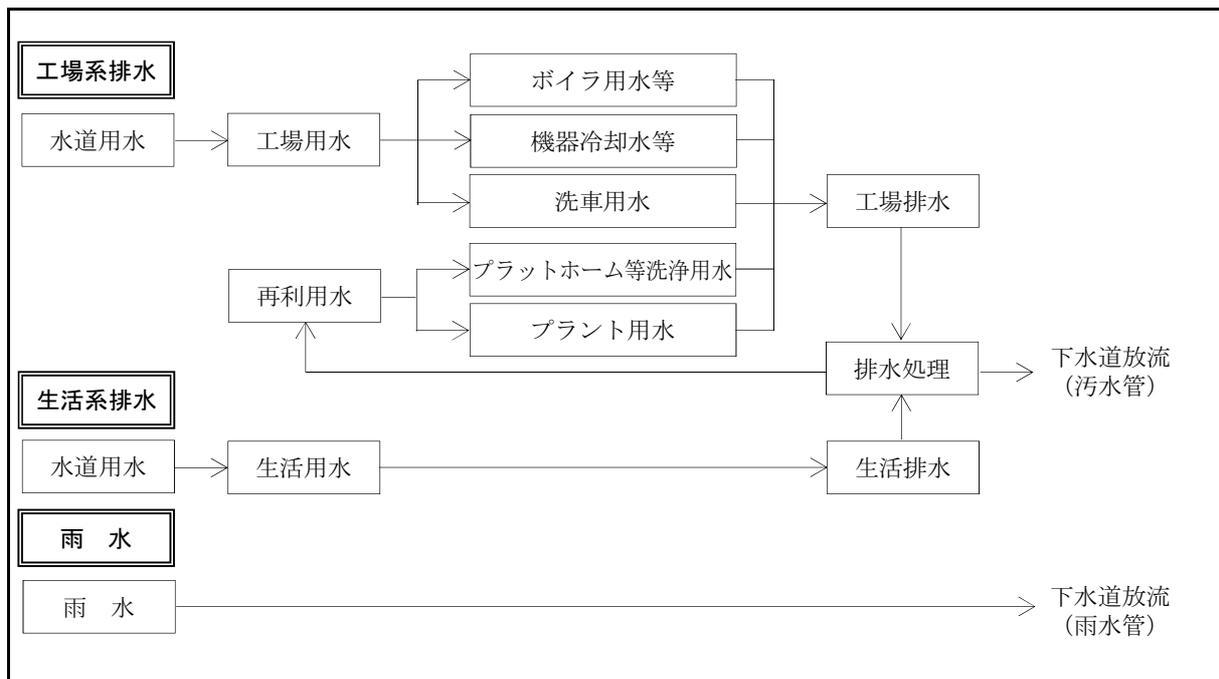


図 1-2-8 給排水フロー（計画）

(7) 施設供用に伴う廃棄物の処理計画

計画施設の供用時には、焼却処理に伴う焼却灰及び飛灰処理物、並びに排ガス処理及び排水処理に伴う汚泥が発生する。

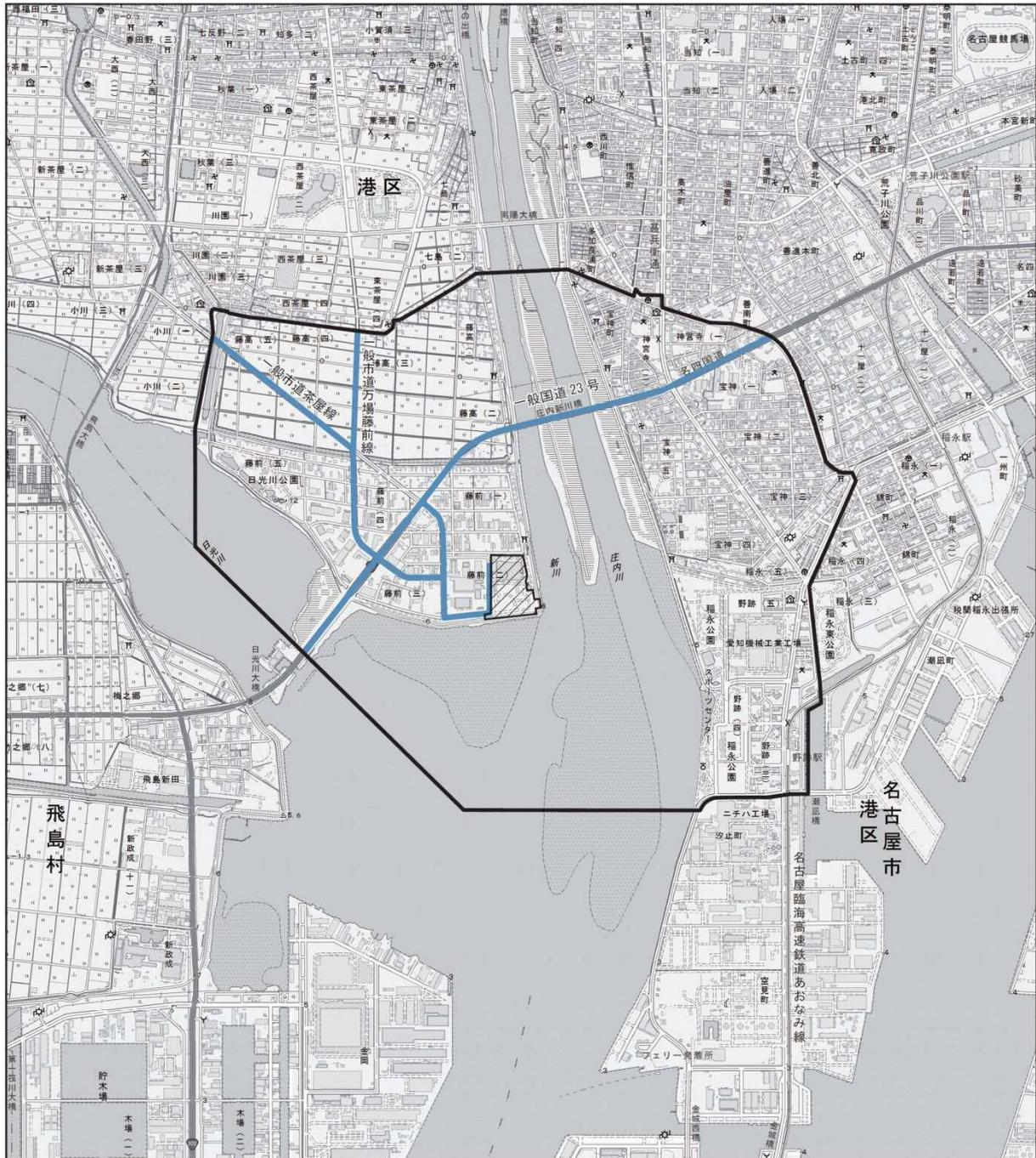
焼却灰及び飛灰処理物は、それぞれ建屋内のコンクリート製の灰ピット及び飛灰ピットにて保管した後、事業予定地外へ搬出する。焼却灰及び飛灰処理物は鳴海工場での熔融処理、民間施設での資源化を行い、残りについては処分場での埋立を予定している。

汚泥については、排ガス処理方法及び排水処理方法により性状、発生量が異なるが、脱水処理による減容化等を行い、処分する計画である。

(8) 施設関連車両に係る計画

ごみ収集車、灰搬出車両及び薬品等搬入車両（以下「施設関連車両」という。）の計画施設への主な走行ルートを図 1-2-9 に示す。ごみ収集作業時を除き、生活道路を走行しない計画である。

施設関連車両の計画施設への出入りは、日曜日を除く午前 6 時から午後 5 時まで行う計画である。車両台数は曜日によって異なり、約 80 台/日から約 500 台/日を計画している。曜日毎の搬入車両台数を図 1-2-10 に示す。



凡 例

-  : 事業予定地
-  : 施設関連車両の主な走行ルート

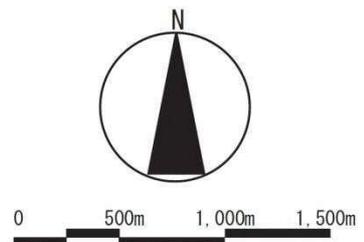


図 1-2-9 施設関連車両の主な走行ルート

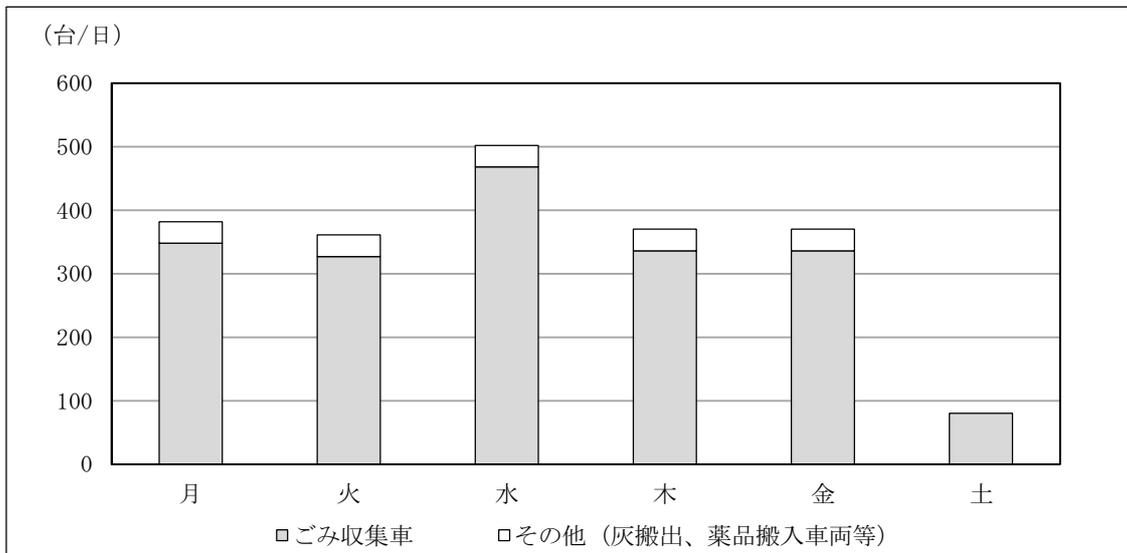


図 1-2-10 計画施設への搬入車両台数

2-5 工事計画の概要

(1) 工事予定期間

令和 2 年度～令和 8 年度（試運転期間を含む）

(2) 工事概要

既存設備の解体撤去においては、焼却炉や煙道等に付着しているダイオキシン類等を除去し、当該除去作業が完了した後に焼却設備の解体撤去を行う。また、併せて既存の建具や空調設備、衛生設備等の建築設備の解体撤去を行う。既存設備の解体作業は、騒音等の発生を抑えるため可能な限り建屋内で行い、解体した設備は、屋上屋根等の一部を開口し、クレーンにより搬出する。設備解体撤去前後の図を図 1-2-11 及び図 1-2-12 に、屋上屋根等の開口範囲を図 1-2-13 及び図 1-2-14 に示す。

既存設備の解体撤去を完了した後、新たな焼却設備及び破碎設備（選別設備等）を工場棟に設置するとともに、工場棟の南側に新たに破碎棟を建築し、破碎設備（破碎機等）を設置する。また、併せて、建築設備の設置、既存建屋の補修・改修を行う。

その他、敷地内の緑地や駐車場の整備、出口計量棟の設置、給油所の移設等を行う計画としている。

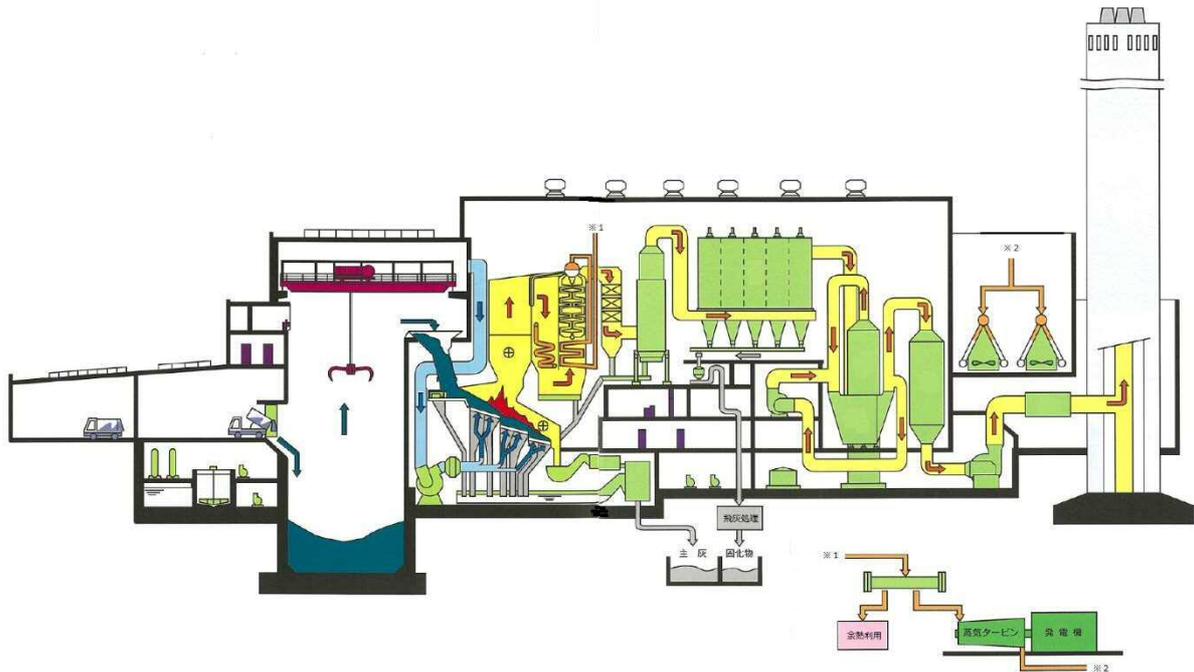


図 1-2-11 既存設備解体撤去前のイメージ図（断面図）

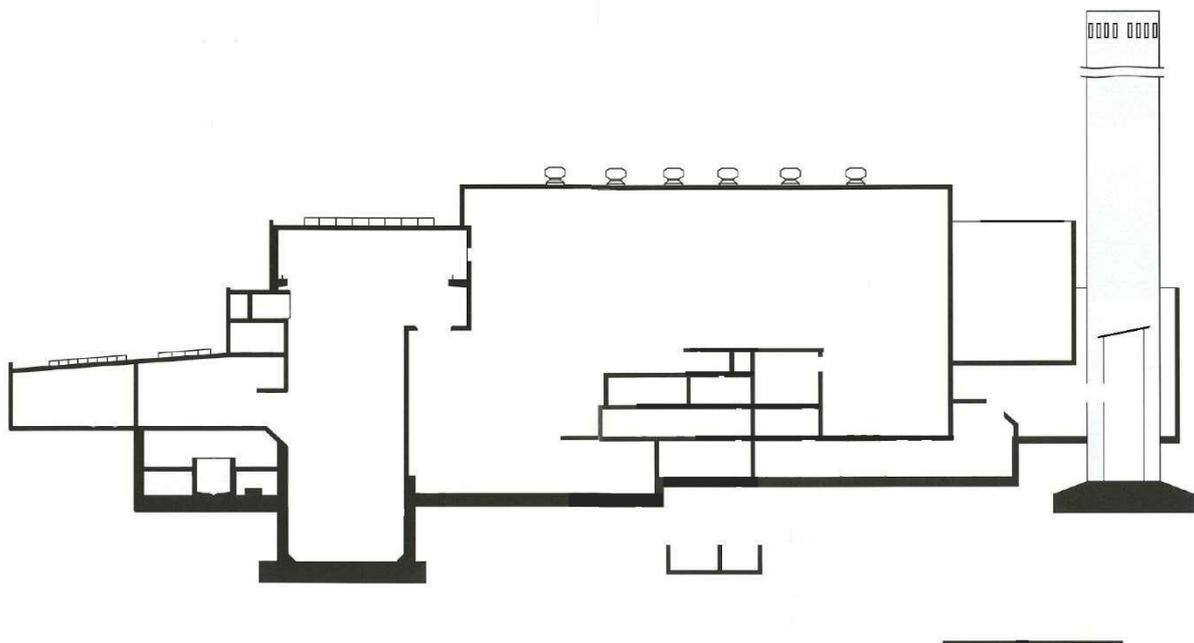


図 1-2-12 既存設備解体撤去後のイメージ図（断面図）

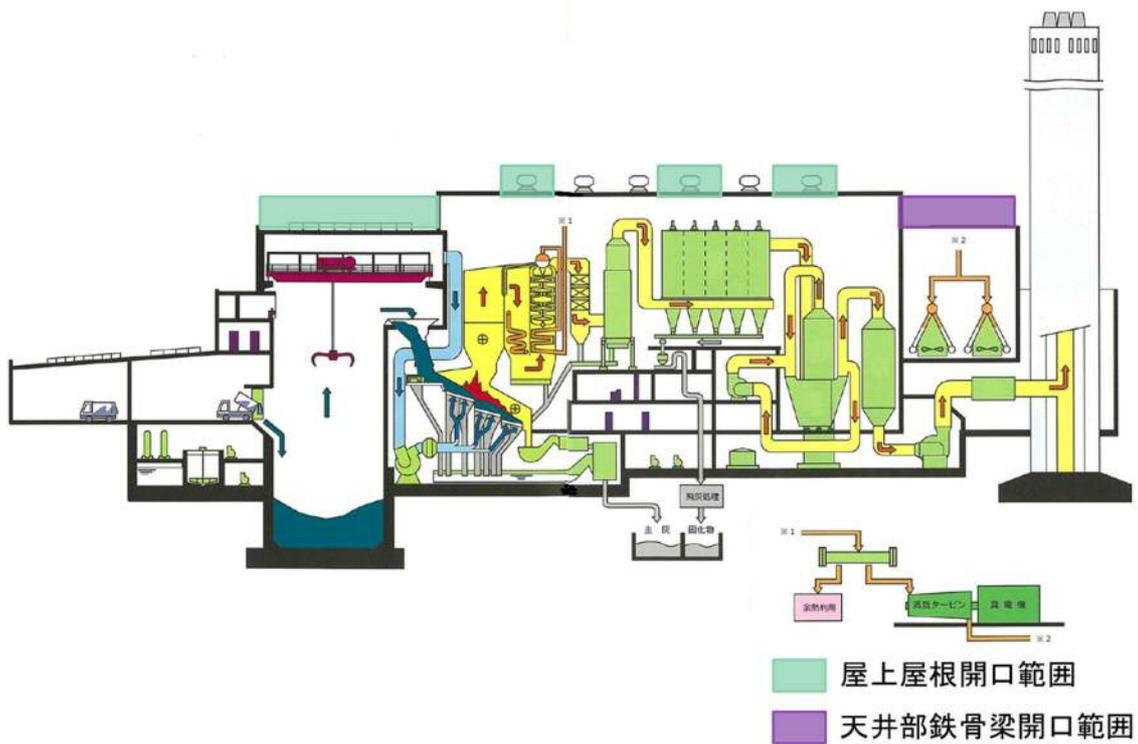


図 1-2-13 屋上屋根等の開口範囲のイメージ図（断面図）

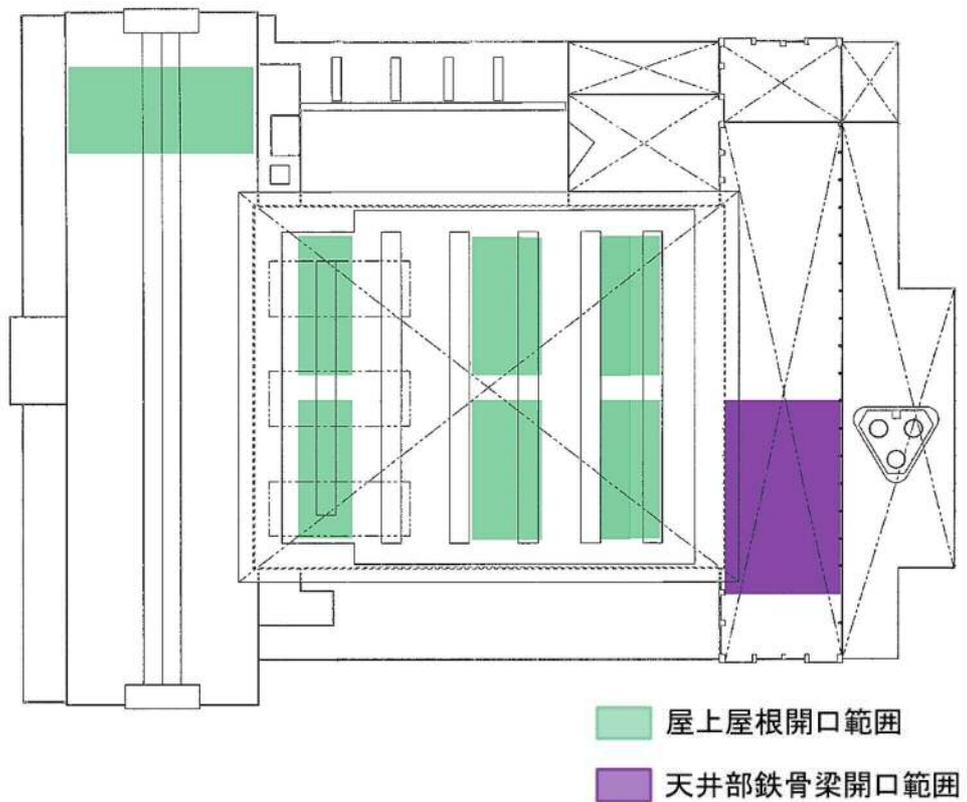


図 1-2-14 屋上屋根等の開口範囲（屋根階平面図）

(5) 建設機械及び工事関係車両に係る計画

ア 建設機械（資料 1-2（資料編 p.2）参照）

主な建設機械の月別稼働台数を図 1-2-15 に示す。稼働台数が最大となるのは、工事着工後 32～33 ヶ月目である。

建設機械の稼働による大気質、騒音及び振動の影響が最大となる時期を表 1-2-12 に示す。建設機械の稼働による大気質への影響が最大となる時期は工事着工後 31～42 ヶ月目、騒音及び振動の影響が最大となる時期は工事着工後 32 ヶ月目である。

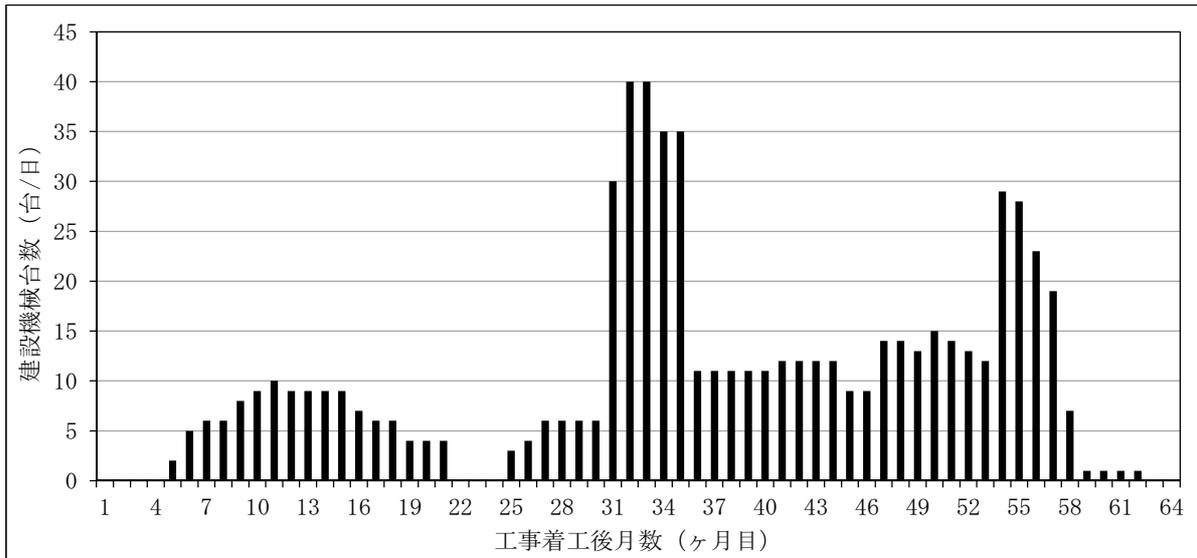


図 1-2-15 建設機械の日最大稼働台数 (月別)

表 1-2-12 建設機械の稼働による大気質、騒音及び振動の影響が最大となる時期

環境要素	影響が最大となる時期	工事内容
大気質	工事着工後 31～42 ヶ月目	設備更新工事
騒音	〃 32 ヶ月目	
振動	〃 32 ヶ月目	

注)「大気質」は工事期間中の連続する 1 年間の汚染物質の排出量が最も多くなる時期を示し、「騒音」及び「振動」は工事期間中の各月における合成騒音レベル及び合成振動レベルがそれぞれ最大となる月を示す。

イ 工事関係車両（資料 1-3（資料編 p.4）参照）

工事関係車両の月別走行台数を図 1-2-16 に示す。走行台数が最大となるのは、工事着工後 55 ヶ月目である。

工事関係車両の走行による大気質、騒音及び振動の影響が最大となる時期を表 1-2-13 に示す。工事関係車両の走行による大気質への影響が最大となる時期は工事着工後 31～42 ヶ月目、騒音及び振動の影響が最大となる時期は工事着工後 41 ヶ月目である。

工事関係車両の走行ルートを図 1-2-17 に示す。主要な幹線道路を走行し、生活道路を走行しない計画である。

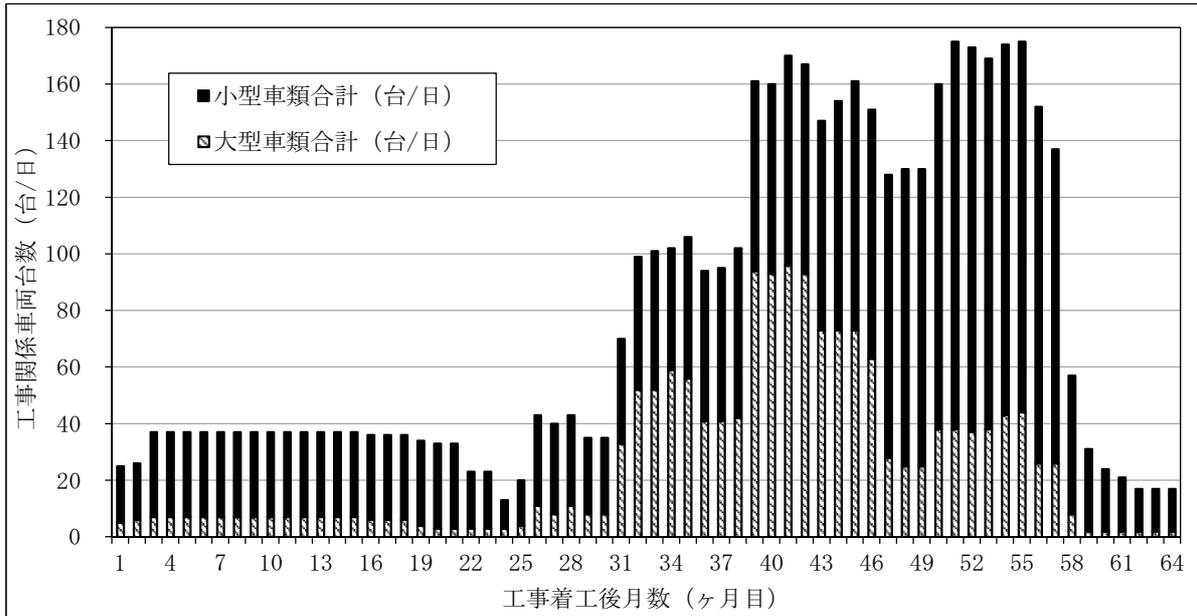


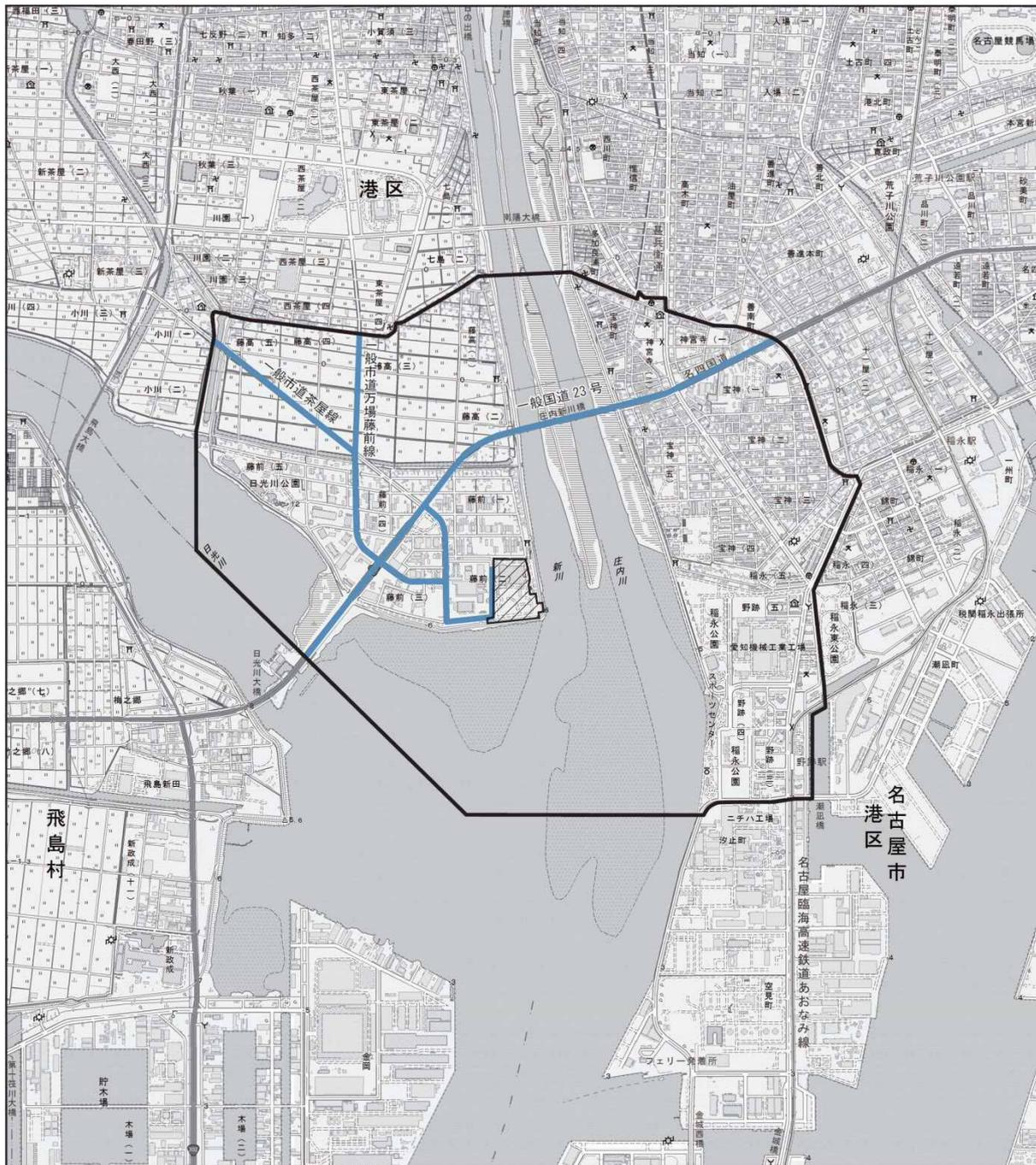
図 1-2-16 工事関係車両の日最大走行台数（月別）

表 1-2-13 工事関係車両の走行による大気質、騒音及び振動の影響が最大となる時期

環境要素	影響が最大となる時期	工事内容
大気質	工事着工後 31～42 ヶ月目	設備更新工事
騒音	41 ヶ月目	
振動	41 ヶ月目	

注) 1: 「大気質」は、工事期間中の連続する 1 年間の汚染物質の排出量が最も多くなる時期を示す。

2: 「騒音」は、合成騒音レベルが最も大きくなる月を示し、「振動」は等価交通量が最も多くなる月を示す。



凡 例

-  : 事業予定地
-  : 工事関係車両の主な走行ルート

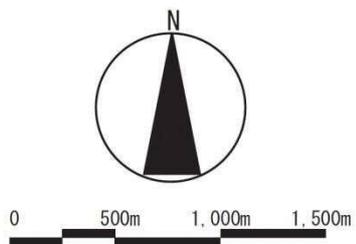


図 1-2-17 工事関係車両の主な走行ルート

第3章 対象事業に係る計画について

環境の保全の見地から配慮した内容

第3章 対象事業に係る計画について環境の保全の見地から配慮した内容

事業計画の策定にあたり、環境保全の見地から事前に配慮した事項の内容は、次に示すとおりである。

3-1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮

表 1-3-1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮

環境配慮事項		内 容
自然環境の保全	地下水・地盤・地形・地質・水環境	<ul style="list-style-type: none"> 地形等の改変による影響の防止 <ul style="list-style-type: none"> 地下水を利用しない計画とすることで、地下水及び地盤への影響を回避する。 破碎棟の新築にあたっては、土地改変を最小限とする。
	日照障害・電波障害等	<ul style="list-style-type: none"> 日照障害及び電波障害等の防止 <ul style="list-style-type: none"> 新築する破碎棟の建屋高さを既存建屋（工場棟）以下とし、可能な限り低くする。
生活環境の保全	地域分断	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティの分断防止 <ul style="list-style-type: none"> 現在の工場敷地内で事業を行うことで地域コミュニティに変化を生じさせない。
	安全性	<ul style="list-style-type: none"> 地盤災害の防止 <ul style="list-style-type: none"> 破碎棟の新築にあたっては、土地改変を最小限とする。

3-2 建設作業時を想定した配慮

表 1-3-2(1) 建設作業時を想定した配慮

環境配慮事項		内 容
自然環境の保全	地下水・地盤・地形・地質・水環境	<ul style="list-style-type: none"> 地形等の改変による影響の防止 <ul style="list-style-type: none"> 既存建屋を再利用することで、地盤・地形への影響を最小限とする。 破碎棟の新築に伴う地下掘削工事において周辺の地盤変位を防止する工法を採用する。
	土壌	<ul style="list-style-type: none"> 表土の活用と保全 <ul style="list-style-type: none"> 事業予定地内の既存の緑地は、工事区域を除き現状のまま維持し、表土の流出防止を図る。 掘削によって発生した表土を事業予定地内の植栽に利用するなど表土の活用に留意した工事計画を策定する。
	植物・動物・生態系	<ul style="list-style-type: none"> 動植物の生息域への影響の防止 <ul style="list-style-type: none"> 既存設備の解体作業は、可能な限り建屋内で行うことで粉じん、騒音、振動等の発生を抑制する。 建設作業時の大気汚染、騒音及び振動等による動植物の生息環境への影響防止に留意し、工事の平準化に努める。 使用する建設機械は、排出ガス対策型や低騒音型・低振動型建設機械を採用することを工事仕様書に明記し、排出ガス対策型等の建設機械を採用する。 騒音の発生源となる機器は、可能な限り建屋内へ設置するとともに、屋外へ設置する場合は、防音壁や防音カバーの取り付け等の防音対策を実施する。 工事関係車両の運転手に対し、指定した道路の走行を行い、事業予定地内は徐行するように指導、徹底する。

表 1-3-2(2) 建設作業時を想定した配慮

環境配慮事項		内 容
生活環境の保全	環境汚染 建設作業に伴う公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・既存設備の解体作業前に石綿使用状況の調査を行う。調査の結果、石綿の使用が判明した場合、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014.6」（環境省、平成26年）及び「廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル」（廃棄物処理施設解体時等のアスベスト飛散防止対策検討委員会、平成18年）に従って除去する。なお、飛散性の石綿が確認された場合、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）の作業基準を遵守する。 ・既存設備の解体作業前に「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（厚生労働省、平成26年）に従いダイオキシン類を除去するとともに、除去作業前、作業中及び作業後に大気調査を行う。 ・ダイオキシン類除去作業時の洗浄水などの排水は、集水し、適切な排水処理装置で処理した後に、洗浄水として再使用する。最終的に残った洗浄水と排水処理で生じた汚泥は、「廃棄物処理法」に基づき適正に処理する。 ・既存設備の解体作業は、可能な限り建屋内で行うことで粉じん、騒音、振動及び悪臭の発生を抑制する。 ・建屋外で設備の解体を行う必要がある場合には、必要に応じて、散水の実施や粉じん防止用シートの使用により、粉じんの発生を抑制する。 ・特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準を厳守するとともに、その他の作業についても特定建設作業の規制に関する基準を遵守する。 ・使用する建設機械は、排出ガス対策型や低騒音型・低振動型建設機械を採用することを工事仕様書に明記し、排出ガス対策型等の建設機械を採用する。 ・工事区域の周囲に仮囲いを設置し、周辺地域への騒音を軽減する。 ・工事中に発生する排水の低減に努めるとともに、排水に対して適切な水処理を行い、公共下水道に放流する。
	土壌・地下水汚染物質による環境汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）に基づく調査を行う。調査の結果、土壌汚染が判明した場合、「土壌汚染対策法」等に基づき適切に対応する。
	工事関係車両の走行による公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・運行管理を適切に行うことにより、工事関係車両の集中化を避けるとともに、工事関係車両の運転手に対し、生活道路を走行せず、主要幹線道路を走行するように走行ルートの厳守並びに適正な走行及びアイドリングストップの実施を指導、徹底する。 ・工事関係車両について、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県、平成22年）に定める車種規制非適合車を使用しないことを工事仕様書に明記し、車種規制非適合車を使用しない。
安全性	工事関係車両の走行に伴う交通安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・運行管理を適切に行うことにより、工事関係車両の集中化を避けるとともに、工事関係車両の運転手に対し、生活道路を走行せず、主要幹線道路を走行するように走行ルートの厳守及び適正な走行の実施を指導、徹底する。 ・事業予定地の工事関係車両出入口に交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保する。
	建設作業に伴う安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）等に基づき、作業主任者を選任し、火災などの災害を未然に防止する。

表 1-3-2(3) 建設作業時を想定した配慮

環境配慮事項		内 容
環境負荷の低減	自動車交通	<p>工事関係車両による交通渋滞の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行管理を適切に行うことにより、工事関係車両の集中化を避けるとともに、工事関係車両の運転手に対し、生活道路を走行せず、主要幹線道路を走行するように走行ルートの厳守及び適正な走行の実施を指導、徹底する。 ・掘削によって発生した土壌を事業予定地内の植栽等に利用することにより建設発生土の搬出量を削減し、工事関係車両の走行台数を軽減する。
	廃棄物等	<p>建設廃棄物の発生抑制及び循環利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴い発生した廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、計画等を作成し、廃棄物の分別、再資源化等を行う。 ・搬入物梱包材は、可能な限り再資源化及び減量化を行う。
		<p>建設残土・廃棄物の搬出・処分等に伴う影響の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴い発生した廃棄物は、「廃棄物処理法」、「建設廃棄物処理指針（平成22年度版）」（環境省，平成23年）及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター，平成23年）に従い適正に処理する。 ・石綿の使用が判明し、石綿含有廃棄物が発生した場合は、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」（環境省，平成23年）及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」に従い適正に保管、運搬及び処理を行う。 ・ダイオキシン類除去作業に伴い発生した廃棄物は、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に従い適正に保管、運搬及び処理を行う。 ・掘削によって発生した土壌を事業予定地内の植栽等に利用することにより建設発生土の搬出量を削減する。 ・建設発生土の搬出車両の荷台には、防じんカバーをする。
	地球環境	<p>地球環境問題に対する取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中の型枠材等の使用に際しては、森林保護の観点から鋼製型枠、特殊型枠、樹脂製型枠等の使用に努める。 ・新規設備の材料を製造する際、可能な限り二酸化炭素の発生量が少ないものを選定する。 ・フロン類を用いた設備機器は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（平成13年法律第64号）に基づき、フロン類の回収等適切な対応を行う。

3-3 施設の存在・供用時を想定した配慮

表 1-3-3(1) 施設の存在・供用時を想定した配慮

環境配慮事項		内 容	
自然環境の保全	植物・動物・生態系・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・「名古屋市の施設等における農薬・殺虫剂等薬剤の適正使用に係る基本指針」（名古屋市，平成20年）及び「農薬・殺虫剂等薬剤の適正使用マニュアル（屋外 農薬編）」（名古屋市，平成25年）等に基づき、農薬・殺虫剂等の薬剤使用量を低減する。 ・高度な排ガス処理装置を設置する。 ・工場排水及び生活排水は、排水処理設備で処理した後、計画施設内で極力再利用し、再利用できない分は、公共下水道へ放流する。 ・設置する機器は、低騒音・低振動型機器を採用し、特に騒音・振動の大きな機器は、遮音性の高い建屋内に防振対策を施した上で設置する。 	
	表土、緑地等の適正管理による自然植生の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「緑のまちづくり条例」（平成17年名古屋市条例第39号）等に基づき、適正な緑地の維持管理を行う。 	
生活環境の保全	環境汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・公害の防止及び有害物質による環境汚染の防止 ・高度な排ガス処理装置を設置する。 ・工場排水及び生活排水は、排水処理設備で処理した後、計画施設内で極力再利用し、再利用できない分は、公共下水道へ放流する。 ・設置する機器は、低騒音・低振動型機器を採用し、特に騒音・振動の大きな機器は、遮音性の高い建屋内に防振対策を施した上で設置する。 ・主な悪臭の発生源であるごみピットは負圧とし、吸引した空気は焼却炉の燃焼用空気として使用する等により脱臭する。なお、休炉時の臭気対策として脱臭装置を設ける。 ・プラットホーム入口にエアーカーテンを設置するとともに、ごみピットには投入扉を設け、ごみ投入時以外は閉じることにより臭気の漏えいを防止する。 	
	日照障害・電波障害等	<ul style="list-style-type: none"> ・日照障害及び電波障害等の防止 ・新築する破砕棟の建屋高さを既存建屋（工場棟）以下とし、可能な限り低くする。 	
	地域分断	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のコミュニティの分断防止 ・現在の工場敷地内で事業を行うことで、地域コミュニティに変化を生じさせない。 	
	安全性	火災の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみピット等に火災監視装置・消火装置を設ける。
		交通安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・施設関連車両である搬入・搬出車両については、運転手に対し、走行ルートの厳守及び適正な走行を指導、徹底する。
自然災害からの安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・既存建屋は、大地震により部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が図られる耐震性を有している。 ・現状の緑化率の維持に努めるとともに、事業予定地内の再舗装を行う際には透水性舗装の採用等を検討し、雨水流出抑制に配慮する。 ・名古屋市消防局の被害想定（平成26年3月）では、工場南側の堤防で3.1mの津波が予想されており（あらゆる可能性を考慮した最大クラス）、堤防高さが6.6mあることから、津波が堤防を越えることはないと考えられる。仮に地震や津波等により堤防が破壊された場合でも、工場の地盤の高さが4.1mあることから、浸水被害は軽微と考えられる。（高さはT.P.（東京湾平均海面）を基準） 		

表 1-3-3(2) 施設の存在・供用時を想定した配慮

環境配慮事項		内 容	
快適環境の保全と創造	緑地・景観	施設の緑化及び良好な都市景観の形成	・現状の緑化率の維持に努めるとともに、「緑のまちづくり条例」等に基づき、適正な緑地の維持管理を行う。
		自然景観の保全	・破碎棟の配置、規模、形状及び色彩等について、周辺地域の景観との調和に配慮する。
	水循環	水循環の保全及び再生	・透水性舗装の採用等により雨水の地下浸透を促進し、地下水の涵養に配慮する。 ・工場排水及び生活排水は、排水処理設備で処理した後、計画施設内で極力再利用し、再利用できない分は、公共下水道へ放流する。
	熱環境	ヒートアイランド現象の抑制	・人工排熱の抑制や人工的な地表面被覆の改善に努める。
環境負荷の低減	自動車交通	交通渋滞の防止	・施設関連車両が事業予定地外で停滞することのないよう、事業予定地内に滞車スペースを十分に確保する。
		低公害車の普及	・施設関連車両である搬入・搬出車両については、低公害・低燃費車の導入を進めるとともに、運転手に対し、走行ルートの厳守並びに適正な走行及びアイドリングストップの実施を指導、徹底する。
	廃棄物	廃棄物の発生抑制及び循環利用の推進	・「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）及び「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成4年名古屋市条例第46号）に基づき、廃棄物の減量に努める。
		廃棄物の適正処理	・「廃棄物処理法」に基づき、適正に処理する。
地球環境	エネルギーの効率的な利用の推進	・高効率照明等の省エネルギーシステムの採用を検討し、エネルギー消費量の削減を図る。 ・ごみ焼却の余熱を最大限に利用して発電を行うことにより、工場の稼働に必要な電力をまかない、余剰電力は売却する。また、工場内の給湯や空調等にも利用する。	
	温室効果ガス等の排出抑制	・「名古屋市地球温暖化対策指針」（平成24年名古屋市告示第184号）に基づき、効果的かつ実現可能な温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置を検討し、実施する。 ・現状の緑化率の維持に努めるとともに、「緑のまちづくり条例」等に基づき、緑地の適切な維持・管理を行う。	

第4章 対象事業の実施予定地及びその周辺地域の概況

第4章 対象事業の実施予定地及びその周辺地域の概況

事業予定地は、名古屋市の南西部に位置し、近傍には流通関係の事業所等が多く、その周辺には水田等の農地が広がり、住宅が点在している。また、図 1-4-1 に示すとおり、事業予定地東側は新川が流れ、南側は名古屋港に面している。

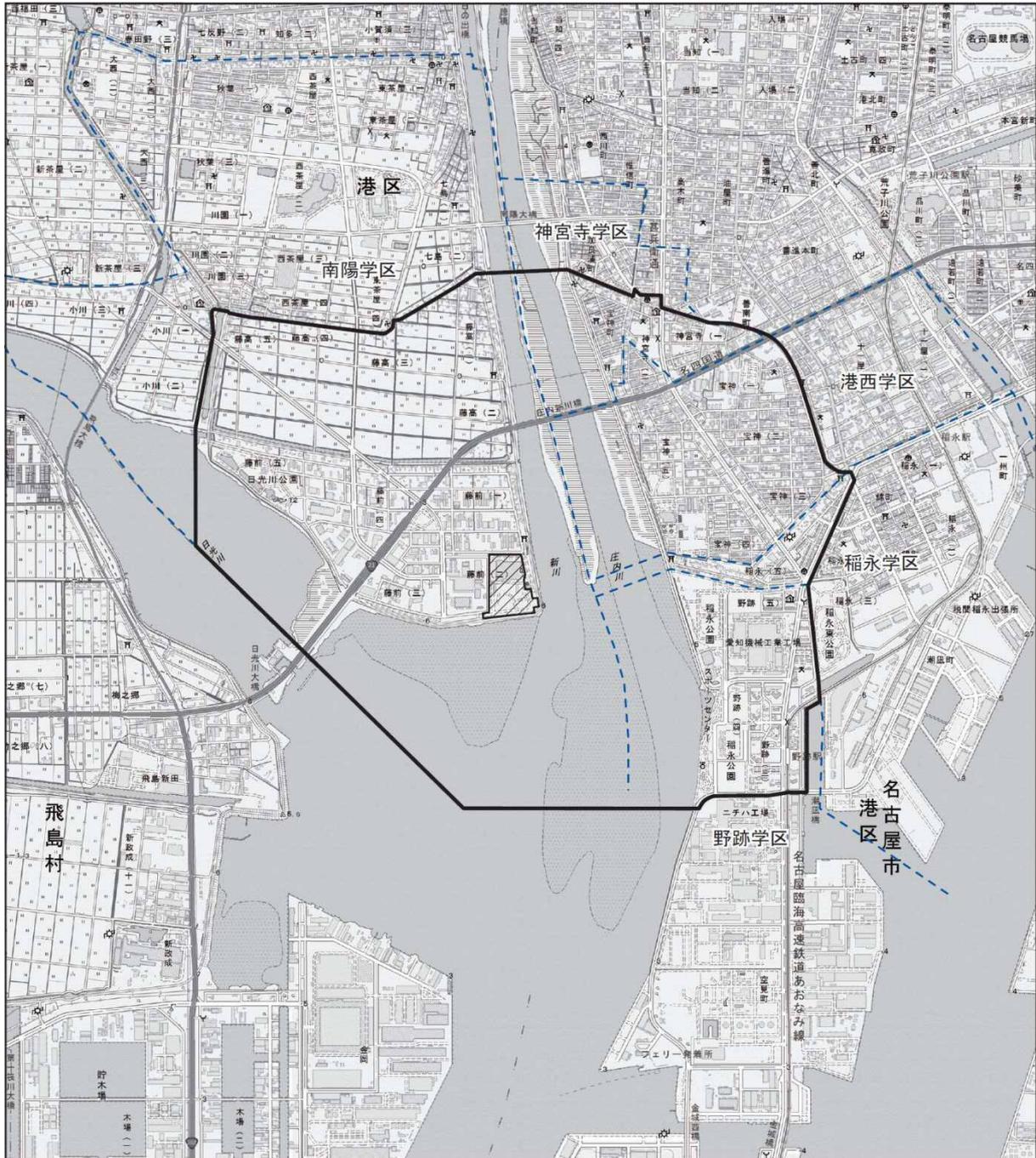
事業予定地及びその周辺の概況を整理する区域として、供用時の大気質の影響範囲に着目し、街区等を考慮して、表 1-4-1 及び図 1-4-1 に示す地域（以下、「調査地域」という。）を設定した。

表 1-4-1 調査地域

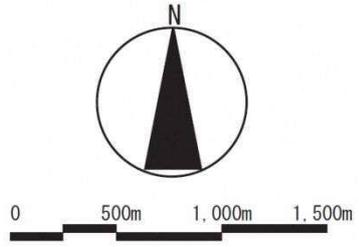
区名	学区名
港区	南陽学区の一部、港西学区の一部、稲永学区の一部、野跡学区の一部、神宮寺学区の一部

この調査地域を中心に、事業予定地周辺の地域特性を「自然的状況」及び「社会的状況」に分けて整理する。

なお、資料収集は、原則として令和元年6月末時点で入手可能な最新の資料により行った。また、名古屋市及び港区でのデータしか得られないものについては、この単位で整理した。



- 凡 例
- : 事業予定地
 - : 調査地域
 - : 学区界



注) 図中の学区名及び学区界は、調査地域を含む5学区について記載した。

図 1-4-1 事業予定地とその周辺地域

4-1 自然的状況

(1) 地形・地質等の状況

ア 地形

調査地域及びその周辺の地形は、図 1-4-2 に示すとおり低地に区分され、事業予定地も低地に区分される。

出典)「地形分類図 桑名・名古屋南部」(愛知県, 昭和 60 年)

イ 地質

調査地域及びその周辺の表層地質は、図 1-4-3 に示すとおり、未固結堆積物の砂・泥を主とする層で、南部は埋立地である。事業予定地は、砂・泥を主とする層に区分される。

また、事業予定地及びその周辺の地質構成の概要を図 1-4-4(1), (2)に示す。事業予定地周辺の地盤は、地表部が盛土となり南陽層(沖積層)、熱田層(洪積層)、海部・弥富累層(洪積層)の順で分布している。南陽層は層厚 10m程度で分布し、ルーズな砂層、軟弱な粘性土層からなる。南陽層の下位は比較的密度の高い熱田層が分布し、上部は浮石や火山灰を狭在する砂層、下部は海成の粘性土層からなる。熱田層の下位には密度の高い海部・弥富累層が分布している。

出典)「表層地質図 桑名・名古屋南部」(愛知県, 昭和 60 年)
「名古屋地域地質断面図集」(土質工学会中部支部, 昭和 62 年)

ウ 干潟、藻場、砂浜

調査地域及びその周辺の海岸線及び干潟の状況を図 1-4-5 に示す。事業予定地の南側には藤前、新川口、庄内川口の干潟(その大半がラムサール条約登録湿地)が、南西には飛島干潟が広がっている。事業予定地周辺の海岸線は、人工海岸である。

また、「愛知県の自然環境」によると、調査地域に藻場の記載はない。

出典)「愛知県の自然環境」(愛知県, 昭和 60 年)
「自然環境調査 Web-GIS 自然環境保全基礎調査(第 5 回海辺調査・海岸線改変状況、第 5 回干潟調査)」(環境省ウェブサイト)

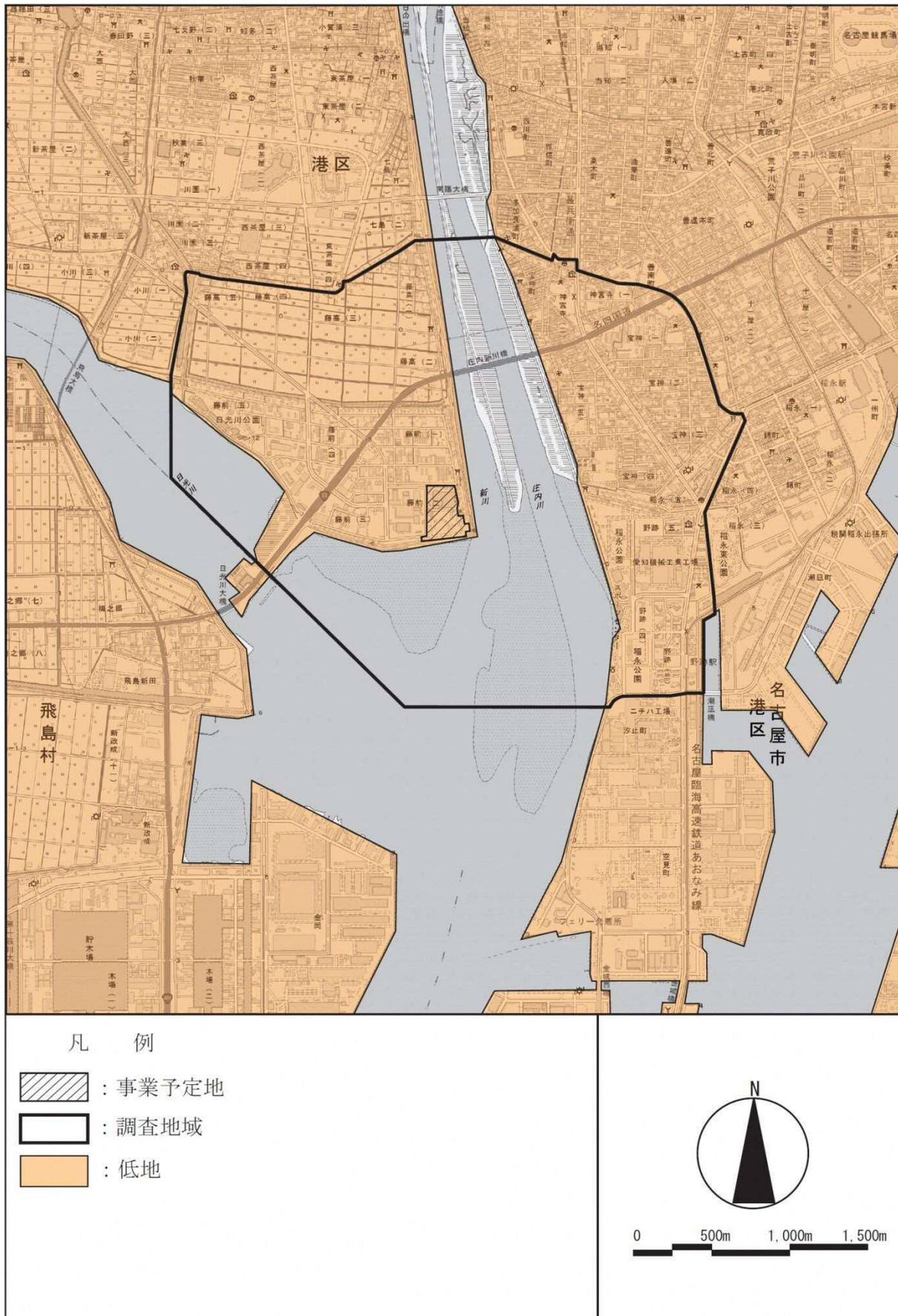


図 1-4-2 地形分類図

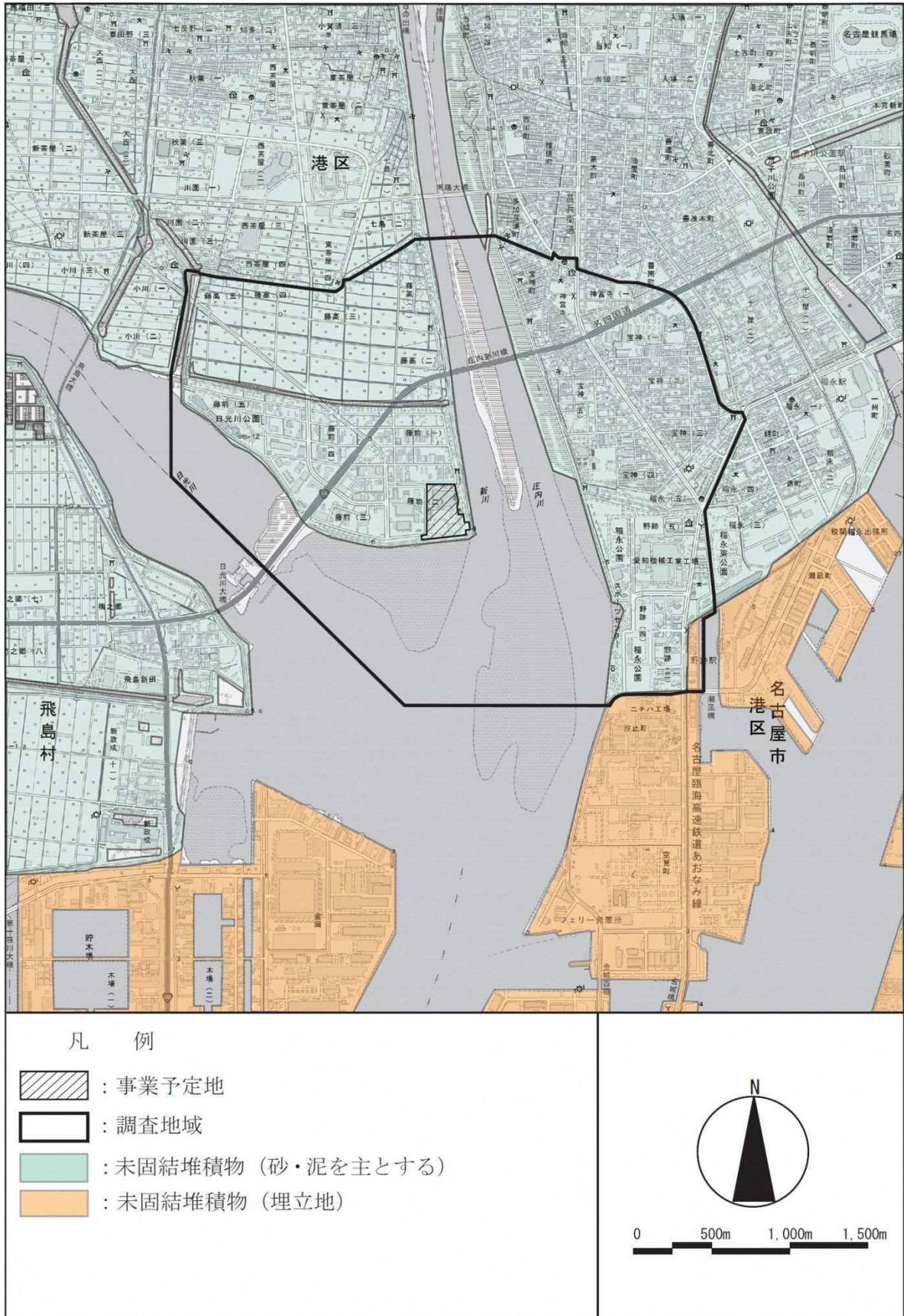


図 1-4-3 表層地質図

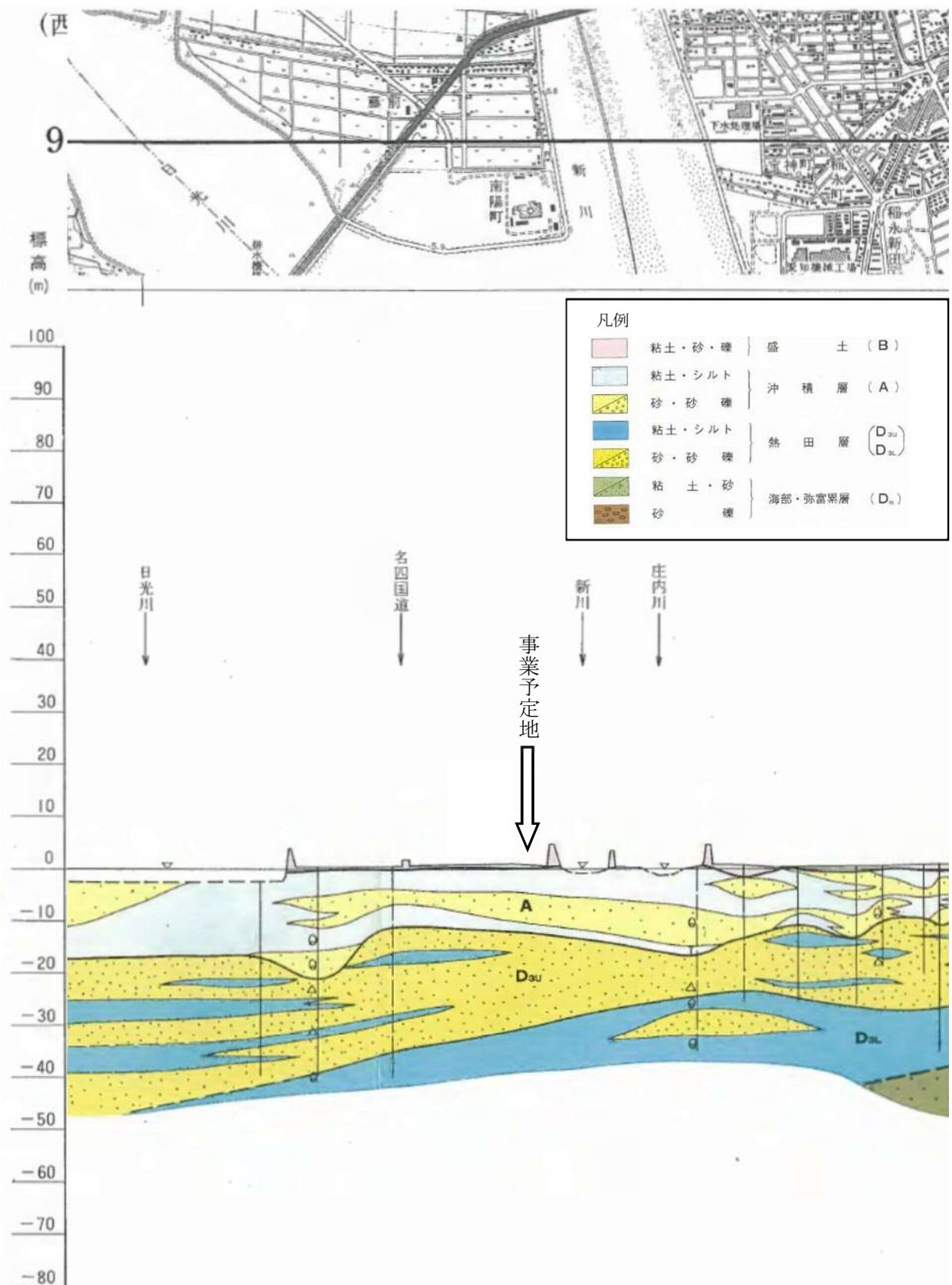


図 1-4-4(1) 事業予定地周辺の地質断面図

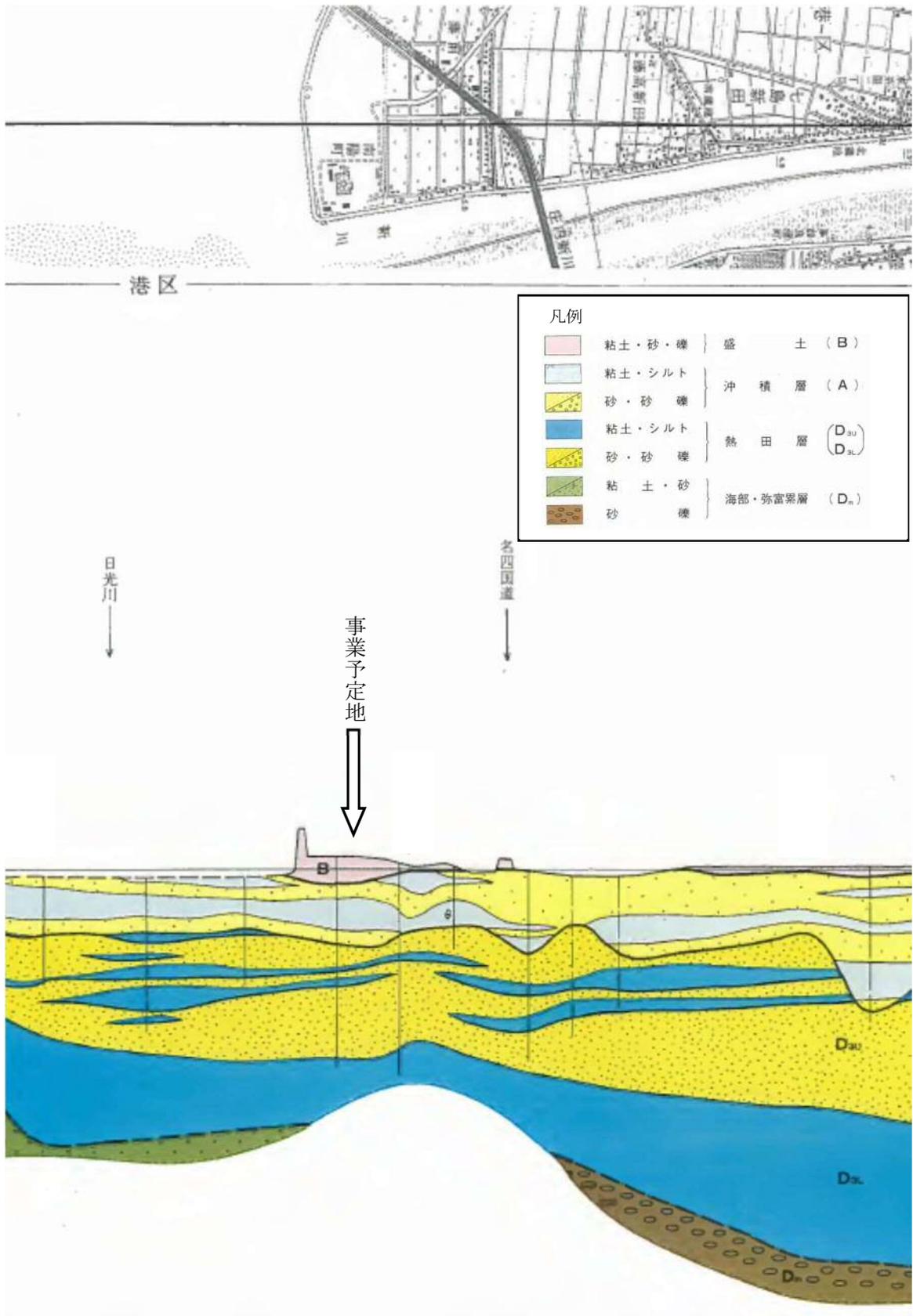


図 1-4-4(2) 事業予定地周辺の地質断面図



図 1-4-5 海岸線及び干潟の状況

エ 地盤沈下

調査地域には、表 1-4-2 及び図 1-4-6 に示すとおり、国土交通省中部地方整備局の水準点が 1 地点、愛知県の水準点が 1 地点及び名古屋市の水準点が 8 地点、名古屋港管理組合の水準点が 1 地点ある。

平成 29 年度の測量結果では、全ての水準点において前年より沈下していたが、地盤沈下の目安とされている年間 1cm 以上の沈下を示した水準点はなかった（廃止された水準点 A82-1 及び 469701 を除く）。累積沈下量では、昭和 36 年度から測定している N203 と N204 は 10cm 以上沈下しており、それぞれ約 28cm、約 45cm 沈下している。なお、事業予定地に最も近い 469701 では、昭和 53 年度から平成 14 年度までの測定で約 4cm 隆起している。

出典)「水準点成果表 平成 29 年度版」(東海三県地盤沈下調査会, 平成 30 年)

表 1-4-2 管理機関別水準点、地盤高、年間沈下量及び累積沈下量 (平成 29 年度)

No.	管理機関	水準点名称	地盤高 (m)	年間沈下量 (cm)	累積沈下量 (cm)	備考
1	国土交通省 中部地方整備局	いなえ	4.9557	-0.04	6.77	昭和 50 年度から測定
2	愛知県	A82-1	-	-	-2.55 ^{※1}	昭和 36 年度から測定、昭和 51 年度廃止
3	名古屋市	N1	-0.7183	-0.11	0.18	昭和 36 年度から測定
4		N78	0.2407	-0.48	0.25	平成 12 年度から測定
5		N156	-0.0358	-0.11	3.93	昭和 53 年度から測定
6		N203	-0.3599	-0.34	-28.02	昭和 36 年度から測定
7		N204	2.5931	-0.61	-44.64	昭和 36 年度から測定
8		N264	-0.7004	-0.44	2.31	昭和 47 年度から測定
9		N400	2.0573	-0.57	5.03	昭和 53 年度から測定
10		469701	-	-	3.99 ^{※2}	昭和 53 年度から測定、平成 15 年度廃止
11	名古屋港管理組合	K12-0	2.3685	-0.15	-5.18	昭和 37 年度から測定 平成 24 年度に移設

注) 1 : 表中の※は以下のとおりである。

※1 : 測量の中断が多く、資料に昭和 50 年度時点における昭和 36 年度からの累積沈下量が掲載されていないため、昭和 50 年度と昭和 36 年度との地盤高さの差を累積沈下量とした。

※2 : 平成 14 年度時点の累積沈下量を示す。

2 : 「沈下量」のマイナス値は、沈下していることを示す。

3 : 地盤高は、T.P. (東京湾平均海面) を基準としている。

4 : 「水準点成果表 平成 29 年度版」(東海三県地盤沈下調査会, 平成 30 年) を基に作成した。

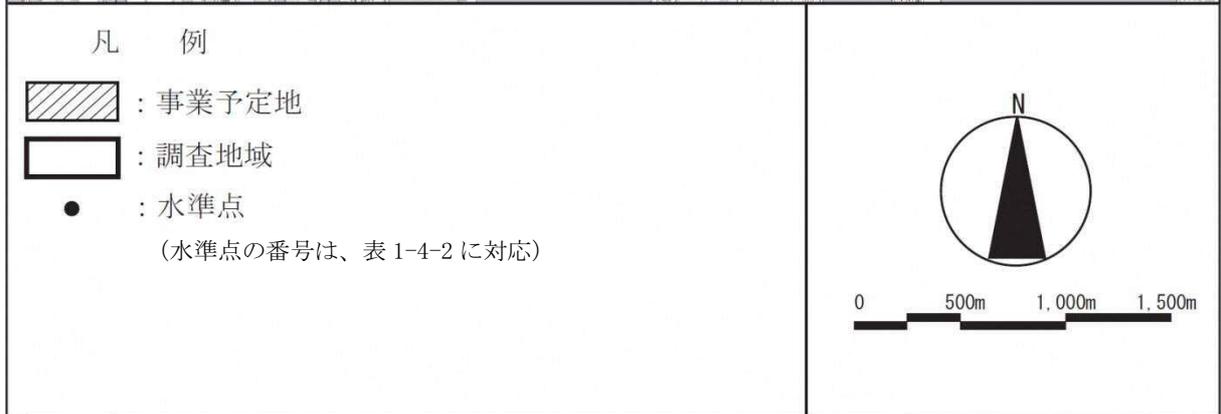
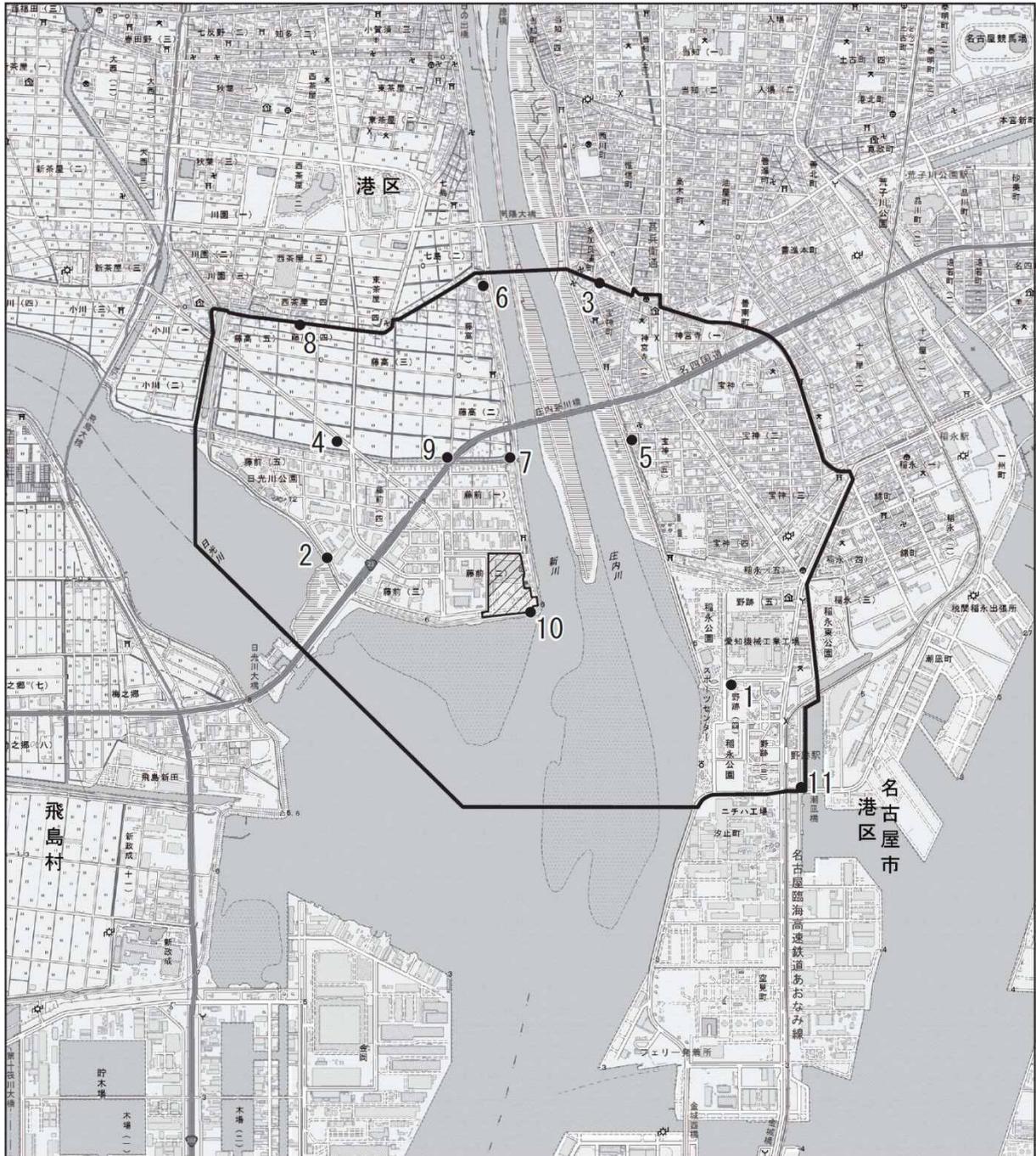


図 1-4-6 水準点配置図

オ 土壌等

事業予定地は、昭和 30 年頃まで、周辺も含めて水田として利用されていた。その後、昭和 43 年から昭和 46 年まで、藤前処分場として利用された。昭和 52 年には南陽工場を竣工したが、施設の老朽化に伴い、現在の南陽工場を平成 9 年に新設し、現在に至っている。

事業予定地では、平成 16 年に旧南陽工場跡地において、ふっ素及び鉛による土壌汚染が判明しており、盛土及び舗装による対策を実施した。

また、本事業に係る環境影響評価現地調査（土壌調査）において、水銀による土壌汚染並びにふっ素及びほう素による地下水汚染が判明し、「名古屋市環境保全条例」に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域に指定された。現在は、汚染の拡散の防止等の措置として「地下水の水質の測定」を行っている。

調査地域において、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域は指定されていないが、表 1-4-3 に示すとおり形質変更時届出区域が 3 箇所指定されている。また「名古屋市環境保全条例」に基づく措置管理区域は指定されていないが、表 1-4-4 及び表 1-4-5 に示すとおり拡散防止管理区域が 1 箇所、形質変更時届出管理区域が 3 箇所指定されている。また、表 1-4-6 に示すとおり、「廃棄物処理法」に基づく指定区域が 1 箇所指定されている。

調査地域においては、表 1-4-8 に示すとおり、ふっ素、鉛、砒素、ベンゼンなどによる土壌汚染及び地下水汚染が報告されている。なお、平成 25 年 3 月 31 日までに、改正前の「名古屋市環境保全条例」に基づき土壌汚染が報告された土地のうち、土壌汚染の除去が完了していない土地は、形質変更時届出管理区域とみなされる。

また、ダイオキシン類については、表 1-4-7 に示すとおり平成 26 年に宝神保育園において調査が行われており、環境基準を満たしている。なお、平成 27 年度から平成 30 年度まで、調査地域においては土壌のダイオキシン類の調査は行われていない。

- 出典)「国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス」(国土地理院ウェブサイト)
「土壌汚染対策法に基づく区域等一覧」(名古屋市ウェブサイト)
「環境保全条例に基づく区域等一覧」(名古屋市ウェブサイト)
「土壌汚染等に係る報告の状況について(平成 31 年 3 月 31 日現在)」(名古屋市ウェブサイト)
「指定区域の一覧」(名古屋市ウェブサイト)
「名古屋市の処分場・埋立場」(名古屋市ウェブサイト)
「平成 26 年度～平成 30 年度 ダイオキシン類調査について」(名古屋市ウェブサイト)

表 1-4-3 「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域の指定

所在地	面積	分類	指定に係る 特定有害物質の種類	指定 番号	指定年月日
港区神宮寺一丁目 306 番の全域	8,073.83m ²	自然由来 特例区域	砒素及びその化合物	指-41	平成 25 年 10 月 8 日
港区野跡一丁目 98 番の一部及び 99 番の一部	1,431.3m² 2,470.53m² 1,583.63m ²	一般管理 区域	砒素及びその化合物	指-59	平成 26 年 6 月 25 日 一部追加及び解除 平成 26 年 8 月 29 日 一部解除 平成 27 年 10 月 6 日
港区野跡二丁目 19 番 2 の一部及び 19 番 5 の一部	978.67m ²	一般管理 区域	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	指-87	平成 27 年 10 月 28 日

表 1-4-4 「名古屋市環境保全条例」に基づく拡散防止管理区域の指定

所在地	面積	指定に係る 特定有害物質の種類	指定 番号	指定年月日
港区藤前二丁目 104 番の一部	2,400m ²	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	管-155	令和元年 6 月 3 日

表 1-4-5 「名古屋市環境保全条例」に基づく形質変更時届出管理区域の指定

所在地	面積	分類	指定に係る 特定有害物質の種類	指定 番号	指定年月日
港区 藤前一丁目地内	719.6m ²	一般管理 区域	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	管-26	平成 26 年 3 月 31 日
港区宝神四丁目 2501 番の一部	141m ²	一般管理 区域	砒素及びその化合物	管-126	平成 30 年 3 月 29 日
港区藤前二丁目 104 番地の一部	2,400m ²	一般管理 区域	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	管-156	令和元年 6 月 3 日

表 1-4-6 「廃棄物処理法」に基づく指定区域(最終処分場跡地)の指定

指定区域	埋立地の区分
港区神宮寺一丁目 701	政令第 13 条の 2 第 3 号のイ、省令第 12 条の 31 第 1 号

注) 1: 埋立地の区分の欄中「政令」とは、「廃棄物処理法施行令」(昭和 46 年政令第 300 号)を、「省令」とは、「廃棄物処理法施行規則」(昭和 46 年厚生省令第 35 号)をいい、指定区域がそれぞれの規定に該当する埋立地であることを示す。

2: 「廃棄物処理法」に基づく届出の対象外であった最終処分場は、当該指定区域に含まれていない。

表 1-4-7 ダイオキシン類土壌環境調査結果

調査測定地点		調査年月日	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
地点名称	所在地			
宝神保育園	港区宝神四丁目	平成 26 年 6 月 27 日	0.056	1,000 以下

注) 毒性等量 (TEQ) について、各異性体の測定濃度が定量下限未満の場合は 0 として算出している。

表 1-4-8 土壤汚染等報告状況

番号	報告対象地名※1	所在地	報告日※2	基準超過の汚染物質		対策の方法※3
				基準の種類	汚染物質	
港-6	名古屋市南陽工場旧工場跡地	港区 藤前二丁目 101	H16. 7. 27	土壤溶出量	ふっ素及びその化合物	盛土 舗装 地下水 水質測定
				土壤含有量	鉛及びその化合物 水銀及びその化合物	
				地下水	ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	
港-12	市営住宅汐止荘跡地	港区 野跡二丁目 19-3	H16. 11. 5	土壤溶出量	ふっ素及びその化合物	盛土 舗装
				土壤含有量	鉛及びその化合物	
港-30	市営住宅汐止荘跡地	港区 野跡三丁目 1-3	H18. 3. 24	土壤溶出量	砒素及びその化合物	
港-38	G L P 藤前・日立物流コラボネクト中部商品センター（旧資生堂中部商品センター）	港区 藤前二丁目 201 番 8、205 番 2	H19. 3. 27	土壤溶出量	六価クロム化合物	地下水 水質測定
					鉛及びその化合物	
					砒素及びその化合物	
					ふっ素及びその化合物	
				地下水	ベンゼン	
					鉛及びその化合物	
					1,2-ジクロロエタン	
					鉛及びその化合物	
地下水	砒素及びその化合物					
	ふっ素及びその化合物					
	ベンゼン					
	ほう素及びその化合物					
港-39	出光興産株式会社宝神町給油所	港区 宝神 5 208	H19. 6. 6	土壤溶出量	鉛及びその化合物	掘削除去 地下水揚水
					ベンゼン	
				土壤含有量	鉛及びその化合物	
港-40	三重交通商事株式会社宝神町 SS	港区 宝神一丁目 183 番地	H19. 9. 4	土壤溶出量	ベンゼン	掘削除去 地下水揚水
				地下水	ベンゼン	
港-53	宝神水処理センター内	港区 宝神四丁目 2501 番	H21. 3. 16	土壤溶出量	鉛及びその化合物	掘削除去
					砒素及びその化合物	
					ふっ素及びその化合物	
港-54	市営住宅汐止荘跡地	港区 野跡三丁目 5 番	H21. 3. 30	土壤溶出量	鉛及びその化合物	
					砒素及びその化合物	
					ふっ素及びその化合物	
港-59	西武運輸株式会社旧名古屋港ターミナル	港区 神宮寺一丁目 306 番地	H22. 8. 23	土壤溶出量	砒素及びその化合物	地下水 水質測定 掘削除去
				地下水	ふっ素及びその化合物 砒素及びその化合物	
港-60	久留米運送株式会社名古屋港店自家給油所	港区 藤前二丁目 201-9	H22. 11. 15	土壤溶出量	ベンゼン	地下水 水質測定
				地下水	ベンゼン	
港-73	下水道管きよ築造工事現場	港区 藤前一丁目地内	H26. 1. 16	土壤溶出量	鉛及びその化合物	掘削除去
					砒素及びその化合物	
港-76	市営南稲永荘敷地内	港区 野跡一丁目 99 番他	H26. 3. 13	土壤溶出量	砒素及びその化合物	掘削除去
港-82	市営住宅汐止荘跡地	港区 野跡二丁目地内	H27. 9. 30	土壤溶出量	砒素及びその化合物	
				土壤含有量	鉛及びその化合物	

注) 表中※は以下のとおりである。

※1：土壤汚染等の報告に係る土地の名称を示す。土地全てを対象としていない場合がある。

※2：土壤汚染等調査結果が最初に報告された年月日を示す。

※3：対象地で行われた、又は、行われている汚染の除去等の措置の方法を示す（計画の報告があったものを含む）。

(2) 水環境の状況

ア 水 象

事業予定地は名古屋港に面しており、東側には一級河川の庄内川及び新川の河口が隣接している。約 500m 西には二級河川の日光川の河口があり、いずれも伊勢湾に流入している。

イ 水 質

調査地域における水質調査地点を図 1-4-7 に、平成 30 年度の調査結果を表 1-4-9 に示す。調査地域では庄内新川橋及び藤前干潟で水質調査が行われている。

平成 30 年度の調査結果では、環境基準又は環境目標値に適合していない項目がみられた。また、調査地域及びその周辺においては、ダイオキシン類の水質環境調査は行われていない。

一方、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づく特定施設について、事業者が排出水の測定を行っており、調査地域における測定地点を図 1-4-7 に、平成 30 年度の排出水測定結果を表 1-4-10 に示す。調査地域では名古屋市上下水道局宝神水処理センター及び名古屋市南陽工場で排出水の測定が行われている。

平成 30 年度の測定結果では、いずれも規制基準を下回っている。

出典) 「平成 30 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

「平成 30 年度ダイオキシン類調査について」(名古屋市ウェブサイト)

表 1-4-9 水質調査結果 (平成 30 年度)

水域区分	調査地点	類型	区分	pH	DO (mg/L)	BOD 又は COD (mg/L)	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	ニルフェノール (mg/L)	LAS (mg/L)
庄内川	庄内新川橋	D	☆☆	7.3 (7.1 ~8.0)	7.7 (5.6 ~12)	1.5 (0.7 ~3.4)	7 (4~16)	—	—	—	—	—
名古屋港	藤前干潟	海域 C 海域 IV 生物特 A	☆☆	7.7 (7.3 ~8.1)	6.1 (3.5 ~9)	3.0 (1.1 ~4.9)	9 (4~27)	0.90 (0.59 ~1.6)	0.13 (0.07 ~0.23)	0.007 (0.004 ~0.013)	0.00010 (0.00006 ~0.00020)	0.0007 (<0.0006 ~0.0014)

注) 1: 上段は平均値 (BOD、COD については 75% 値)、下段は年間の最高値と最低値を示す。

2: 河川は BOD、海域は COD が適用される。

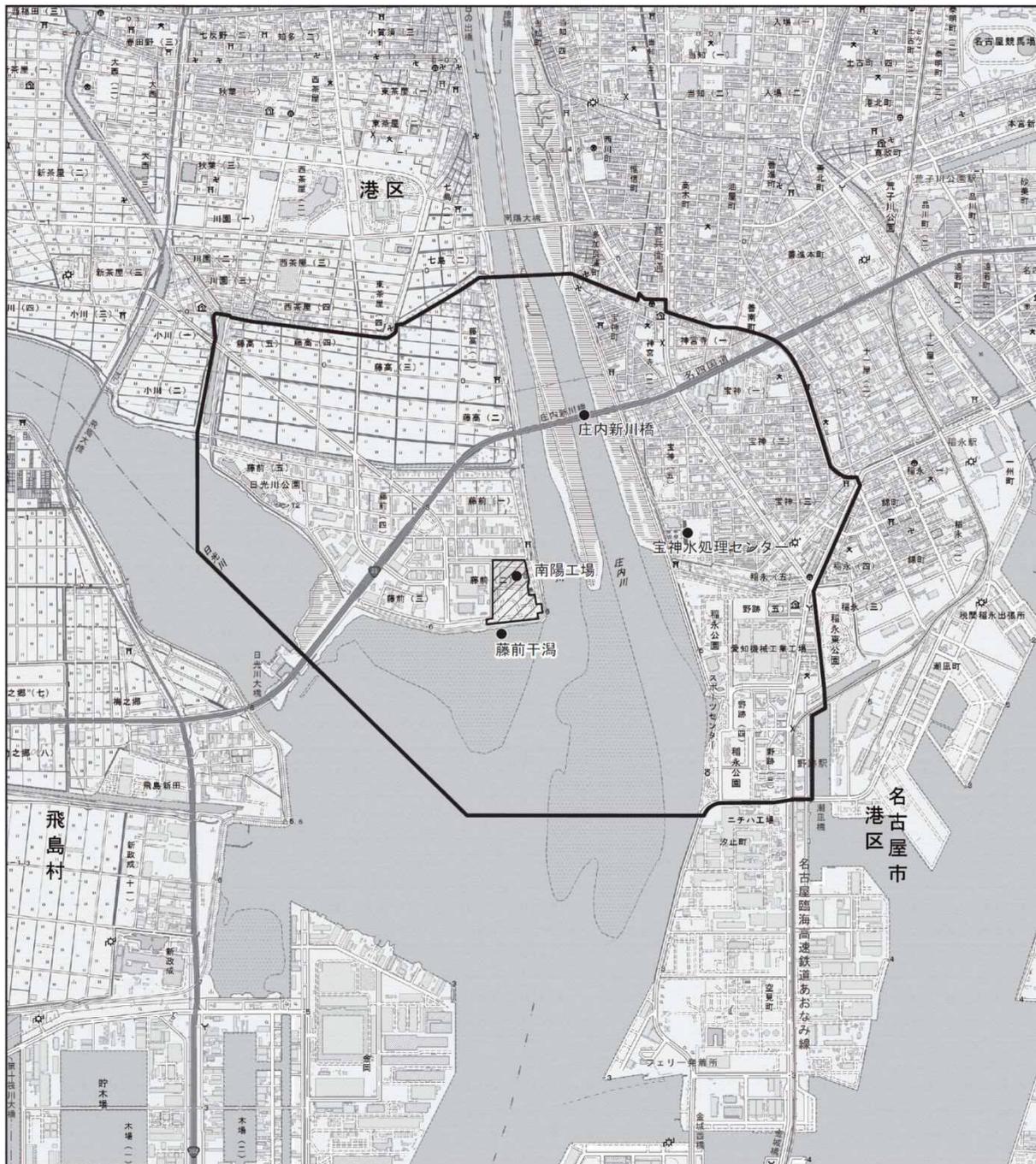
3: 網掛けは、環境基準又は環境目標値に適合していないことを示す。

4: LAS とは、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩である。

表 1-4-10 ダイオキシン類特定施設排出水測定結果 (平成 30 年度)

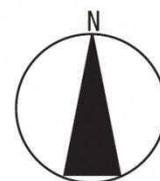
事業場名	所在地	特定施設の種類の種類	採取年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	基準 (pg-TEQ/L)
名古屋市上下水道局 宝神水処理センター	港区 宝神四丁目 2501	焼却炉廃ガス洗浄施設×3 焼却炉湿式集じん施設×2 下水道終末処理施設	H30.10.5	0.00065	10
名古屋市南陽工場	港区 藤前二丁目 101	焼却炉灰貯留施設 焼却炉廃ガス洗浄施設×3	H30.5.25	0.000014	10

注) 毒性等量 (TEQ) について、各異性体の測定濃度が定量下限未満の場合は 0 として算出している。



凡 例

-  : 事業予定地
-  : 調査地域
-  : 調査地点



0 500m 1,000m 1,500m

図 1-4-7 水質等調査地点

ウ 底 質

調査地域における底質調査地点を図 1-4-7 に、平成 30 年度の調査結果を表 1-4-11 に示す。総水銀及び PCB について、暫定除去基準に適合していた。

また、調査地域及びその周辺においては、ダイオキシン類の調査地点はない。

出典)「平成 30 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

表 1-4-11 底質調査結果 (平成 30 年度)

河川名		庄 内 川	
調査年月日		H30. 9. 19	
測定項目 (単位)		調査地点	
		庄内新川橋	
一般項目	pH		7.9
	COD	(mg/g)	5.9
	全硫化物	(mg/g)	0.29
健康項目	カドミウム	(ppm)	0.05
	全シアン	(ppm)	<0.5
	鉛	(ppm)	7.4
	砒素	(ppm)	3.5
	総水銀	(ppm)	0.09
	アルキル水銀	(ppm)	<0.01
	PCB	(ppm)	<0.01
特殊項目	フェノール類	(ppm)	<0.1
	銅	(ppm)	13
	亜鉛	(ppm)	68
	クロム	(ppm)	26
	全窒素	(ppm)	650
	全磷	(ppm)	240

注) 1: 測定値の「<」とは、その後に続く報告下限値未満であることを示す。

2: 暫定除去基準は、総水銀が 25ppm 以上、PCB が 10ppm 以上である。

エ 地下水

平成 30 年度は、調査地域において地下水調査は行われていない。また、ダイオキシン類については、平成 28 年度及び平成 29 年度においても地下水調査は行われていない。

調査地域における平成 29 年度の地下水調査結果及び平成 27 年度のダイオキシン類の地下水環境調査結果は、表 1-4-12 及び表 1-4-13 に示すとおり、いずれの項目においても環境基準に適合していた。

出典)「平成 29 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

「平成 30 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

「平成 27 年度～平成 30 年度 ダイオキシン類調査について」(名古屋市ウェブサイト)

表 1-4-12 地下水調査結果（平成 29 年度）

単位：mg/L

調査区分		概況メッシュ調査
調査地点		港区宝神一丁目
採水年月日		H29. 9. 19
測定項目	環境基準	測定値
カドミウム	0.003 以下	<0.0005
全シアン	検出されないこと	<0.1
鉛	0.01 以下	<0.005
六価クロム	0.05 以下	<0.01
砒素	0.01 以下	0.009
総水銀	0.0005 以下	<0.0005
PCB	検出されないこと	<0.0005
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002
クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002
チウラム	0.006 以下	<0.0006
シマジン	0.003 以下	<0.0003
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002
ベンゼン	0.01 以下	<0.001
セレン	0.01 以下	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	<0.10
ふっ素	0.8 以下	0.31
ほう素	1 以下	0.08
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005

- 注) 1：測定値の「<」とは、その後に続く報告下限値未満であることを示す。
 2：環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、PCBについては、0.0005mg/L未満であることを示す。
 3：アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとしている。

表 1-4-13 ダイオキシン類地下水環境調査結果（平成 27 年度）

測定地点(調査井戸)			調査年月日	調査結果 (pg-TEQ/L)	環境基準 (pg-TEQ/L)
所在地	使用用途	井戸の区分			
港区藤前一丁目	生活用	深井戸	平成 27 年 12 月 18 日	0.013	1 以下

注) 毒性等量 (TEQ) について、各異性体の測定濃度が定量下限未満で検出下限以上の場合はそのままその値を用い、検出下限未満の場合は検出下限の 1/2 の値を用いて算出している。

(3) 大気環境の状況

ア 気象

事業予定地の北東約 15km に位置する名古屋地方気象台における過去 5 年間（平成 26～30 年度）の年間平均気温は 16.6℃、年平均降水量は 1,643.7 mm である。

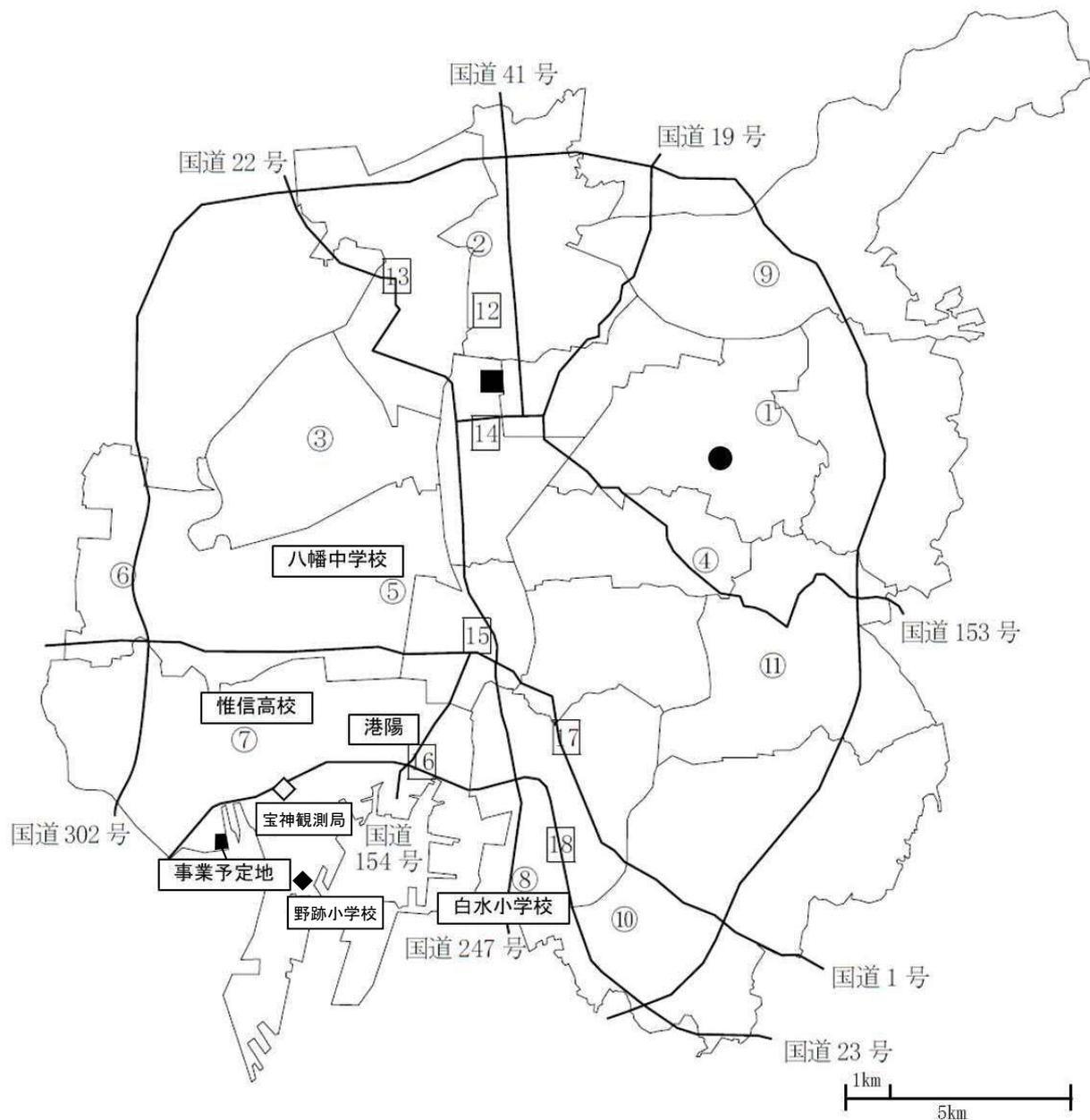
また、名古屋地方気象台及び事業予定地の北約 2.5km に位置する常監局である惟信高校における過去 5 年間（平成 26～30 年度）の風向・風速の測定結果を表 1-4-14 に、常監局等の位置を図 1-4-8、表 1-4-15、表 1-4-16 及び表 1-4-17 に示す。年間の最多風向は、名古屋地方気象台が北北西 (NNW)、惟信高校が北西 (NW) となっており、惟信高校はすべての月で北西 (NW) の風が多くなっている。年間の平均風速は、名古屋地方気象台と惟信高校ともに 3.0m/s となっており、冬季から春季にかけて強くなる傾向を示している。

出典) 「大気汚染常時監視データ (確定値) 名古屋市」(名古屋市ウェブサイト)
 「大気汚染常時監視データ 愛知県」(愛知県ウェブサイト)
 「過去の気象データ」(気象庁ウェブサイト)

表 1-4-14 気象測定結果 (月別最多風向及び平均風速 平成 26～30 年度)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
名古屋 地方気象台	最多風向	NNW	SSE	SSE	SSE	SSE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW
	平均風速 (m/s)	3.2	3.2	3.0	2.9	2.9	2.8	2.9	2.6	3.0	3.2	3.3	3.5	3.0
	平均気温 (℃)	15.4	20.3	23.0	27.6	28.3	23.8	18.7	13.1	7.3	4.9	5.8	10.0	16.6
	平均湿度 (%)	61	60	68	71	69	71	66	66	63	61	56	56	64
	全天平均 日射量 (MJ/m ²)	17.2	20.5	18.4	18.2	17.4	13.6	12.1	9.9	8.8	10.0	12.7	16.2	14.6
	平均雲量	6.7	6.6	7.9	8.0	7.7	7.7	6.4	5.8	5.6	5.2	5.5	5.6	6.6
常監局 惟信高校	最多風向	NW	NW	NW	NW	NW	NW							
	平均風速 (m/s)	3.2	3.2	3.0	2.9	3.0	2.8	2.9	2.6	3.0	3.2	3.3	3.4	3.0

注) 1 時間値に基づき作成した。なお、平均雲量は 1 日 7 回の観測結果を基に算出した。



番号	測定種別（管理者）
①	一般局（愛知県）
②～⑪	一般局（名古屋市）
⑫～⑱	自排局（名古屋市）

- : 名古屋市役所
- : 名古屋地方気象台
- ◇ : 宝神観測局（国土交通省中部地方整備局）
- ◆ : 野跡小学校（有害大気汚染物質モニタリング調査地点）

注) 1: 国土交通省中部地方整備局の常時観測局については、調査地域内に設置されている宝神観測局を示した。

2: 有害大気汚染物質モニタリング調査地点については、野跡小学校及び港陽測定局を示した。

出典) 「平成 30 年度大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト) を一部加工

「大気常時観測情報」(国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所ウェブサイト)

図 1-4-8 常監局等位置図

表 1-4-15 常監局及び測定項目一覧

測定種別	番号	測定局	所在地	管理者	測定項目									
					二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	オキシダント 光化学	炭化水素	微小粒子状物質	風向・風速	温度・湿度	紫外線
一般局	①	国設名古屋大気環境測定所	千種区鹿子殿 21-1	県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	②	城北つばさ高校	北区福德町字広瀬島 350-4	市	○	○		○	○		○	○		
	③	中村保健センター	中村区名楽町 4-7-18	市		○		○	○		○	○		
	④	滝川小学校	昭和区滝川町 131	市		○		○	○		○	○		
	⑤	八幡中学校	中川区元中野町 2-11	市	○	○		○	○		○	○		
	⑥	富田支所	中川区春田三丁目 215	市		○		○	○	○	○	○	○	
	⑦	惟信高校	港区惟信町 2-262	市		○		○	○		○	○		
	⑧	白水小学校	南区松下町 2-1	市	○	○		○	○		○	○		
	⑨	守山保健センター	守山区小幡一丁目 3-1	市		○		○	○		○	○		
	⑩	大高北小学校	緑区大高町字町屋川 1	市		○		○	○		○	○		
	⑪	天白保健センター	天白区島田二丁目 201	市		○		○	○		○	○		○
自排局	⑫	上下水道局北営業所	北区田幡二丁目 4-5	市		○		○			○	○		
	⑬	名塚中学校	西区新福寺町 2-1-2	市		○		○	○		○	○		
	⑭	テレビ塔	中区錦三丁目 6-15 先	市	○	○		○	○		○	☆	○	
	⑮	熱田神宮公園	熱田区旗屋一丁目 10-45	市		○		○			○	○		
	⑯	港陽	港区港陽一丁目 1-65	市		○		○	○		○	○		
	⑰	千竈	南区汐田町 1304	市		○		○			○	○		
	⑱	元塩公園	南区元塩町 2	市		○	○	○		○	○	○		
計	愛知県管理分			一般局	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
				自排局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	名古屋市管理分			一般局	3	10	0	10	10	1	10	10	1	1
				自排局	1	7	1	7	3	1	7	7	1	0
合計				一般局	4	11	1	11	11	2	11	11	2	1
				自排局	1	7	1	7	3	1	7	7	1	0

注) 1：窒素酸化物とは、一酸化窒素と二酸化窒素である。

2：測定項目欄の☆は、気象業務法第9条に定められた検定を受けていない風向風速計である。

出典)「平成30年度大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

表 1-4-16 宝神観測局(国土交通省中部地方整備局)の所在地及び測定項目

測定局	所在地	測定項目
宝神観測局	港区宝神	窒素酸化物、浮遊粒子状物質

注) 窒素酸化物とは、一酸化窒素と二酸化窒素である。

出典)「大気常時観測情報」(国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所ウェブサイト)

表 1-4-17 有害大気汚染物質モニタリング地点の所在地及び調査物質

調査地点	所在地	調査物質												
		環境基準が定められている物質				指針値が定められている物質								
		ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	アクリロニトリル	塩化ビニルモノマー	水銀及びその化合物	ニッケル化合物	クロロホルム	1,2-ジクロロエタン	1,3-ブタジエン	ヒ素及びその化合物	マンガン及びその化合物
野跡小学校	港区野跡一丁目 4-11	○	○	○	○	○	○			○	○	○		
港陽測定局	港区港陽一丁目 1-65	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

出典)「平成 30 年度大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

イ 大気質

調査地域内に常監局は設置されていない。事業予定地に最も近い常監局は、北約 2.5km に位置する一般局の惟信高校であり、惟信高校では、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び微小粒子状物質の測定を行っている。事業予定地から北東約 5km に位置する自排局の港陽では、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び微小粒子状物質の測定を行っている。このほか、事業予定地から北東約 7km に位置する一般局の八幡中学校及び東約 7km に位置する一般局の白水小学校では、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び微小粒子状物質の測定を行っている。

また、調査地域内の国道 23 号沿道において、国土交通省中部地方整備局が宝神観測局を設置し、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の測定を行っている。

有害大気汚染物質については、事業予定地に最も近い調査地点は野跡小学校で、環境基準が定められている 4 物質と、指針値が定められている 5 物質の測定を行っている。

また、ダイオキシン類については、事業予定地に最も近い常時監視地点は港陽測定局である。

常監局等の位置は、図 1-4-8 に示すとおりである。

出典)「平成 30 年度大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

「平成 30 年度ダイオキシン類調査結果」(名古屋市ウェブサイト)

「平成 30 年度愛知県内国土交通省管理の常時観測局における大気の測定結果について」(国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所ウェブサイト)

(7) 二酸化硫黄 (SO₂)

八幡中学校及び白水小学校における平成 30 年度の測定結果を表 1-4-18 に示す。

なお、名古屋市内では 5 局（一般局 4 局、自排局 1 局）で測定を行っており、平成 30 年度の測定結果では、全局で環境基準（長期的評価及び短期的評価）を達成している。

表 1-4-18 二酸化硫黄測定結果（平成 30 年度）

測定局	年平均値 (ppm)	短期的評価					長期的評価			1 時間値の 最高値 (ppm)
		1 時間値が 0.1ppm を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.04ppm を 超えた日数と その割合		環境基準の 達成状況	日平均値 の 2%除 外値	日平均値が 0.04ppm を 超えた日が 2 日 以上連続したこ との有無	環境基準の 達成状況	
		(時間)	(%)	(日)	(%)	○:達成 ×:非達成	(ppm)	○:無 ×:有	○:達成 ×:非達成	
八幡中学校	0.002	0	0	0	0	○	0.004	○	○	0.016
白水小学校	0.001	0	0	0	0	○	0.004	○	○	0.035

注) 1: 環境基準の短期的評価は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること」である。
2: 環境基準の長期的評価は、「1 日平均値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値 (2%除外値) が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと」である。

(4) 窒素酸化物 (NO+NO₂)

惟信高校及び宝神観測局における平成 30 年度の測定結果を表 1-4-19 に示す。

なお、名古屋市内の常監局では 18 局（一般局 11 局、自排局 7 局）で測定を行っている。

表 1-4-19 窒素酸化物測定結果（平成 30 年度）

測定局	年平均値	1 時間値の 最高値	日平均値の 年間 98%値	$\frac{NO_2}{(NO + NO_2)}$ (年平均値)
	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
惟信高校	0.015	0.161	0.041	83.7
宝神観測局	0.054	0.416	0.132	43.0

(ウ) 二酸化窒素 (NO₂)

惟信高校及び宝神観測局における平成 30 年度の測定結果を表 1-4-20 に示す。

なお、名古屋市内の常監局では 18 局（一般局 11 局、自排局 7 局）で測定を行っており、平成 30 年度の測定結果では、全局で環境基準を達成し、17 局（一般局 11 局、自排局 6 局）で環境目標値を達成している。

表 1-4-20 二酸化窒素測定結果（平成 30 年度）

測定局	年平均値 (ppm)	日平均値が 0.06ppm を超えた 日数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の 日数とその割合		1 時間値の 最高値 (ppm)	長期的評価		
		(日)	(%)	(日)	(%)		日平均値の 年間 98%値 (ppm)	達成状況	
								環境基準	環境目標値
		○:達成 ×:非達成				○:達成 ×:非達成			
惟信高校	0.013	0	0	0	0	0.067	0.029	○	○
宝神観測局	0.023	0	0	28	7.8	0.075	0.045	○	—

注) 1: 環境基準は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること」である。
2: 環境目標値は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること」である。
3: 評価方法は、「1 日平均値である測定値につき、測定値の低い方から 98%目に当る値 (98%値) で評価する」である。
4: 宝神観測局における環境目標値の達成状況については、出典において評価が行われていないことから「—」とした。

(イ) 一酸化炭素 (CO)

八幡中学校、惟信高校、白水小学校及び港陽では、一酸化炭素の測定を行っていない。

なお、名古屋市内では2局（一般局1局、自排局1局）で測定を行っており、平成30年度の測定結果では、全局で環境基準（長期的評価及び短期的評価）を達成している。

(オ) 浮遊粒子状物質 (SPM)

惟信高校及び宝神観測局における平成30年度の測定結果を表1-4-21に示す。

なお、名古屋市内の常監局では18局（一般局11局、自排局7局）で測定を行っている。平成30年度の測定結果において、環境基準及び環境目標値（市民の健康の保護に係る目標値）の長期的評価では全局で達成し、短期的評価では16局（一般局9局、自排局7局）で達成している。環境目標値（快適な生活環境の確保に係る目標値）については、一般局1局、自排局1局で達成している。

表 1-4-21 浮遊粒子状物質測定結果（平成30年度）

測定局	年平均値 (mg/m ³)	短期的評価				長期的評価				快適な生活環境の確保に係る目標値の達成状況	1時間値の最高値 (mg/m ³)
		1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		環境基準・環境目標値の達成状況	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準・環境目標値の達成状況		
		(時間)	(%)	(日)	(%)						
惟信高校	0.018	0	0	0	0	○	0.043	○	○	×	0.080
宝神観測局	0.020	0	0	0	0	○	0.046	○	○	—	0.131

- 注) 1: 環境基準及び環境目標値（市民の健康の保護に係る目標値）の短期的評価は、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること」である。
- 2: 環境基準及び環境目標値（市民の健康の保護に係る目標値）の長期的評価は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値（2%除外値）が0.10mg/m³以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと」である。
- 3: 環境目標値（快適な生活環境の確保に係る目標値）は、「1年平均値が0.015mg/m³以下であること」である。
- 4: 宝神観測局における快適な生活環境の確保に係る目標値の達成状況については、出典において評価が行われていないことから「—」とした。

(カ) 光化学オキシダント (Ox)

惟信高校における平成30年度の測定結果を表1-4-22に示す。

なお、名古屋市内では14局（一般局11局、自排局3局）で測定を行っており、平成30年度の測定結果では、全局で環境基準及び環境目標値を達成していない。

表 1-4-22 光化学オキシダント測定結果（平成30年度）

測定局	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)	短期的評価				環境基準・環境目標値の達成状況	昼間の1時間値の最高値 (ppm)
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間数とその割合					
		(日)	(%)	(時間)	(%)		
惟信高校	0.033	63	17.3	300	5.5	×	0.116

- 注) 1: 環境基準及び環境目標値は、「1時間値が0.06ppm以下であること」である。
- 2: 評価方法は、「5時から20時の昼間時間帯において、年間を通じて1時間値が0.06ppm以下に維持されること」である。

(キ) 微小粒子状物質 (PM2.5)

惟信高校における平成30年度の測定結果を表1-4-23に示す。

なお、名古屋市内では18局（一般局11局、自排局7局）で測定を行っており、平成30年度の測定結果では、全局で環境基準及び環境目標値を達成している。

表1-4-23 微小粒子状物質測定結果（平成30年度）

測定局	長期的評価						
	短期基準			長期基準		環境基準・ 環境目標値 の達成状況	
	1日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合		1日平均値の年間 98パーセンタイル値	短期基準 との比較	年平均値		長期基準 との比較
(日)	(%)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	○:達成 ×:非達成	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	○:達成 ×:非達成	○:達成 ×:非達成	
惟信高校	2	0.7	31.3	○	12.4	○	○

注) 1: 環境基準は、「1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること」である。

2: 評価方法は、「1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること（長期基準）かつ、1日平均値のうち年間98パーセンタイル値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること（短期基準）」である。

(ク) 有害大気汚染物質

a 環境基準が定められている物質

野跡小学校における平成30年度の測定結果を表1-4-24に示す。

なお、名古屋市内では7地点で測定を行っており、平成30年度の測定結果では、環境基準が設定されている4物質について、全ての地点で環境基準を達成している。

表1-4-24 環境基準が定められている物質の測定結果（平成30年度）

物質名 (単位)	調査地点	野跡小学校		
		年平均値	環境基準	達成状況 ○:達成 ×:非達成
ベンゼン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1.0	3以下	○
トリクロロエチレン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1.7	130以下	○
テトラクロロエチレン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.17	200以下	○
ジクロロメタン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	3.4	150以下	○

注) 1: 環境基準の達成状況は、年平均値と環境基準の比較により行う。

2: トリクロロエチレンの環境基準は、平成30年11月に200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ から130 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ へ改定された。

b 指針値が定められている物質

野跡小学校及び港陽における平成 30 年度の測定結果を表 1-4-25(1), (2)に示す。

なお、名古屋市市内では 7 地点で測定を行っており、平成 30 年度の測定結果では、指針値が設定されている 9 物質について、全ての地点で指針値以下であった。

表 1-4-25(1) 指針値が定められている物質の測定結果（平成 30 年度）

物質名（単位）	調査地点	野跡小学校		
		年平均値	指針値	達成状況 ○：達成 ×：非達成
アクリロニトリル	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.047	2 以下	○
塩化ビニルモノマー	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.013	10 以下	○
クロロホルム	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.27	18 以下	○
1,2-ジクロロエタン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.16	1.6 以下	○
1,3-ブタジエン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.14	2.5 以下	○

注) 指針値の達成状況は、年平均値と指針値との比較により行う。

表 1-4-25(2) 指針値が定められている物質の測定結果（平成 30 年度）

物質名（単位）	調査地点	港陽測定局		
		年平均値	指針値	達成状況 ○：達成 ×：非達成
アクリロニトリル	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.065	2 以下	○
塩化ビニルモノマー	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.0086	10 以下	○
水銀及びその化合物	(ng/m^3)	2.7	40 以下	○
ニッケル化合物	(ng/m^3)	6.7	25 以下	○
クロロホルム	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.27	18 以下	○
1,2-ジクロロエタン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.15	1.6 以下	○
1,3-ブタジエン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.10	2.5 以下	○
ヒ素及びその化合物	(ng/m^3)	1.3	6 以下	○
マンガン及びその化合物	(ng/m^3)	54	140 以下	○

注) 指針値の達成状況は、年平均値と指針値との比較により行う。

(ケ) ダイオキシン類

港陽測定局における平成 30 年度の測定結果を表 1-4-26 に示す。

なお、名古屋市内では 4 地点で測定を行っており、平成 30 年度の測定結果では、全ての地点で環境基準を達成している。

表 1-4-26 ダイオキシン類測定結果（平成 30 年度）

単位：pg-TEQ/m³

測定地点	調査地域	調査結果					環境基準
		春季	夏季	秋季	冬季	年間平均値	
港陽測定局	発生源周辺	0.040	0.026	0.023	0.015	0.026	0.6

注) 1：環境基準は、「1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m³ 以下であること」である。

2：調査時期は下記のとおりである。

春季 平成 30 年 5 月 9 日～ 5 月 16 日 夏季 平成 30 年 7 月 25 日～ 8 月 1 日

秋季 平成 30 年 10 月 10 日～10 月 17 日 冬季 平成 31 年 1 月 16 日～ 1 月 23 日

3：毒性等量 (TEQ) について、各異性体の測定濃度が定量下限未満で検出下限以上の場合はそのままその値を用い、検出下限未満の場合は検出下限の 1/2 の値を用いて算出している。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく特定施設について、事業者が平成 30 年度に実施した排出ガス測定結果のうち、調査地域における測定結果を表 1-4-27 に示す。いずれも規制基準を下回っている。

表 1-4-27 ダイオキシン類特定施設排出ガス測定結果（平成 30 年度）

事業場名	所在地	特定施設の種類の	採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³ _N)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ _N)
名古屋市南陽工場	港区 藤前二丁目 101 番地	廃棄物焼却炉 (1 号炉)	H30. 8. 31	0	1
			H30. 12. 21	0	
		廃棄物焼却炉 (2 号炉)	H30. 4. 27	0	
			H30. 10. 5	0	
		廃棄物焼却炉 (3 号炉)	H30. 5. 25	0	
			H30. 11. 30	0	

注) 毒性等量 (TEQ) について、各異性体の測定濃度が定量下限未満の場合は 0 として算出している。

ウ 騒音

(7) 環境騒音

調査地域では、平成 26 年度の調査において 3 地点で調査を行っており、その結果を表 1-4-28 に示す。

第 1 種住居地域の調査地点について、港区宝神町では、昼間 49dB、夜間 41dB と昼間及び夜間とも環境基準を達成しているが、港区野跡四丁目では、昼間 55dB、夜間 48dB と夜間の環境基準を達成していない。工業地域の調査地点である港区宝神一丁目では、昼間 51dB、夜間 45dB と昼間及び夜間とも環境基準を達成している。

また、市内における環境騒音の主な寄与音源は、図 1-4-9 に示すとおりであり、自動車騒音が 60.2%と最も多く、次いで工場騒音の 10.7%、航空機騒音の 1.9%の順となっている。

出典)「名古屋市の騒音 環境騒音編 (平成 26 年度)」(名古屋市ウェブサイト)

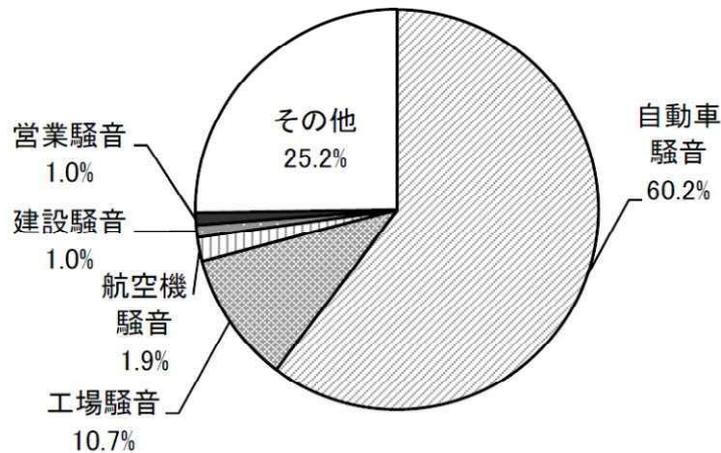
表 1-4-28 環境騒音調査結果 (平成 26 年度)

単位 : dB

調査地点	用途地域	等価騒音レベル (L_{Aeq})		環境基準	
		昼間	夜間	昼間	夜間
港区宝神町	第 1 種住居地域	49	41	55 以下	45 以下
港区野跡四丁目	第 1 種住居地域	55	48		
港区宝神一丁目	工業地域	51	45	60 以下	50 以下

注) 1 : 昼間は 6 時から 22 時まで、夜間は 22 時から翌日の 6 時までである。

2 : 網掛けは、環境基準に適合していないことを示す。



出典)「名古屋市の騒音 環境騒音編 (平成 26 年度)」(名古屋市ウェブサイト)

図 1-4-9 環境騒音の主な寄与音源

(4) 道路交通騒音

調査地域及びその周辺における平成 24 年度、平成 25 年度の調査結果を表 1-4-29 に示す。最も高い騒音レベル (L_{Aeq}) が測定された路線は一般国道 23 号であり、藤前一丁目における調査結果は昼間 77dB、夜間 75dB と、環境基準（幹線交通を担う道路における特例基準値）^{注 1)} を超過している。また、一般国道 23 号や主要県道名古屋中環状線等において、環境基準（幹線交通を担う道路における特例基準値）から 5dB 減じた値^{注 2)} を超過している測定地点がある。

調査地域及びその周辺における平成 24 年度、平成 25 年度、平成 28 年度及び平成 29 年度の道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果を表 1-4-30 から表 1-4-32 に、調査対象路線を図 1-4-10 に示す。昼間、夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合は 0~100% の範囲となっている。

出典) 「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編 (平成 24 年度・平成 25 年度)」(名古屋市ウェブサイト)
「平成 28 年度自動車騒音調査結果」(名古屋市ウェブサイト)
「平成 29 年度自動車騒音調査結果」(名古屋市ウェブサイト)

表 1-4-29 道路交通騒音調査結果 (平成 24 年度、平成 25 年度)

路線名	測定地点の住所	等価騒音レベル (L_{Aeq}) (dB)		10 分間交通量		
		昼間	夜間	小型 (台)	大型 (台)	大型車混入率 (%)
一般市道茶屋線*	港区小川一丁目	62	58	16	24	60.0
一般市道戸田荒子線*	港区惟信町	54	48	114	36	24.0
一般国道 23 号	港区東築地町	64	62	438	352	44.5
	港区港栄三丁目	57	54	403	269	40.0
	港区砂美町	68	65	241	230	48.8
	港区宝神一丁目	71	72	232	285	55.1
	港区藤前一丁目	77	75	278	281	50.3
一般国道 302 号	港区春田野一丁目	57	53	130	81	38.4
主要県道名古屋中環状線	港区明正一丁目	71	64	226	59	20.7
主要市道金城埠頭線	港区野跡五丁目	67	62	95	32	25.2
一般県道港中川線*	港区十一屋二丁目	66	61	84	27	24.3
	港区築三町	71	63	192	38	16.5
	港区惟信町	64	56	21	8	27.6
	港区西福田五丁目	65	59	35	19	35.2
一般市道稲永埠頭線*	港区甚兵衛通五丁目	66	61	142	37	20.7

注) 1: 昼間は 6 時から 22 時まで、夜間は 22 時から翌日の 6 時までである。

2: 交通量は、昼間 10 分間における台数である。

3: ※は平成 24 年度測定を示す。その他は平成 25 年度測定である。

4: 網掛けは、環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例基準値）に適合していないことを示す。

注 1) 昼間: 70dB 以下 夜間: 65dB 以下

注 2) 昼間: 65dB 以下 夜間: 60dB 以下

平成 7 年 7 月 7 日 最高裁判決で示された騒音の受忍限度…昼間 65dB

平成 26 年 1 月 29 日 広島高裁で示された騒音の受忍限度…昼間屋外 65dB、夜間室内 40dB

表 1-4-30 道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果（平成 24 年度、平成 25 年度）

路線名	評価区間		評価対象 住居等 戸数	環境基準達成率 (%)		
	始 点	終 点		昼間	夜間	昼夜
一般市道茶屋線	港区小川三丁目	港区藤高四丁目	51	100	100	100
一般市道 戸田荒子線	港区東茶屋三丁目	港区甚兵衛通三丁目	326	99	100	99
一般国道 23 号	南区七条町 2 丁目	港区龍宮町	6	100	100	100
	港区龍宮町	港区東築地町	52	100	100	100
	港区東築地町	港区千鳥一丁目	107	57	46	46
	港区千鳥一丁目	港区港楽三丁目	290	89	82	82
	港区港楽三丁目	港区港栄四丁目	237	100	100	100
	港区港栄四丁目	港区いろは町 4 丁目	164	100	100	100
	港区いろは町 4 丁目	港区名四町	62	100	100	100
	港区名四町	港区名四町	86	62	45	45
	港区名四町	港区遠若町	154	99	95	95
	港区遠若町 2 丁目	港区十一屋二丁目	23	78	65	65
	港区十一屋二丁目	港区十一屋三丁目	12	100	75	75
	港区十一屋三丁目	港区宝神五丁目	97	100	66	66
	港区宝神五丁目	港区藤高二丁目	84	90	88	88
	港区藤高二丁目	港区藤前三丁目	31	39	32	32
港区藤前三丁目	港区藤前三丁目	1	100	0	0	
一般国道 302 号	港区小川三丁目	港区小川三丁目	13	8	8	8
	港区小川三丁目	港区春田野三丁目	126	23	21	21
	港区春田野三丁目	中川区江松西町	374	100	99	99
主要県道 名古屋中環状線	中川区富田町大字江松附合	港区小賀須二丁目	418	99	99	99
	港区小賀須二丁目	港区当知一丁目	390	91	100	91
	港区当知一丁目	港区十一屋三丁目	765	100	100	100
主要市道 金城埠頭線	港区稲永一丁目	港区稲永五丁目	650	100	100	100
	港区稲永五丁目	港区空見町	1062	100	100	100
一般県道 港中川線	港区稲永一丁目	港区十一屋二丁目	287	100	100	100
	港区熱田前新田中川西	港区稲永一丁目	259	89	100	89
	港区油屋町二丁目	港区甚兵衛通二丁目	166	100	100	100
	港区甚兵衛通二丁目	港区多加良浦町 2 丁目	294	100	100	100
	港区多加良浦町 2 丁目	港区当知町 6 丁目	212	100	100	100
一般市道 稲永埠頭線	中川区昭和橋通九丁目	港区明正一丁目	499	100	100	100
	港区明正一丁目	港区宝神五丁目	904	99	100	99
	港区宝神五丁目	港区稲永五丁目	459	100	100	100

注) 1: 昼間は 6 時から 22 時まで、夜間は 22 時から翌日の 6 時までである。

2: 環境基準達成率は以下のとおりである。

- ・昼間: 昼間に環境基準を達成した住居等の割合
- ・夜間: 夜間に環境基準を達成した住居等の割合
- ・昼夜: 昼夜間とも環境基準を達成した住居等の割合

3: 昼間、夜間の環境基準達成率は、「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成 24 年度・平成 25 年度）」（名古屋市ウェブサイト）に基づき計算した。

表 1-4-31 道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果（平成 28 年度）

路線名	評価区間		評価対象 住居等 戸数	環境基準達成率（%）		
	始 点	終 点		昼間	夜間	昼夜
一般国道 23 号	港区名四町	港区名四町	154	100	99	99
	港区名四町	港区遠若町	86	100	100	100
	港区十一屋三丁目	港区宝神五丁目	97	100	66	66
	港区宝神五丁目	港区藤高二丁目	84	100	100	100
	港区藤高二丁目	港区藤前三丁目	31	77	39	39

注) 1: 昼間は 6 時から 22 時まで、夜間は 22 時から翌日の 6 時までである。

2: 環境基準達成率は以下のとおりである。

- ・ 昼間：昼間に環境基準を達成した住居等の割合
- ・ 夜間：夜間に環境基準を達成した住居等の割合
- ・ 昼夜：昼夜間とも環境基準を達成した住居等の割合

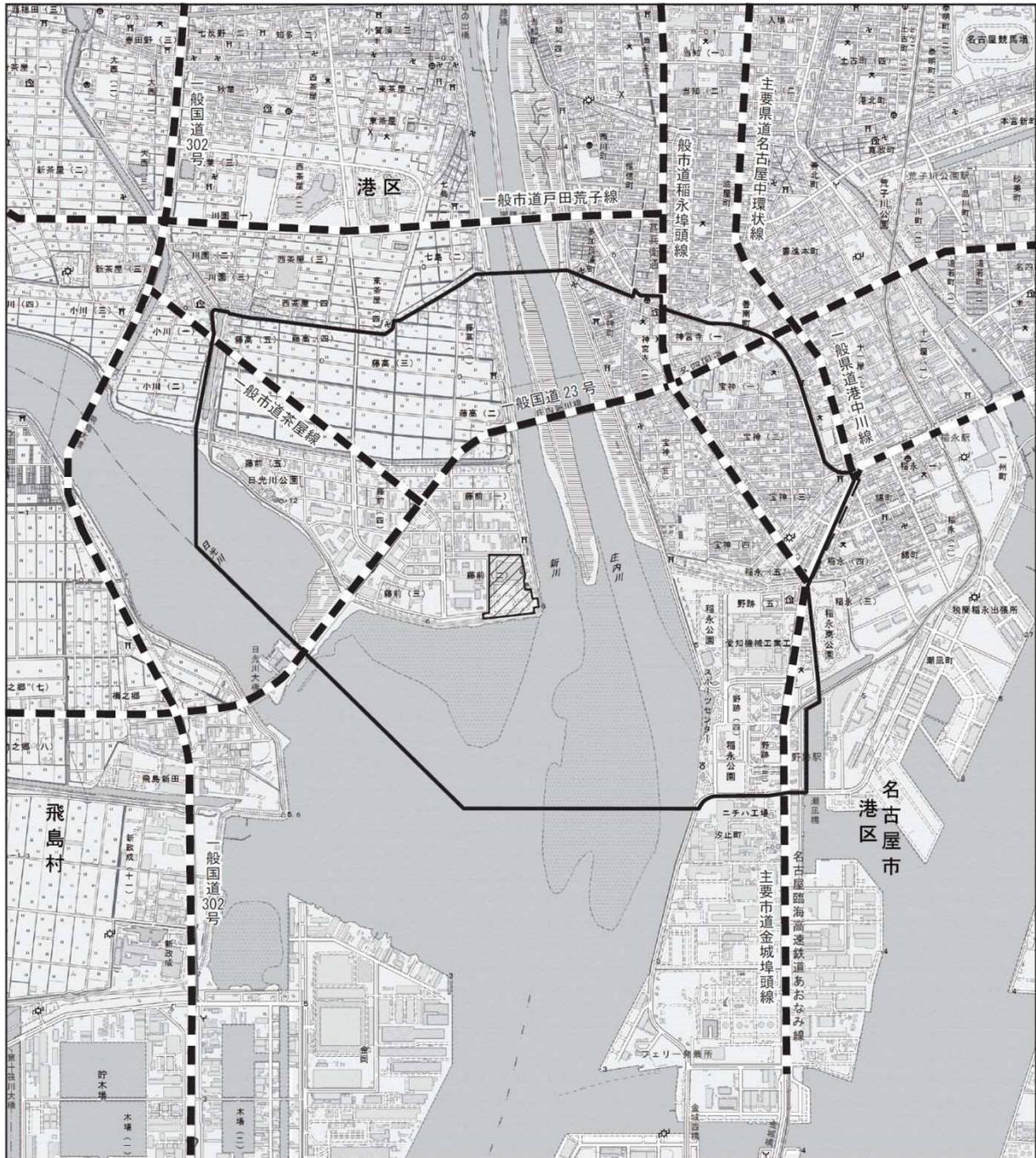
表 1-4-32 道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果（平成 29 年度）

路線名	評価区間		評価対象 住居等 戸数	環境基準達成率（%）		
	始 点	終 点		昼間	夜間	昼夜
一般県道 港中川線	港区熱田前新田	港区稲永一丁目	226	100	100	100

注) 1: 昼間は 6 時から 22 時まで、夜間は 22 時から翌日の 6 時までである。

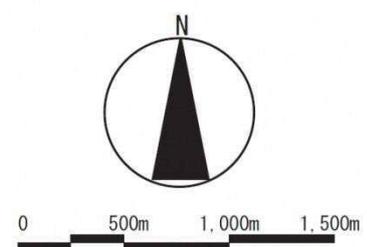
2: 環境基準達成率は以下のとおりである。

- ・ 昼間：昼間に環境基準を達成した住居等の割合
- ・ 夜間：夜間に環境基準を達成した住居等の割合
- ・ 昼夜：昼夜間とも環境基準を達成した住居等の割合



凡 例

-  : 事業予定地
-  : 調査地域
-  : 騒音・振動調査対象路線



0 500m 1,000m 1,500m

図 1-4-10 道路交通騒音・振動調査対象路線

エ 振 動

調査地域及びその周辺における平成 24 年度、平成 25 年度の調査結果を表 1-4-33 に示す。また、調査対象路線は、図 1-4-10 に示すとおりである。最も高い振動レベル (L₁₀) が測定された路線は一般国道 23 号であり、宝神一丁目で 57dB となっている。

出典)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編 (平成 24 年度・平成 25 年度)」(名古屋市ウェブサイト)

表 1-4-33 道路交通振動調査結果 (平成 24 年度、平成 25 年度)

路線名	測定地点の住所	振動 レベル (L ₁₀) (dB)	10 分間交通量		
			小型 (台)	大型 (台)	大型車 混入率 (%)
一般市道茶屋線※	港区小川一丁目	45	16	24	60.0
一般市道戸田荒子線※	港区惟信町	41	114	36	24.0
一般国道 23 号	港区東築地町	48	438	352	44.5
	港区港栄三丁目	49	403	269	40.0
	港区砂美町	49	241	230	48.8
	港区宝神一丁目	57	232	285	55.1
	港区藤前一丁目	53	278	281	50.3
一般国道 302 号	港区春田野一丁目	39	130	81	38.4
主要県道名古屋中環状線	港区明正一丁目	45	226	59	20.7
主要市道金城埠頭線	港区野跡五丁目	53	95	32	25.2
一般県道港中川線※	港区十一屋二丁目	51	84	27	24.3
	港区築三町	50	192	38	16.5
	港区惟信町	37	21	8	27.6
	港区西福田五丁目	46	35	19	35.2
一般市道稲永埠頭線※	港区甚兵衛通五丁目	46	142	37	20.7

注) 1: 振動レベルは、6 時から 22 時までの 10 分間における 80% レンジの上端値である。

2: 交通量は、6 時から 22 時までの 10 分間における台数である。

3: ※は平成 24 年度測定を示す。その他は平成 25 年度測定である。

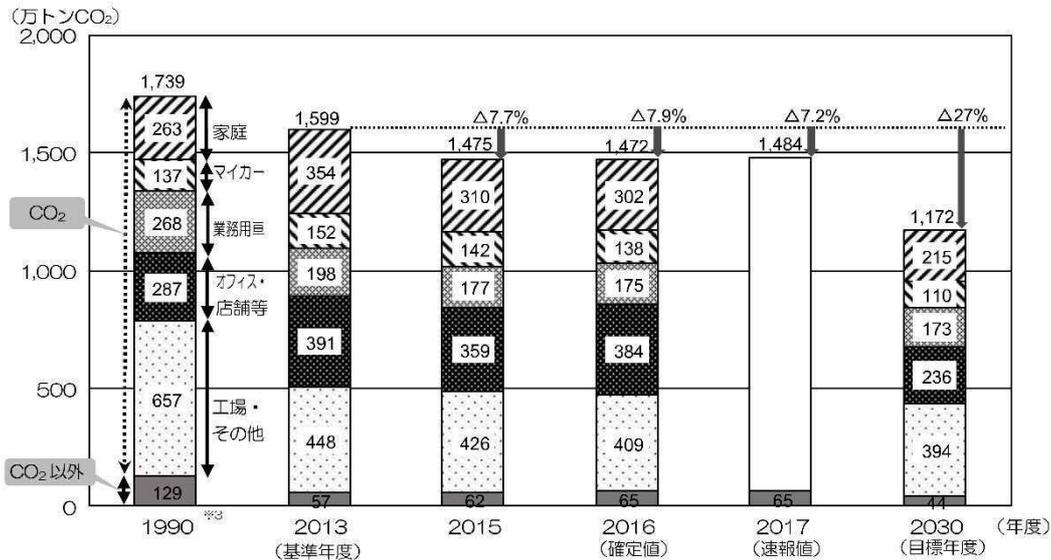
オ 悪 臭

平成 29 年度の名古屋市における悪臭に関する公害苦情処理件数は 309 件あり、公害苦情処理件数総数 1,633 件の約 19% を占めている。港区においては、悪臭に関する苦情処理件数は 38 件あり、公害苦情処理件数総数 150 件の約 25% を占めている。このうち、南陽工場に関する悪臭苦情はなかった。

出典)「平成 30 年版名古屋市環境白書」資料編 (名古屋市, 平成 30 年)

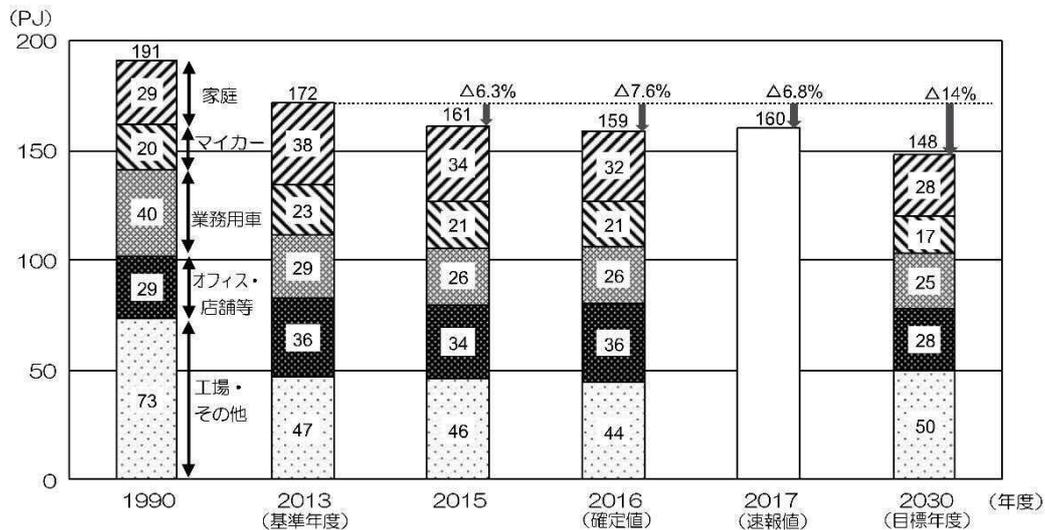
カ 温室効果ガス

名古屋市では、平成 30 年 3 月に「低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画」を策定し、2030 年度までに 2013 年度比で温室効果ガス排出量を 27%、最終エネルギー消費量を 14% 削減するという目標を掲げている。2016 年度の温室効果ガス排出量（確定値）は、図 1-4-11 に示すとおり、基準年度（2013 年度）から 7.9%減少しており、2016 年度最終エネルギー消費量（確定値）は、図 1-4-12 に示すとおり、基準年度（2013 年度）から 7.6%減少している。



出典) 「2016 年度温室効果ガス排出量等の調査結果について」(名古屋市ウェブサイト)

図 1-4-11 温室効果ガス排出量の推移



出典) 「2016 年度温室効果ガス排出量等の調査結果について」(名古屋市ウェブサイト)

図 1-4-12 最終エネルギー消費量の推移

- 注) 1: 温室効果ガスとは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の 7 種類を指す。
 2: 速報値は、重油、灯油などの燃料等一部のデータを 2016 年度値で代用しており、今後とりまとめる確定値との間に誤差が生じるため、部門別の内訳は記載していない。
 3: 前計画である「低炭素都市なごや戦略実行計画」では 1990 年度を基準年度とし、新たに策定した「低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画」においても 1990 年度比で温室効果ガス排出量を 33%削減するという目標を掲げていることから、参考として 1990 年度値を掲載している。
 4: J(ジュール)は、熱量を表す単位であり、1PJ(ペタジュール)は 10 の 15 乗 J である。

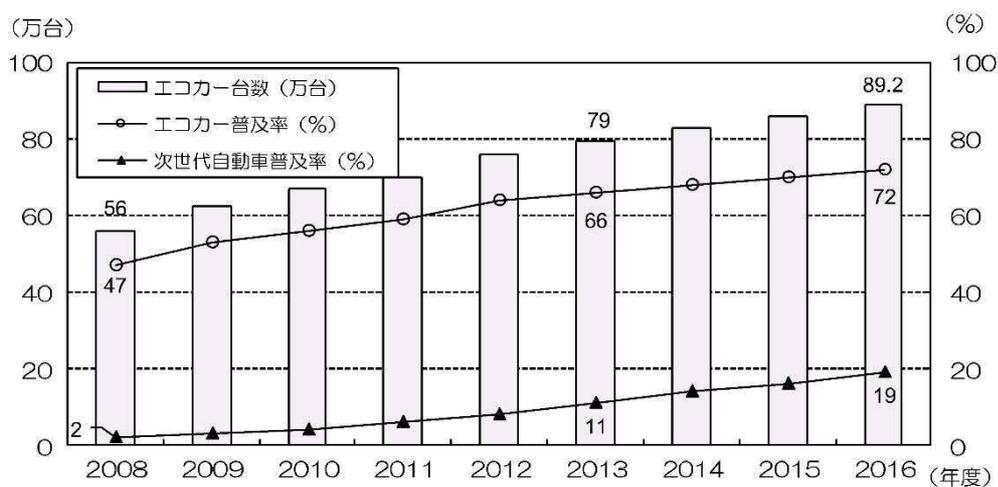
2016年度と基準年度（2013年度）の温室効果ガス排出量増減の要因分析を以下の(7)～(エ)に示す。

(7) 家庭生活

2016年度は、夏の平均気温が基準年度より低く、冬の平均気温が基準年度より高くなった。さらに、市民のエコライフにより、電気や都市ガス、灯油等の使用量が基準年度と比較して減少したことから、家庭生活から排出されるCO₂排出量は基準年度と比較して減少している。

(イ) 自動車

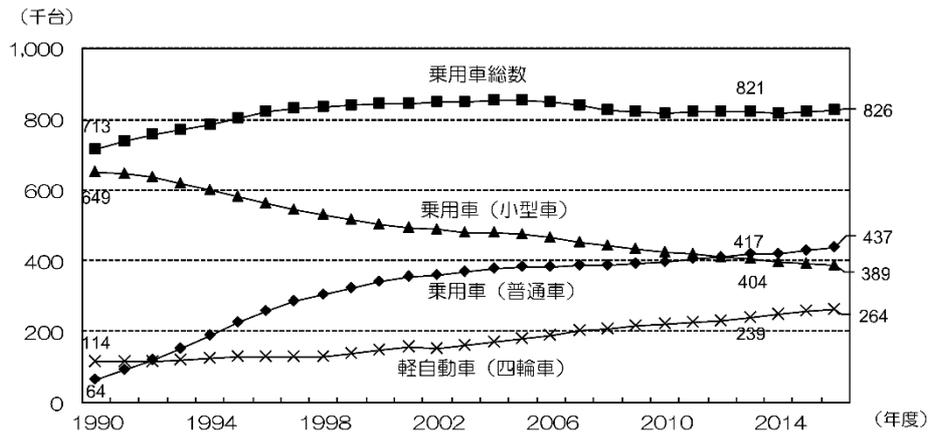
マイカーと業務用車を合わせた自動車から排出されるCO₂排出量は、市内全体のおよそ5分の1を占めている。2016年度は、マイカー及び業務用車から排出されるCO₂排出量は基準年度と比較していずれも減少している。マイカーのCO₂排出量減少は、エコカーの普及が進み、ガソリン使用量が減少しており、業務用車のCO₂排出量減少は、貨物車両数の減少とエコカーの普及に伴って軽油使用量が減少していることが背景にあると考えられる。名古屋市内のエコカーの普及状況を図1-4-13に、名古屋市における乗用車及び軽自動車普及台数の推移を図1-4-14に、貨物車、バス等の普及台数の推移を図1-4-15に示す。また、参考に名古屋市における「小型車」及び「大型車」の走行台キロの推移を図1-4-16に示す。



(注) エコカーには、次世代自動車のほか、従来からの低公害・低燃費車が含まれます

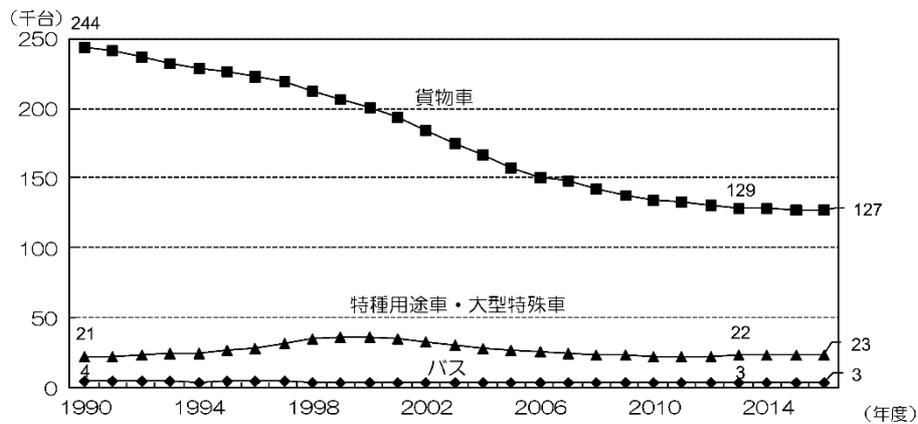
出典) 「2016年度温室効果ガス排出量等の調査結果について」(名古屋市ウェブサイト)

図1-4-13 名古屋市内のエコカー普及状況



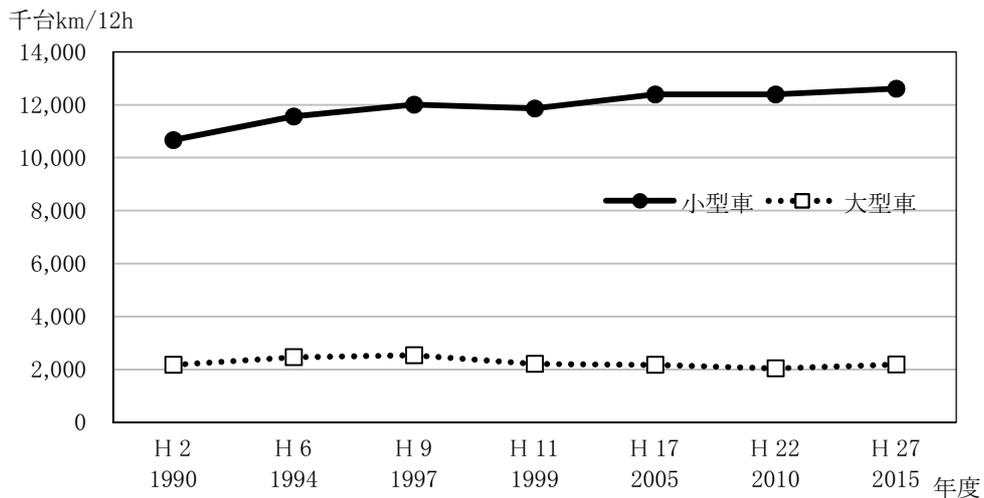
出典)「2016年度温室効果ガス排出量等の調査結果について」(名古屋市ウェブサイト)

図 1-4-14 名古屋市における乗用車及び軽自動車普及台数の推移



出典)「2016年度温室効果ガス排出量等の調査結果について」(名古屋市ウェブサイト)

図 1-4-15 名古屋市における貨物車、バス等の普及台数の推移



注) 1:「平成2年度～平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査」の調査結果を基に作成した。
 2:平成17年度以前のデータは、乗用車及び小型貨物車を「小型車」として集計し、バス及び普通貨物車を「大型車」として計上した。

図 1-4-16 名古屋市における走行台キロの推移

(ウ) オフィス・店舗等

オフィス・店舗等から排出される CO₂ 排出量は、市内全体のおよそ 4 分の 1 を占めている。2016 年度は、名古屋駅周辺の都市再生特別地区において高層建築物が相次いで竣工したことなどにより電気・都市ガスの使用量が基準年度と比較して増加したが、電力原単位が基準年度から改善したことや、A 重油等の使用量が減少するなどにより、オフィス・店舗等から排出される CO₂ 排出量は基準年度と比較して減少している。

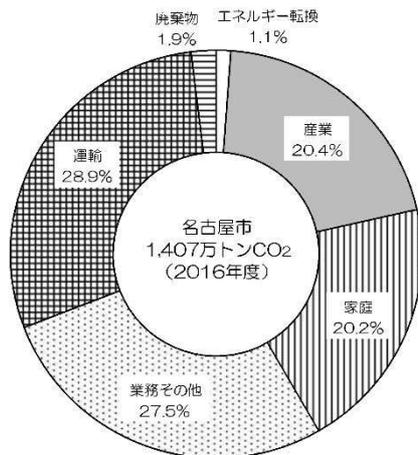
(I) 工場等

2016 年度は、名古屋市 の 製造品出荷額等が基準年度から減少したほか、事業者の省エネの取り組み等により、電気や都市ガス、A 重油等の使用量は基準年度と比較して減少したことから、工場等から排出される CO₂ 排出量は基準年度と比較して減少している。

また、2016 年度の名古屋市における部門別二酸化炭素排出構成を図 1-4-17 に示す。最も排出量が多いのは、「運輸」、次いで「業務その他」、「産業」の順となっている。

二酸化炭素濃度は、名古屋市農業センター（天白区天白町）で測定しており、測定結果は図 1-4-18 に示すとおりである。二酸化炭素濃度（年平均値）は、年々上昇傾向にある。

出典) 「2016 年度温室効果ガス排出量等の調査結果について」(名古屋市ウェブサイト)
 「平成 30 年度二酸化炭素濃度年報」(名古屋市ウェブサイト)

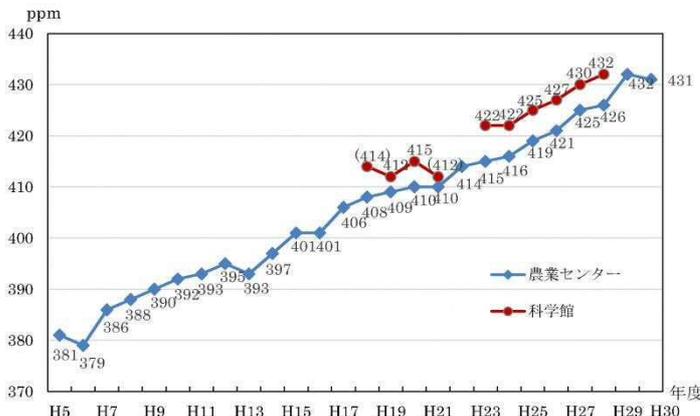


注) 部門の内訳は以下のとおりである。

- ・エネルギー転換：発電、都市ガス製造
- ・産業：製造業、建設業、農業
- ・家庭：住宅における電気、都市ガス等のエネルギー消費（水道の供給に伴う CO₂ は業務に含む。）
- ・業務：オフィス・店舗のほか、ホテル、学校、病院、官公庁等の業務部門全般（水道の供給を含む。）におけるエネルギー消費
- ・運輸：自動車（家庭用・事業用）、鉄道、船舶
- ・廃棄物：家庭ごみ、事業系一般廃棄物・産業廃棄物の焼却（廃油・廃プラスチック）

出典) 「2016 年度温室効果ガス排出量等の調査結果について」(名古屋市ウェブサイト)

図 1-4-17 名古屋市における部門別二酸化炭素排出構成



注) 都心部の二酸化炭素濃度を把握するため、平成 19 年 1 月から平成 29 年 2 月まで、名古屋市科学館で測定を実施（科学館の新館建設工事のため、平成 21 年 8 月から平成 23 年 3 月まで測定を休止）した。平成 18 年度と 21 年度は参考値、平成 22 年度は欠測となっている。

図 1-4-18 二酸化炭素濃度（年平均値）の推移

(4) 動植物、生態系及び緑地の状況

ア 動物

名古屋市内においては、昭和 50 年から概ね 5 年毎に野鳥の生息状況調査を実施しており、平成 26 年度には第 9 回調査として 51 箇所で行った調査を実施している。調査地域及びその周辺では 5 つの調査箇所が含まれる。

既往調査の概要を表 1-4-34 に、調査地点を表 1-4-35 に、調査結果を表 1-4-36 に示す。

調査地域及びその周辺で確認された鳥類は 16 目 40 科 164 種である。最も多くの種類が確認されたのは庄内川河口で 151 種、次いで明德橋-庄内新川橋の 105 種、日光川河口の 82 種であり、南陽町が 53 種で最も少ない。河口ではシギ、チドリ類やカモメの仲間が種数、個体数とも多く確認されている。

出典)「名古屋市野鳥生息状況調査報告 名古屋の野鳥 2014」(名古屋市ウェブサイト)

表 1-4-34 既往調査の概要

調査機関	名古屋市
調査時期	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月
調査回数	・ 毎月 1 回以上 ・ 渡りや繁殖時期にあたる 4・5・9・10 月は毎月 2 回以上 (複数回調査した場合は種ごとに最も多かった数を記録)
調査方法	ルートセンサス

表 1-4-35 既往調査の調査地点

庄内川水系 庄内川河口	一般国道 23 号庄内新川橋から南の庄内川河口と稲永公園 一帯を含む地域
庄内川水系 新川河口	一般国道 23 号より導流堤の先端付近までの新川
庄内川水系 日光川河口	日光川左岸の飛鳥大橋から、日光川河口まで
庄内川水系 明德橋-庄内新川橋	主要県道名古屋中環状線、明德橋・日の出橋から一般国道 23 号、庄内新川橋までの庄内川・新川下流部
港区 南陽町	一般国道 23 号より北の茶屋地区と藤高地区の水田地帯

表 1-4-36(1) 既往調査の結果

目	科	種	庄内川水系				港区
			庄内川 河口	新川 河口	日光川 河口	明徳橋- 庄内新 川橋	南陽町
キジ	キジ	キジ	1		1	2	
カモ	カモ	マガン	1				
		ツクシガモ	1			1	1
		オカヨシガモ	25	20	5	44	
		ヨシガモ	2				
		ヒドリガモ	193	39	35	27	70
		アメリカヒドリ	1				
		マガモ	365	203	16	110	10
		カルガモ	989	1,367	94	81	4
		ハシビロガモ	58	23	84	13	64
		オナガガモ	1,987	1,111	658	20	450
		シマアジ	3				
		トモエガモ	3				
		コガモ	1,257	235	41	479	51
		アメリカコガモ				1	
		ホシハジロ	256	76	560	127	1
		キンクロハジロ	367	172	112	677	2
		スズガモ	7,287	1,089	101	13	
		ホオジロガモ	5	1	1		
		ミコアイサ		7	2		
		ウミアイサ	1				
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	1	1	2	1	1
		カンムリカイツブリ	52	57	7	4	
		ハジロカイツブリ	28	38	3	2	
ハト	ハト	キジバト	78	4	9	13	18
		アオバト	1			1	
カツオドリ	ウ	カワウ	9,857	3,300	152	277	3
ペリカン	サギ	ヨシゴイ				1	
		ゴイサギ	1		17	1	2
		ササゴイ	6	1	1	4	
		アカガシラサギ	1			1	
		アマサギ				1	27
		アオサギ	51	11	10	29	15
		ダイサギ	56	33	14	12	26
		チュウサギ	1	1		2	149
		コサギ	29	14	10	8	36
		カラシラサギ	1				
ツル	クイナ	クイナ				1	
		バン				1	
		オオバン	2	5	8	12	
カッコウ	カッコウ	ホトトギス	1				
		カッコウ				1	
アマツバメ	アマツバメ	アマツバメ	3				
チドリ	チドリ	タゲリ	2			2	53
		ケリ	21	1	36	12	13
		ムナグロ	5	5			8
		ダイゼン	71	64	63	2	
		ハジロコチドリ	1			1	
		コチドリ	9		2	4	3
		シロチドリ	97	48	40	5	
		メダイチドリ	12		14		
	セイタカシギ	セイタカシギ	2			3	1

表 1-4-36(2) 既往調査の結果

目	科	種	庄内川水系				港区
			庄内川 河口	新川 河口	日光川 河口	明德橋- 庄内新 川橋	南陽町
チドリ	シギ	ヤマシギ	1				
		オオジシギ	1			1	
		タシギ	11		1	6	6
		オオハシシギ	1			4	
		オグロシギ	13			2	
		オオソリハシシギ	67	57	3		
		チュウシャクシギ	188	164	20	57	1
		ダイシャクシギ	5	5			
		ホウロクシギ	5	3			
		ツルシギ	1			11	
		アカアシシギ	3			2	
		コアアシシギ	2			4	1
		アアシシギ	78	35	1	45	27
		タカブシギ	1				
		キアシシギ	31	15	6	4	2
		メリケンキアシシギ	1				
		ソリハシシギ	103	4	4	19	
		イソシギ	7	2	5	4	1
		キョウジョシギ	5	1			
		オバシギ	25	25	23		
		コオバシギ	2		2		
		ミュビシギ	1				
		トウネン	1,480	702	1		
	ウズラシギ					2	
	サルハマシギ	1	1				
	ハマシギ	1,150	874	300	5	25	
	エリマキシギ	1			1		
	カモメ	ユリカモメ	1,161	39	94	4	
		ズグロカモメ	20	15	1		
		ウミネコ	438	105		12	
		カモメ	231	110	26	6	
		シロカモメ	1				
		セグロカモメ	77	9	7	16	
オオセグロカモメ		21	1	1			
ハシブトアジサシ		1					
コアジサシ		350	134	22	4	12	
アジサシ		5		1			
クロハラアジサシ	13			1			
ハジロクロハラアジサシ	1				1		
タカ	ミサゴ	ミサゴ	30	12	5	2	
	タカ	トビ	2	1	1	1	
		チュウヒ	5	1	2	6	
		ハイイロチュウヒ	1	1		1	
		ハイタカ	1				
		オオタカ	1			1	
		ノスリ			2	1	
フクロウ	フクロウ	コミミズク		1	1		
ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	2		2	1	
キツツキ	キツツキ	アリスイ			1		
		コゲラ	8		1		
		アカゲラ	2				

表 1-4-36(3) 既往調査の結果

目	科	種	庄内川水系				港区
			庄内川 河口	新川 河口	日光川 河口	明德橋- 庄内新 川橋	南陽町
ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ	2	1		2	1
		コチョウゲンボウ			1		1
		ハヤブサ	2	2	1	1	
スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	2			1	
	カササギヒタキ	サンコウチョウ	2				
	モズ	モズ	4		4	1	4
	カラス	カケス	2				
		ハシボソガラス	25	19	36	88	76
		ハシブトガラス	12	12	7	1	3
	ツリスガラ	ツリスガラ				1	
	シジュウカラ	ヤマガラ	12				
		シジュウカラ	28		2	4	
	ヒバリ	ヒバリ	3		1	3	8
	ツバメ	ショウドウツバメ	25			12	
		ツバメ	98	4	23	24	10
		イワツバメ	2				
	ヒヨドリ	ヒヨドリ	457	1	50	335	70
	ウグイス	ウグイス	5		3	2	
		ヤブサメ	1				
	エナガ	エナガ	2				
	ムシクイ	メボソムシクイ	4				
		エゾムシクイ	5				
		センダイムシクイ	5				
	メジロ	メジロ	28	1	12	6	
	ヨシキリ	オオヨシキリ	26	3	18	13	3
		コヨシキリ	1				
	セッカ	セッカ	5		2	4	2
	ムクドリ	ムクドリ	287	5	66	52	87
		コムクドリ	30		6		
	ヒタキ	クロツグミ	2				
		マミチャジナイ	1				
		シロハラ	25		4		
		アカハラ	5				
		ツグミ	126		26	3	21
		ルリビタキ	1				
		ジョウビタキ	6		6	1	
ノビタキ		7			3	17	
イソヒヨドリ		2		1	1		
エゾビタキ		5			1		
サメビタキ		1					
コサメビタキ		3					
キビタキ		5		1			
オジロビタキ		1					
オオルリ		7					
スズメ	スズメ	257	1	47	27	194	
セキレイ	キセキレイ	3		1	1		
	ハクセキレイ	16	6	10	8	24	
	セグロセキレイ	6		1	2	6	
	ビンズイ	11					
	タヒバリ	5			2	4	
アトリ	アトリ	7			5	1	
	カワラヒワ	53	3	23	25	28	

表 1-4-36(4) 既往調査の結果

目	科	種	庄内川水系				港区
			庄内川 河口	新川 河口	日光川 河口	明德橋- 庄内新 川橋	南陽町
スズメ	アトリ	ベニマシコ	3		6	5	
		ウソ	1				
		シメ	2				
	ホオジロ	ホオジロ	5	1	2	2	
		ホオアカ	1			1	
		カシラダカ	3			2	
		アオジ	6		5	1	
		オオジュリン	26	1	35	27	
ハト	ハト	カワラバト	261		30	113	
16 目	40 科	164 種	151 種	66 種	82 種	105 種	53 種

注) 表中の数値は各観察地で1回に見られた最大羽数である。

イ 植 物

調査地域及びその周辺の現存植生を図 1-4-19 に示す。

調査地域（陸域部）の大半は市街地、水田雑草地帯、緑の多い住宅地であり、このほか工場地帯、畑雑草群落があり、新川及び庄内川の河口付近にはヨシクラスがみられる。事業予定地周辺は概ね市街地であり、一部に緑の多い住宅地が含まれる。

出典)「自然環境保全基礎調査 植生調査情報提供」(環境省ウェブサイト)

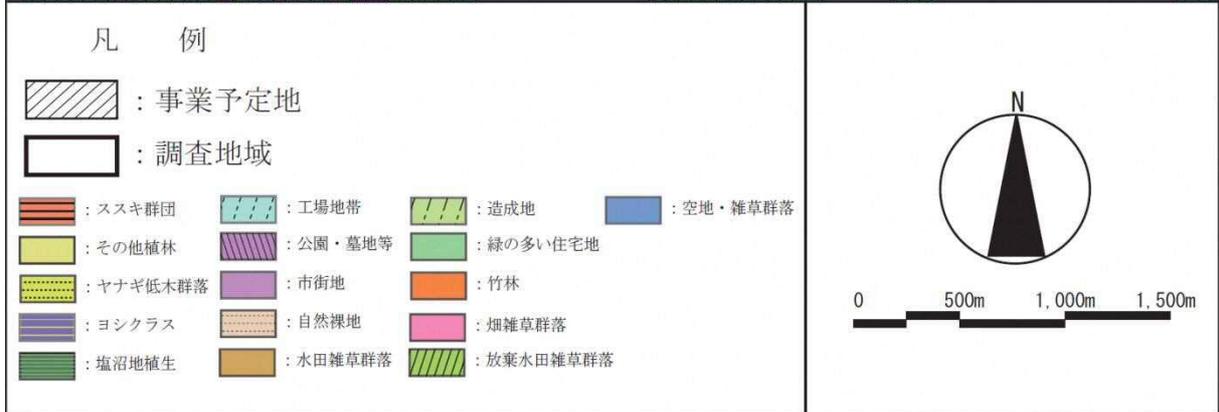
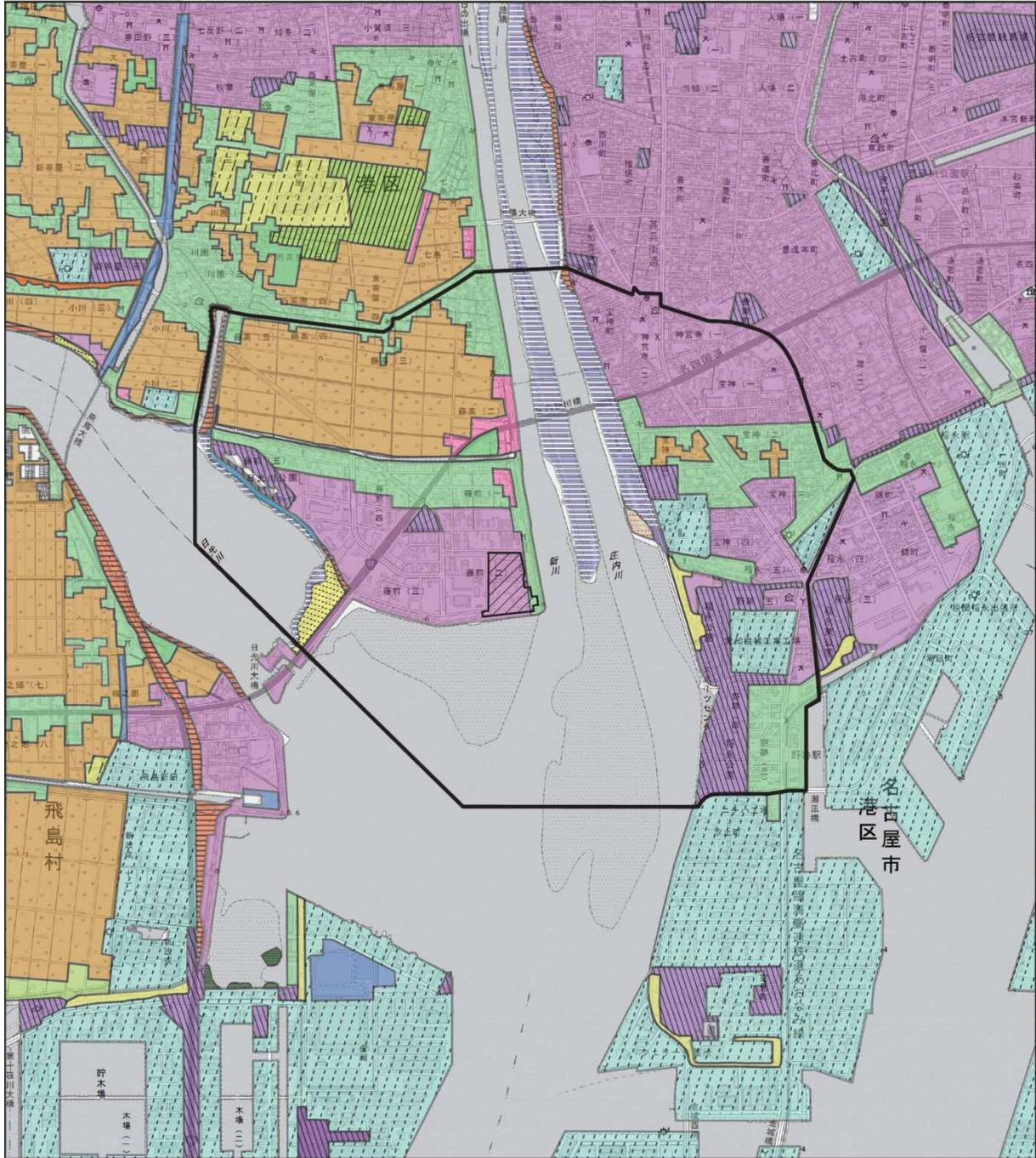


図 1-4-19 現存植生図

ウ 重要な種、群落

(7) 重要な種

重要な種は、表 1-4-37 に示す選定基準に該当する種とした。

既往調査で確認された重要な種は、表 1-4-38 に示すとおり、ヨシゴイ、オオジシギ、ツルシギなど 9 目 16 科 46 種が重要な種に該当する。

表 1-4-37 重要な種の選定基準

No.	略称	重要な種の選定基準と区分
①	天然記念物	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)に基づく天然記念物及び特別天然記念物 (区分) 特天: 特別天然記念物 天: 天然記念物 県: 愛知県指定 市: 名古屋市指定
②	種の保存法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)に基づく国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種及び緊急指定種 (区分) 国内: 国内希少野生動植物種 国際: 国際希少野生動植物種 緊急: 緊急指定種
③	環境省 RL	「環境省レッドリスト 2019」(環境省, 平成 31 年 1 月)の選定種 (区分) EX: 絶滅 (我が国ではすでに絶滅したと考えられる種) EW: 野生絶滅 (飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種) CR: 絶滅危惧 IA 類 (絶滅の危機に瀕している種で、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの) EN: 絶滅危惧 IB 類 (絶滅の危機に瀕している種で、IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの) VU: 絶滅危惧 II 類 (絶滅の危険が増大している種) NT: 準絶滅危惧 (現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種) DD: 情報不足 (評価するだけの情報が不足している種) LP: 絶滅のおそれのある地域個体群 (地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの)
④	愛知県 RL	「レッドリストあいち 2015」(愛知県ウェブサイト)の選定種 (区分) EX・EW: 絶滅 (愛知県ではすでに絶滅したと考えられる種)・野生絶滅 (野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種) CR: 絶滅危惧 IA 類 (絶滅の危機に瀕している種で、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの) EN: 絶滅危惧 IB 類 (絶滅の危機に瀕している種で、IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの) VU: 絶滅危惧 II 類 (絶滅の危険が増大している種) NT: 準絶滅危惧 (存続基盤が脆弱な種) DD: 情報不足 (「絶滅」「絶滅危惧」「準絶滅危惧」のいずれかに該当する可能性が高いが、評価するだけの情報が不足している種) LP: 地域個体群 (その種の国内における生息状況に鑑み、愛知県において特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群)
⑤	愛知県指定種	「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年 3 月 30 日条例第 3 号)に基づく指定希少野生動植物種の指定種
⑥	名古屋市 RL	「名古屋市版レッドリスト 2015」(名古屋市ウェブサイト)の選定種 (区分) EX・EW: 絶滅 (名古屋市ではすでに絶滅したと考えられる種)・野生絶滅 (野生では絶滅し、飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種) CR: 絶滅危惧 IA 類 (絶滅の危機に瀕している種で、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの) EN: 絶滅危惧 IB 類 (絶滅の危機に瀕している種で、IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの) VU: 絶滅危惧 II 類 (絶滅の危険が増大している種) NT: 準絶滅危惧 (存続基盤が脆弱な種) DD: 情報不足 (評価するだけの情報が不足している種)

表 1-4-38 重要な種の一覧 (既往調査等確認種)

目	科	種	学名	重要な種の選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	
カモ	カモ	マガン	Anser albifrons			NT				
		ツクシガモ	Tadorna adorn			VU				
		トモエガモ	Anas formosa			VU	越冬：VU		VU	
ペリカン	サギ	ヨシゴイ	Ixobrychus sinensis			NT	繁殖：CR、通過：VU		EN	
		チュウサギ	Egretta intermedia			NT			NT	
		カラシラサギ	Egretta eulophotes			NT				
ツル	クイナ	クイナ	Rallus aquaticus				越冬：NT		NT	
		バン	Gallinula chloropus				繁殖：VU、通過：NT			
カッコウ	カッコウ	カッコウ	Cuculus canorus				繁殖：VU		NT	
チドリ	チドリ	ケリ	Vanellus cinereus			DD				
		ダイゼン	Pluvialis squatarola				LP ^{※1}			
		シロチドリ	Charadrius alexandrinus			VU	繁殖：VU、越冬：NT		NT	
		メダイチドリ	Charadrius mongolus		国際				NT	
	セイタカシギ	セイタカシギ	Himantopus himantopus			VU	繁殖：VU、越冬：NT		NT	
	シギ	ヤマシギ	Scolopax rusticola				越冬：NT		NT	
		オオジシギ	Gallinago hardwickii			NT	繁殖：CR、通過：VU		EN	
		オオハシシギ	Limnodromus scolopaceus				越冬：VU			
		オグロシギ	Limosa limosa				通過：VU		VU	
		オオソリハシシギ	Limosa lapponica			VU	通過：VU		NT	
		ダイシャクシギ	Numenius arquata				越冬：VU		NT	
		ホウロクシギ	Numenius madagascariensis		国際	VU	通過：VU		VU	
		ツルシギ	Tringa erythropus			VU	通過：EN		EN	
		アカアシシギ	Tringa totanus			VU	通過：VU		NT	
		タカブシギ	Tringa glareola			VU	通過：EN		VU	
		メリケンキアシシギ	Heteroscelus incanus				通過：VU			
		オバシギ	Calidris tenuirostris		国際		通過：NT		NT	
		コオバシギ	Calidris canutus		国際		通過：VU		NT	
		ミュビシギ	Calidris alba				越冬：NT			
		ウズラシギ	Calidris acuminata				通過：EN		VU	
		サルハマシギ	Calidris ferruginea		国際					
	ハマシギ	Calidris alpina			NT	越冬：NT、LP ^{※2}		NT		
	エリマキシギ	Philomachus pugnax				通過：VU		NT		
	カモメ	ズグロカモメ	Larus saundersi			VU	越冬：EN		VU	
		コアジサシ	Sterna albifrons			VU	繁殖：EN、通過：NT		VU	
	タカ	ミサゴ	ミサゴ	Pandion haliaetus			NT	繁殖：VU		NT
		タカ	チュウヒ	Circus spilonotus		国内	EN	繁殖：CR、越冬：VU		VU
ハイイロチュウヒ			Circus cyaneus				越冬：VU			
ハイタカ			Accipiter nisus			NT			NT	
オオタカ			Accipiter gentilis			NT	繁殖：NT、越冬：NT		NT	
フクロウ	フクロウ	コミミズク	Asio flammeus			越冬：VU				
ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ	Falco peregrinus		国内	VU	繁殖：VU、越冬：NT	VU		
スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	Pericrocotus divaricatus			VU			NT	
	ヒタキ	アカハラ	Turdus chrysolaus				繁殖：CR			
		コサメビタキ	Muscicapa dauurica				繁殖：NT			
	セキレイ	ビンズイ	Anthus hodgsoni				繁殖：EX			
ホオジロ	ホオアカ	Emberiza fucata				繁殖：CR				
9	16	46	—	0	7	24	37	0	30	

注) 表中※印は以下のとおりである。

※1：ダイゼンの越冬群 (藤前干潟及び庄内川河口周辺、汐川干潟、伊川津干潟及び福江湾周辺)

※2：ハマシギの越冬群 (藤前干潟及び庄内川河口周辺、境川及び矢作川河口周、汐川干潟、伊川津干潟及び福江湾周辺)

(イ) 重要な群落

重要な群落は、表 1-4-39 に示す選定基準に該当する種とした。

調査地域及びその周辺では、「植物群落レッドデータ・ブック」（財団法人日本自然保護協会・財団法人世界自然保護基金日本委員会，平成 8 年）に該当する植物群落は確認されていない。また、「日本の重要な植物群落 東海版」（環境庁，昭和 54 年）及び「日本の重要な植物群落Ⅱ 東海版」（環境庁，昭和 63 年）によると、調査地域及びその周辺では、特定植物群落は確認されていない。

表 1-4-39 重要な群落の選定基準

No.	略称	重要な群落の選定基準
①	群落 RDB	「植物群落レッドデータ・ブック」の選定群落
②	特定植物群落	「日本の重要な植物群落 東海版」の選定群落 「日本の重要な植物群落Ⅱ 東海版」の選定群落

エ 生態系

事業予定地及びその周辺の陸域は、事業予定地の北に水田が分布しているものの、それ以外は市街地や工場が立地して人為的影響を強く受けた環境となっており、そこに成立する陸域生態系も貧弱であると考えられる。

一方で、事業予定地の南側に広がる海域は、潮間帯に藤前干潟が広がる。藤前干潟には底生動物が豊富に生息しており、シベリアで繁殖し、南半球で越冬するシギやチドリなどが渡りの中継地として多く飛来する。シギやチドリのライフサイクルに重要な存在となっていることから、藤前干潟は平成 14 年 11 月にラムサール条約湿地に登録された。

出典)「ラムサール条約と条約湿地」（環境省ウェブサイト）

オ 緑地の状況

緑地の分布状況を図 1-4-20 に示す。

調査地域の緑地は、日光川公園、藤前公園、宝神中央公園、稲永公園など比較的広い公園や、小規模な公園が分布している。

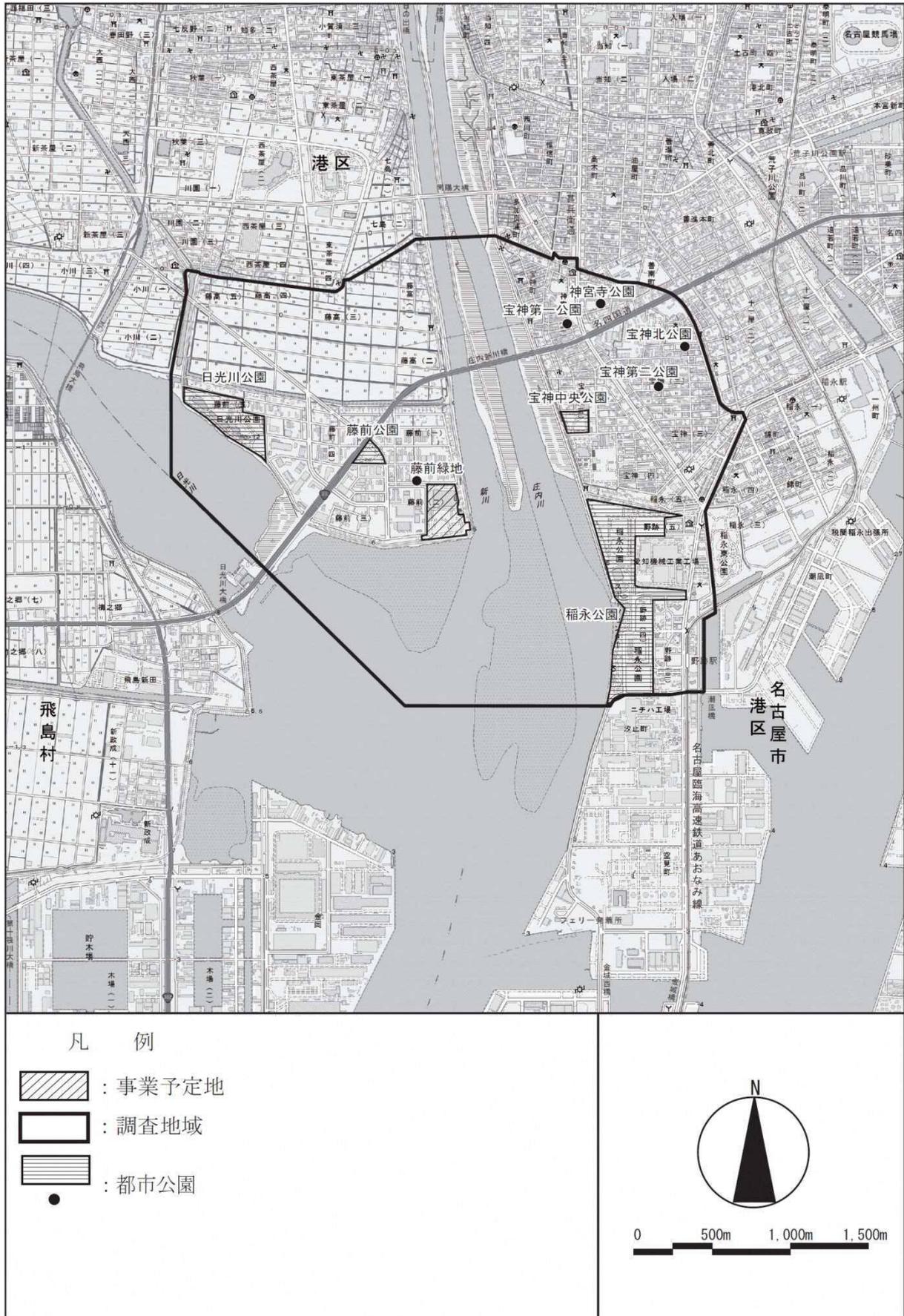


図 1-4-20 緑地の分布

(5) 景観及び人と自然とのふれあいの活動の場の状況

ア 景観資源、眺望景観

「第3回自然環境保全基礎調査」によれば、調査地域には自然景観資源は分布していない。調査地域の大半は、住宅や耕作地、工業施設等が占めており、海岸線も人工海岸であるが、潮間帯には、事業予定地の南側の海域から庄内川河口にかけて、藤前干潟が広がる。

出典)「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 愛知県」(環境庁, 平成元年)

イ 屋外レクリエーション施設、人と自然とのふれあいの活動の場の状況

調査地域の大半は、住宅や耕作地、工業施設等である。事業予定地の北西約1.5kmには屋外レクリエーション施設である日光川公園がある。新川と庄内川を挟んだ対岸(事業予定地の南東約1.5km)には稲永公園があり、テニスコートや野球場、球技場がある。

人と自然とのふれあいの活動の場の状況を図1-4-21に示す。事業予定地に隣接して、藤前干潟や生物多様性について学ぶことのできる藤前活動センターがある。また、稲永公園内には、藤前干潟や生物多様性について学ぶことのできる稲永ビジターセンターや名古屋市野鳥観察館がある。

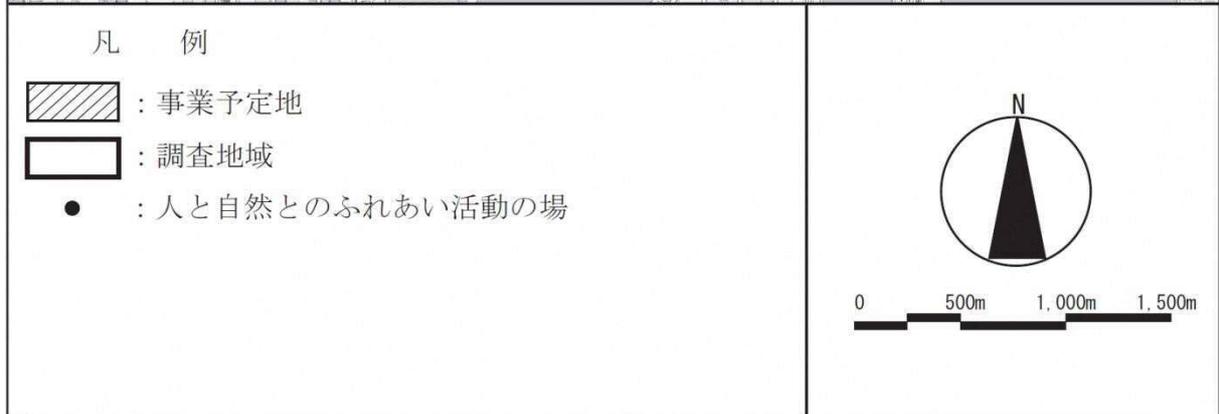
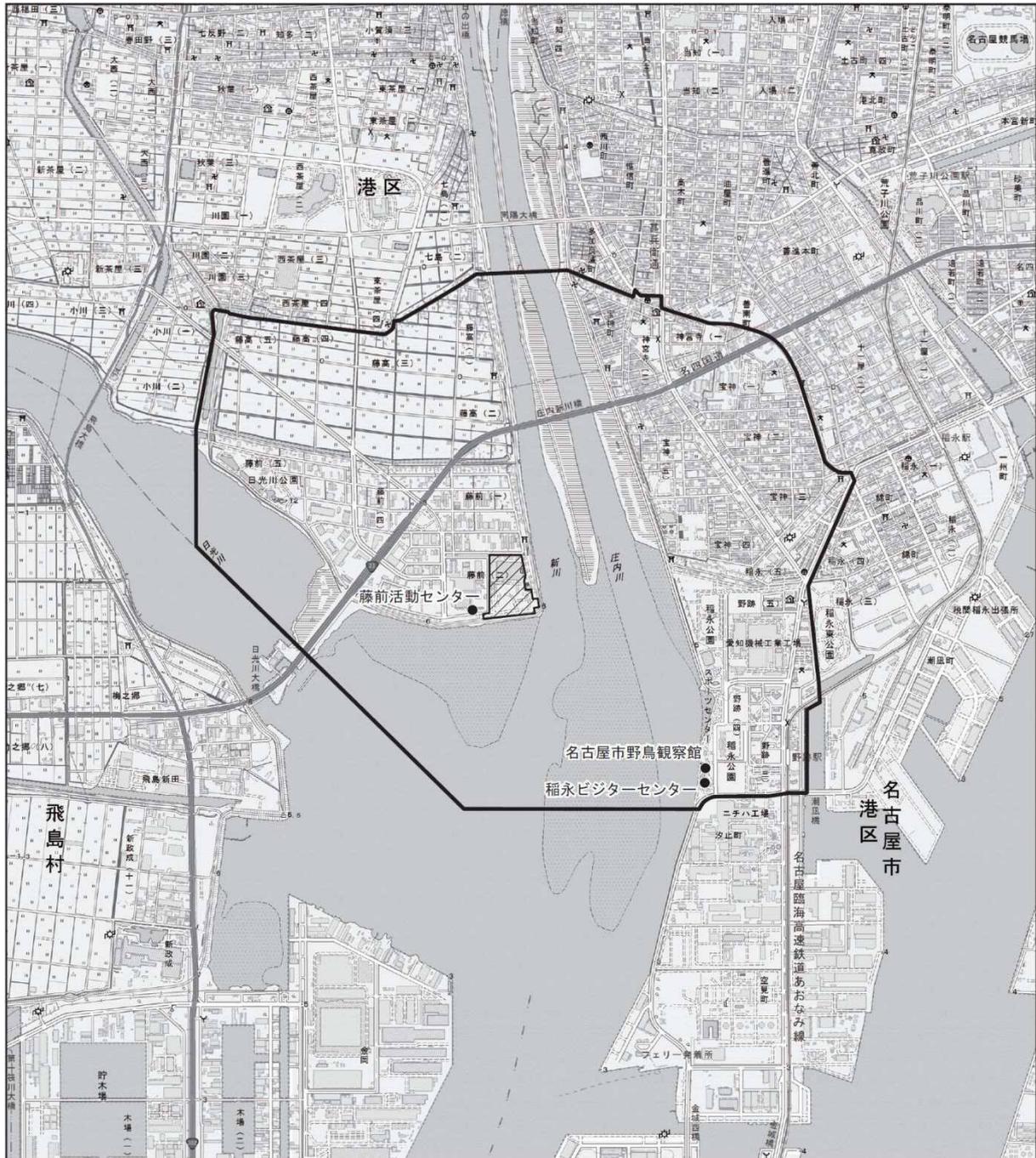


図 1-4-21 人と自然とのふれあいの活動の場の分布

4-2 社会的状況

(1) 人口及び産業

ア 人口の動態及び世帯数

名古屋市、港区及び調査地域の令和元年6月1日現在における人口及び世帯数を表1-4-40に、名古屋市及び港区の平成27年10月1日現在における昼夜間人口を表1-4-41に、令和元年6月1日現在における年齢別人口構成比を図1-4-22に示す。

令和元年の人口は、名古屋市は増加傾向を示しているが、港区では減少傾向を示している。1世帯当たりの人員は、港区及び調査地域は名古屋市と比べ多い。

平成27年10月1日現在の昼夜間人口比率は、港区は名古屋市よりやや高い約115.5%であり、事業活動等に伴い昼間に人口が増加する地域といえる。

港区の年齢別人口は、名古屋市に比べ65歳以上の構成比がわずかに高くなっている。

出典)「学区別、町丁目(字)別、世帯数、公簿人口(区別)」(名古屋市ウェブサイト)
 「平成27年国勢調査 名古屋の昼間人口(従業地・通学地集計結果)」(名古屋市ウェブサイト)
 「年齢別公簿人口(全市・区別)」(名古屋市ウェブサイト)

表1-4-40 人口及び世帯数(令和元年)

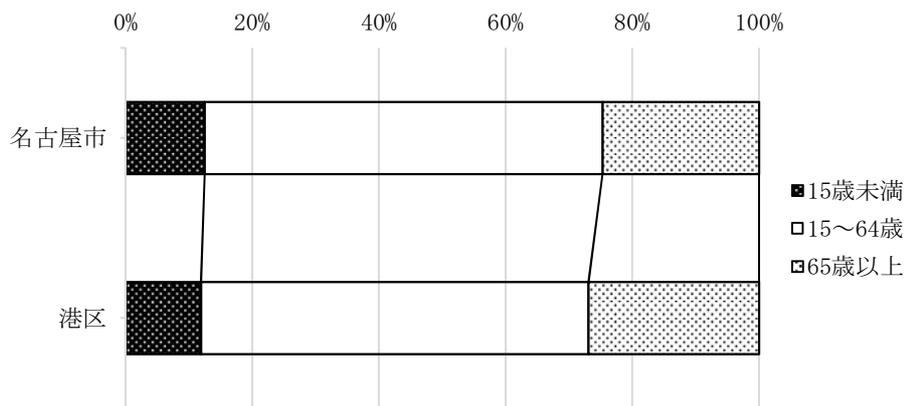
区分	人口(人) (A)	世帯数 (世帯)	1世帯当たりの人員 (人)	平成26年 人口(人) (B)	増加率 (%)
名古屋市	2,297,923	1,123,425	2.05	2,257,480	1.8
港区	145,503	68,836	2.11	149,255	-2.5
うち調査地域	14,122	6,862	2.06	14,460	-2.3

注) 1: 人口及び世帯数は各年6月1日現在
 2: 増加率(%) = $(A - B) / B \times 100$
 3: 街区単位の人口・世帯数に基づいて調査地域の人口・世帯数を集計した。

表1-4-41 昼夜間人口(平成27年)

区分	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間人口比率 (%)
名古屋市	2,589,799	2,295,638	112.8
港区	169,555	146,745	115.5

注) 1: 平成27年10月1日現在
 2: 昼夜間人口比率 = $(\text{昼間人口} / \text{夜間人口}) \times 100$



注) 令和元年6月1日現在

図 1-4-22 年齢別人口構成比 (令和元年)

イ 産 業

名古屋市及び港区の平成28年6月1日現在における産業別事業所数並びに従業者数の構成比を図1-4-23及び図1-4-24に示す。

名古屋市及び港区における事業所数、従業者数は、いずれも第三次産業の割合が高くなっている。名古屋市と港区との比較では、事業所数、従業者数のいずれも、港区の第二次産業の割合が名古屋市よりも高くなっている。

出典)「経済センサス-活動調査(確報)結果の概要」(名古屋市ウェブサイト)

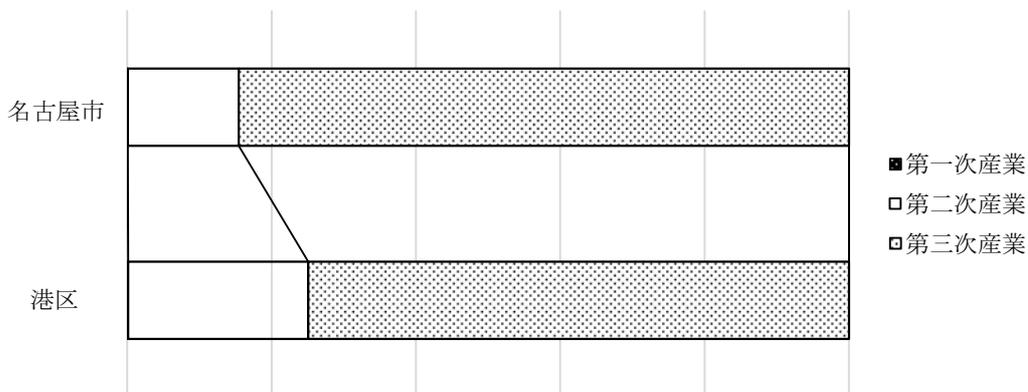


図 1-4-23 産業別事業所数の構成比 (平成28年)

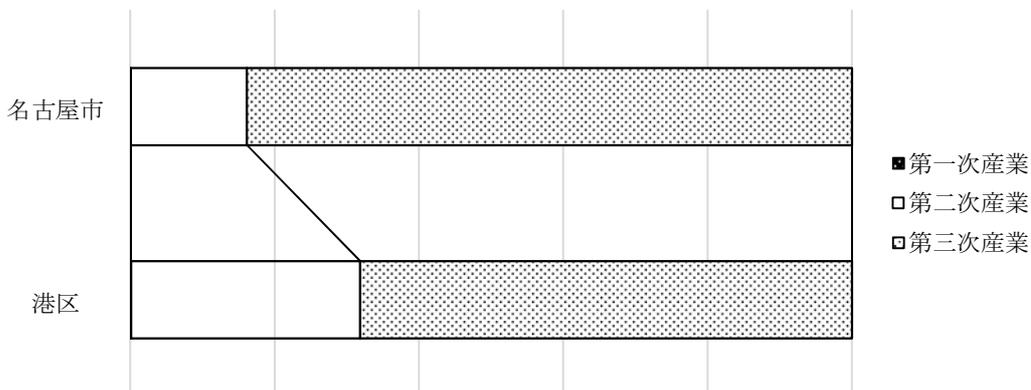


図 1-4-24 産業別従業者数の構成比 (平成28年)

(2) 土地利用

ア 土地利用の状況

名古屋市の平成 29 年における土地利用の状況を表 1-4-42 に示す。名古屋市における土地利用区分は、宅地の割合が高く 53.0%、次いで道路の 19.2%となっている。

調査地域及びその周辺の建物用途の状況を図 1-4-25 に示す。調査地域は、供給・処理・運輸施設用地及び住居施設用地、公園・緑地等が多く、事業予定地の北には水田があり、建物用地は少ない。事業予定地の周囲には、供給・処理・運輸施設用地、商業施設用地、工業施設用地が点在している。

出典)「土地に関する統計年報(平成 30 年版)」(愛知県, 平成 30 年)
「名古屋市建物用途別現況図(平成 28 年現在)」(名古屋市, 平成 30 年)

表 1-4-42 土地利用の状況(平成 29 年)

単位: ha

区分	行政面積	農地			森林	原野等	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
		田	畑							
名古屋市	32,645	1,020	497	525	1,013	-	1,519	6,260	17,295	5,538
		(3.1)	(1.5)	(1.6)	(3.1)	-	(4.7)	(19.2)	(53.0)	(17.0)

注) 1: () 内は、合計に対する割合を示す。

2: 集計時点は次のとおり

行政面積: 平成 29 年 10 月 1 日現在

農地: 平成 29 年 7 月 15 日現在

森林、原野等、水面・河川・水路: 平成 29 年 3 月 31 日現在

道路: 林道は平成 29 年 3 月 31 日現在、農道は平成 29 年 8 月 1 日現在、一般道路は平成 29 年 4 月 1 日現在

宅地: 住宅地は平成 29 年 1 月 1 日現在、工業用地は平成 29 年 6 月 1 日現在

イ 「都市計画法」に基づく地域地区及びその他の土地利用計画

調査地域は、名古屋都市計画区域に含まれている。

「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく用途地域等の指定状況を図 1-4-26 に示す。事業予定地は準工業地域に含まれるが、事業予定地の南側と東側の一部は市街化調整区域に指定されている。庄内川及び新川を挟んだ東側は、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は工業地域に指定されている。なお、調査地域に風致地区の指定はない。

「都市計画法」に基づく高度地区の指定状況を図 1-4-27 に示す。事業予定地は、一部を除いて絶対高 31m 高度地区に指定されている。

また、「流通業務市街地の整備に関する法律」(昭和 41 年法律第 110 号)に基づく流通業務地区の指定状況を図 1-4-28 に示す。事業予定地の周辺は西部流通業務地区に指定されている。

出典)「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ウェブサイト)
「流通業務地区(西部流通業務地区・藤前流通業務団地)」(名古屋市ウェブサイト)



図 1-4-25 建物用途の状況

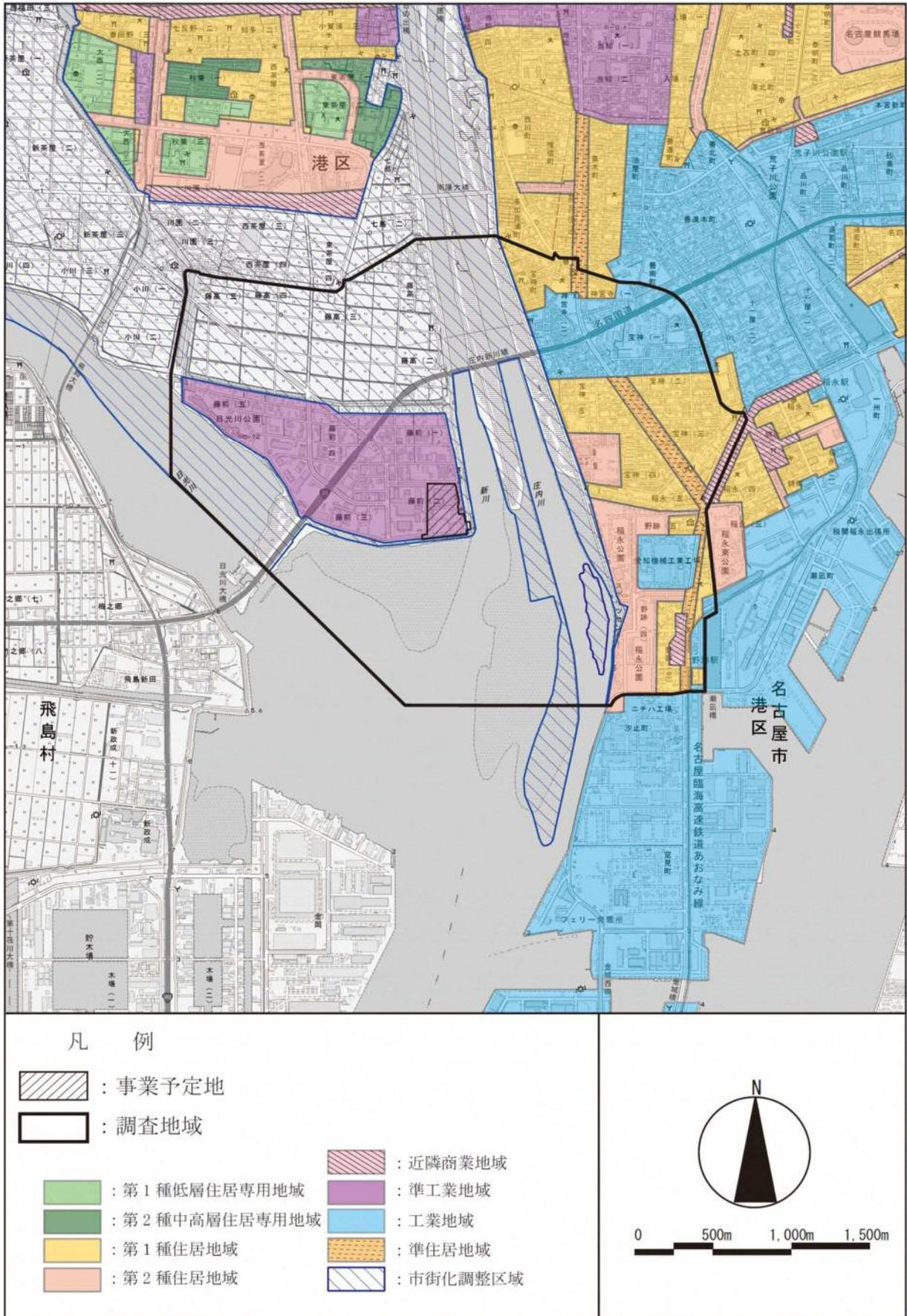


図 1-4-26 用途地域等の指定状況

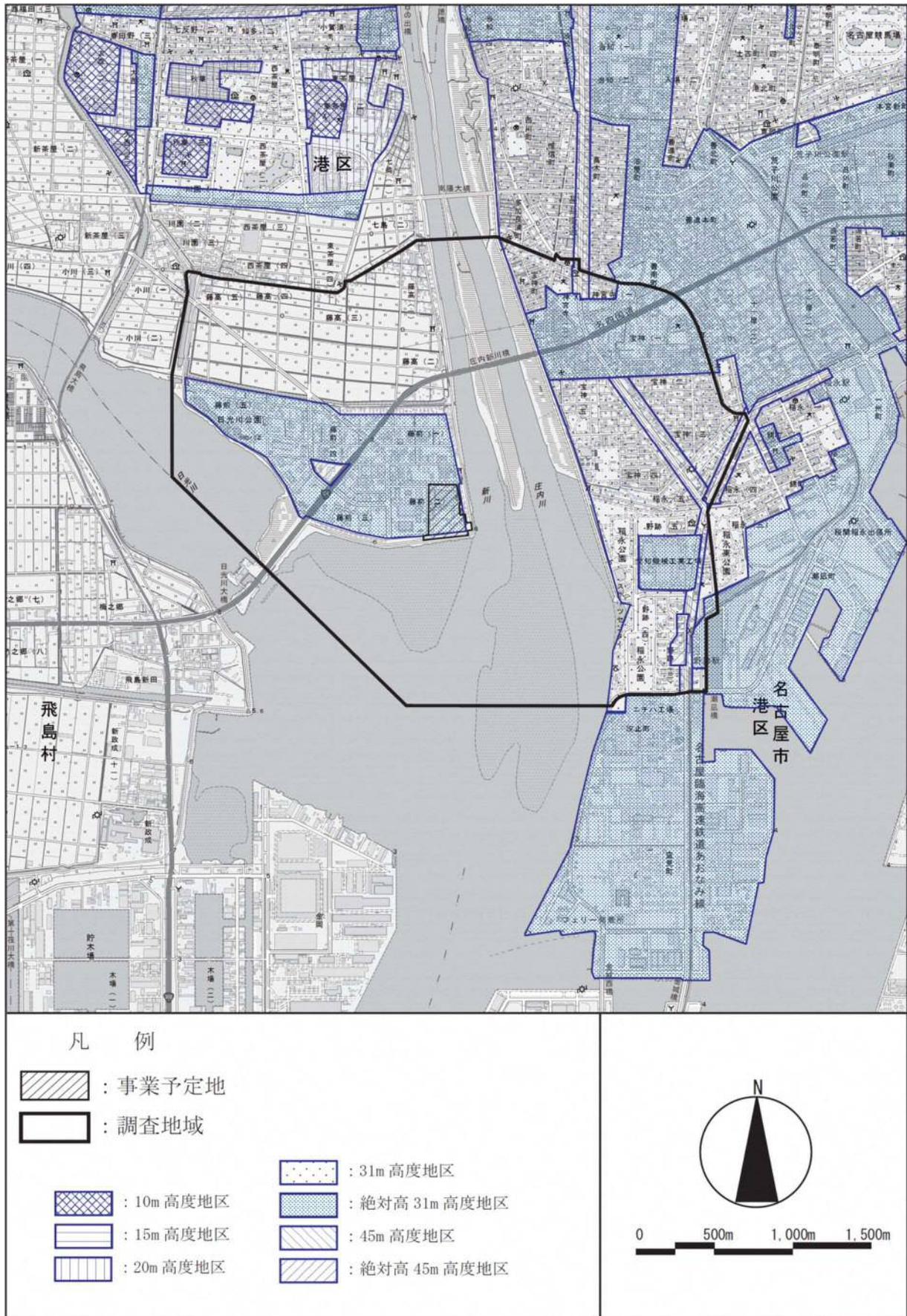


図 1-4-27 高度地区の指定状況

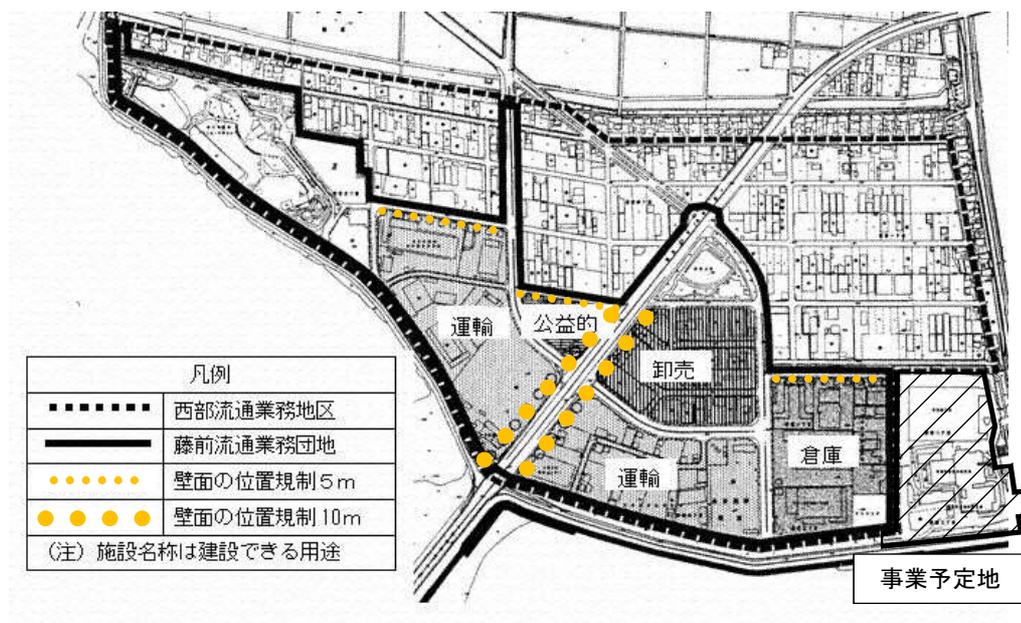


図 1-4-28 流通業務地区の指定状況

ウ 周辺地域における開発の動向

調査地域において、大規模な開発事業は予定されていない。

(3) 地下水の利用状況

名古屋市の水道及び工業用水における地下水の利用状況を表 1-4-43 に示す。水道の給水量における地下水の割合は 0.1%、工業用水における井戸水の割合は 10.1%である。

出典)「愛知県の水道(平成 29 年度版)」(愛知県ウェブサイト)
「平成 30 年 工業統計調査結果」(愛知県ウェブサイト)

表 1-4-43 地下水利用の状況

給水量及び用水量		単位	名古屋市	港区
水道	一日最大給水量	m ³	832,746	—
	上記の内地下水	m ³	883	—
	地下水の割合	%	0.1	—
工業用水	1日当たり用水量	m ³	226,003	161,140
	上記の内井戸水	m ³	22,778	3,668
	井戸水の割合	%	10.1	2.3

注) 1: 水道は平成 29 年度、工業用水は平成 29 年
2: 水道は、名古屋市の施設から清須市の一部、北名古屋市の一部、大治町、あま市の一部への給水量を含み、区別の内訳は出典に記載されていない。
3: 工業用水は、公共水道、井戸水などが含まれる。
4: 地下水及び井戸水の割合は、上記資料に基づき算出した。

(4) 水域利用

調査地域には、河川、海域とも漁業権は設定されていない。また、調査地域は、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）による規制対象地域に指定されていない。

調査地域の庄内川水系においては、用水等の取水はない。

出典)「漁業権図(県域図)」（愛知県ウェブサイト）
「共同漁業権の内容」（愛知県ウェブサイト）
「区画漁業権の内容」（愛知県ウェブサイト）
「庄内川水系河川整備計画【大臣管理区間】」（国土交通省中部地方整備局ウェブサイト）

(5) 交通

ア 交通網の状況

鉄道網及びバス路線を図 1-4-29 に示す。調査地域の東南端に、名古屋臨海高速鉄道のあおなみ線が通っている。また、調査地域では、主に名古屋市営バスが運行しており、一般国道 23 号では三重交通株式会社の路線バスが運行している。

主要な道路網を図 1-4-30 に示す。調査地域には、一般国道 23 号、主要市道金城埠頭線、一般市道の茶屋線、万場藤前線、庄内川左岸線及び稲永埠頭線が通っている。

出典)「国土数値情報」（国土交通省ウェブサイト）
「バス路線図」（名古屋市交通局ウェブサイト）
「三重交通バス路線図」（三重交通ウェブサイト）
「名古屋市交通量図（平成 27 年度）」（名古屋市，平成 29 年）

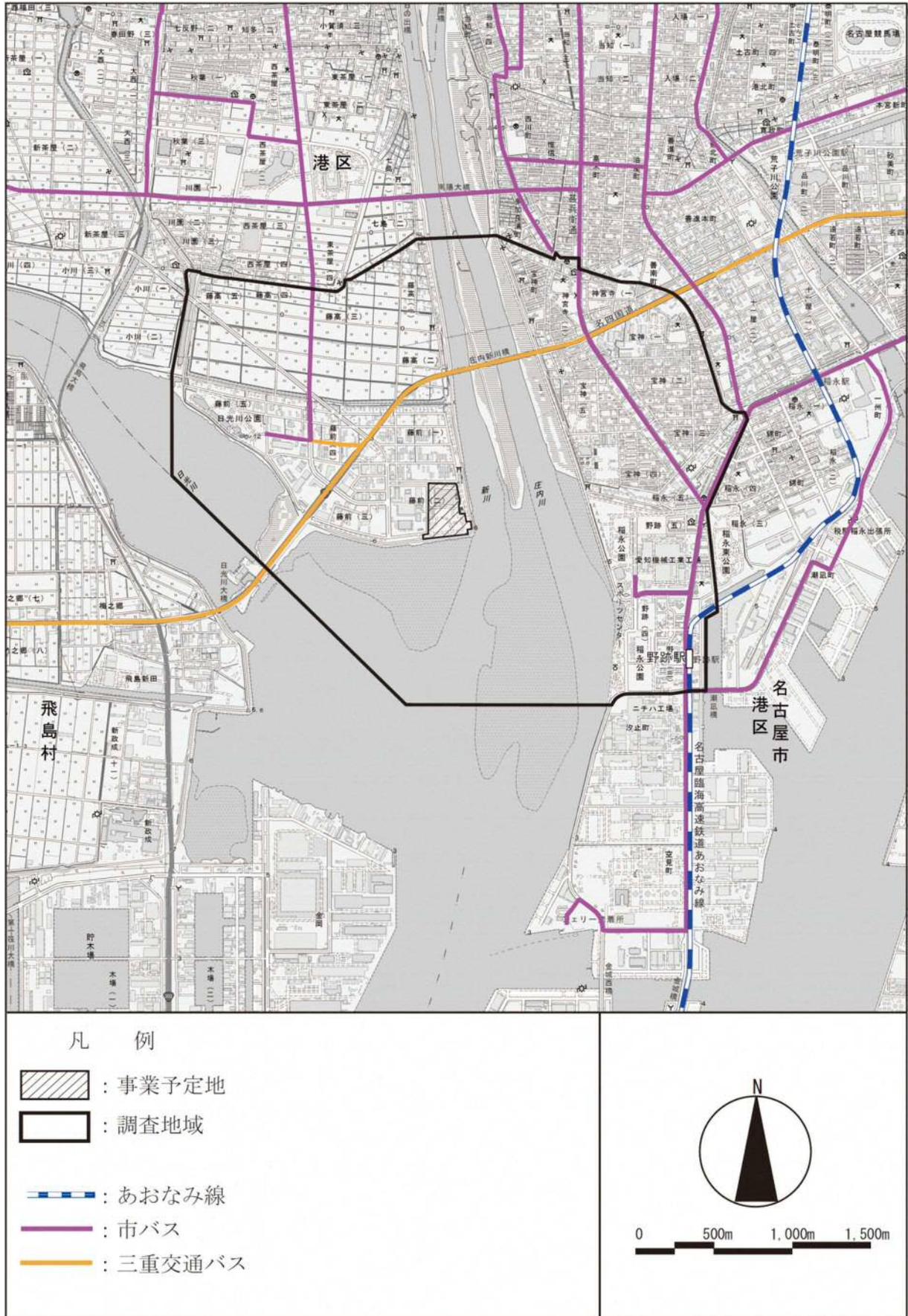


図 1-4-29 鉄道網・バス路線の状況

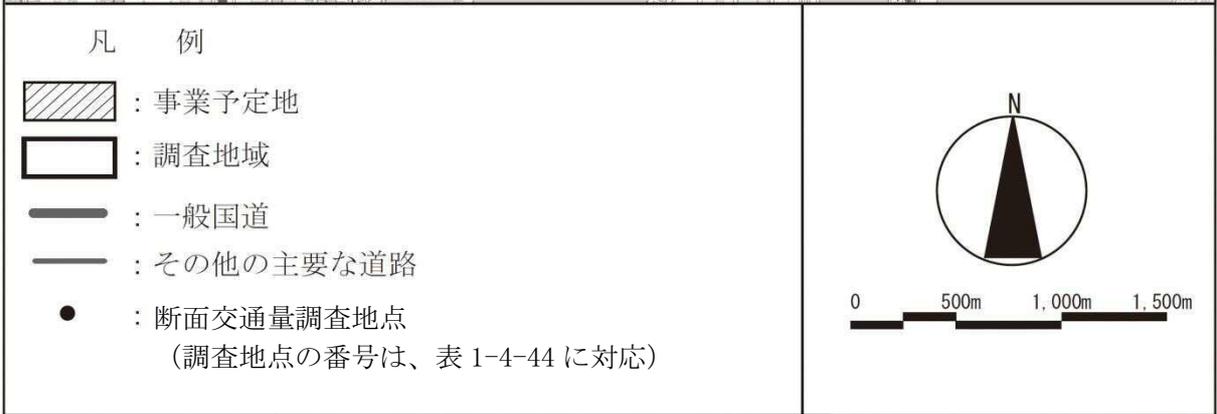
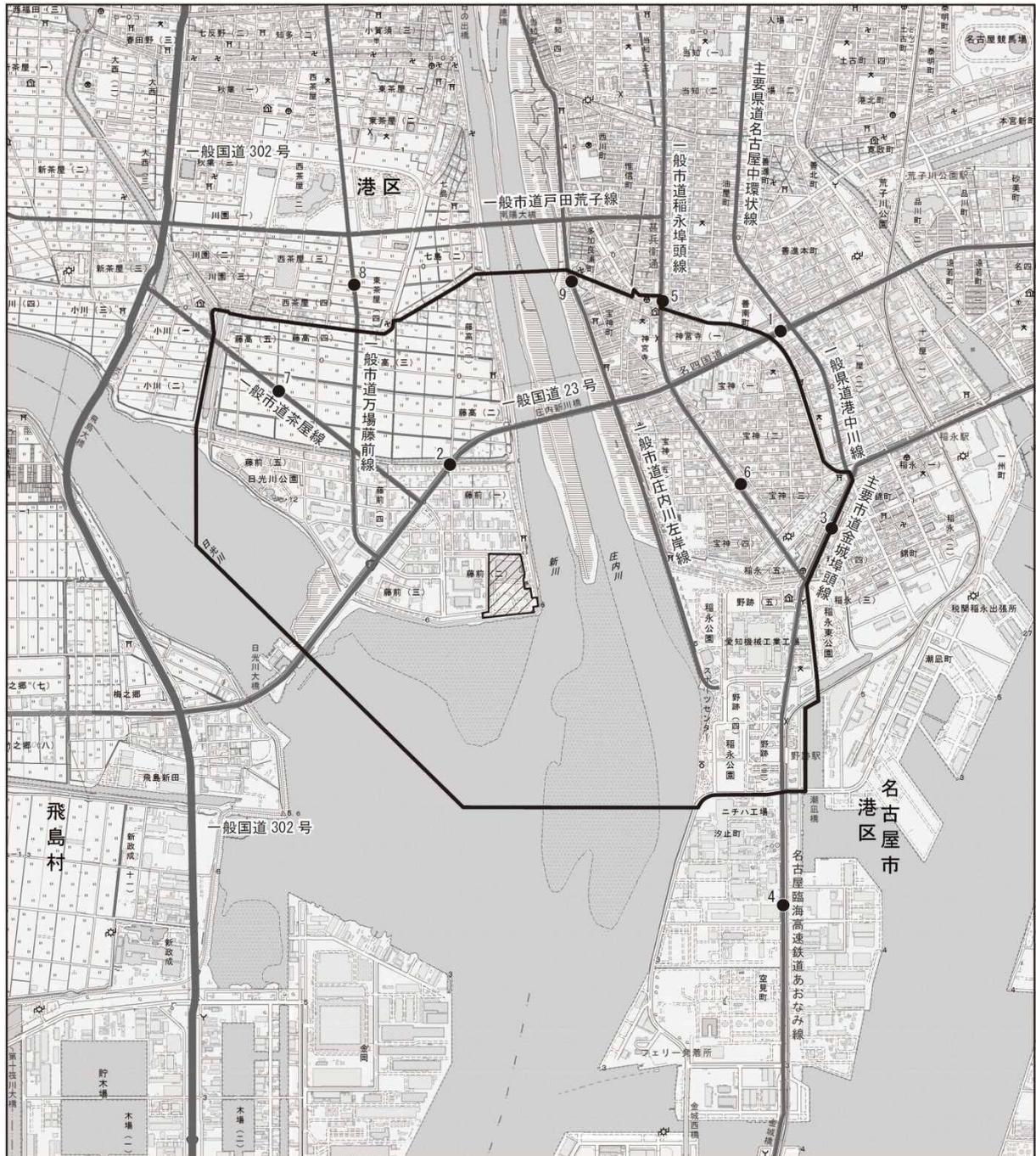


図 1-4-30 主要道路網図及び自動車の断面交通量調査地点

イ 道路交通の状況

調査地域及びその周辺における自動車、歩行者等交通量を表 1-4-44 に、調査地点を図 1-4-30 に示す。

12 時間自動車交通量が最も多いのは、一般国道 23 号の約 38,600～39,400 台であり、大型車混入率は 42.4～45.2%とその他の路線に比べて高い。また、その他の路線の 12 時間自動車交通量は、主要市道金城埠頭線が約 8,800～13,500 台、一般市道稲永埠頭線が約 9,200～15,100 台、一般市道茶屋線が約 2,300 台、一般市道万場藤前線が 9,100 台、一般市道庄内川左岸線が約 6,400 台であり、いずれの路線も大型車混入率は 15%を超えている。

出典)「平成 27 年度名古屋市一般交通量概況」(名古屋市ウェブサイト)

表 1-4-44 自動車、歩行者等交通量 (平成 27 年度)

No.	道路種別 路線名	交通量調査 観測地点	12 時間交通量					24 時間 交通量
			歩行者 (人)	自転車 (台)	動力付 二輪車 (台)	自動車 (台)	大型車 混入率 (%)	自動車 (台)
1	一般国道 23 号	港区十一屋三丁目	—	—	—	39,399	42.4	63,592
2	一般国道 23 号	港区藤前四丁目	—	—	—	38,599	45.2	62,144
3	主要市道 金城埠頭線	港区稲永五丁目	519	530	80	8,761	21.0	—
4	主要市道 金城埠頭線	港区空見町	50	61	57	13,525	39.4	—
5	一般市道 稲永埠頭線	港区甚兵衛通四丁目	304	749	193	15,086	15.1	—
6	一般市道 稲永埠頭線	港区宝神四丁目	183	472	113	9,190	26.9	—
7	一般市道 茶屋線	港区藤高四丁目	1	3	23	2,339	37.4	—
8	一般市道 万場藤前線	港区東茶屋三丁目	84	288	107	9,057	16.9	—
9	一般市道 庄内川左岸線	港区当知字草野	0	4	84	6,430	35.6	—

注) 1: 12 時間交通量の観測時間は、平日の午前 7 時から午後 7 時までである。

2: 24 時間交通量の観測時間は、平日の午前 0 時から翌日の午前 0 時までである。

ウ 公共交通機関の利用状況

調査地域の鉄道駅であるあおなみ線野跡駅における平成 29 年度の乗車人員は、表 1-4-45 に示すとおり、年間利用人数は約 36 万人である。

出典)「平成 30 年版名古屋市統計年鑑」(名古屋市ウェブサイト)

表 1-4-45 乗車人員 (平成 29 年度)

単位: 人/年

あおなみ線	乗車人員
野跡駅	357,688

(6) 地域社会等

ア 学校、医療機関、コミュニティ施設等

学校の位置を図 1-4-31 に、医療機関、コミュニティ施設等の位置を図 1-4-32 に、福祉施設の位置を図 1-4-33 に示す。

調査地域には、幼稚園、中学校がそれぞれ 1 校（園）、小学校が 2 校ある。また、医療施設は 8 施設、コミュニティ施設は 3 施設ある。福祉施設は 7 施設あり、うち 3 施設は保育園である。いずれも、事業予定地とは庄内川、新川を挟んだ対岸に分布している。

出典) 「国土数値情報」(国土交通省ウェブサイト)
「なごやの健康福祉 2016」(名古屋市ウェブサイト)
「名古屋市内の保育所等認可施設・事業所一覧」(名古屋市ウェブサイト)
「あいち医療情報ネット」(愛知県ウェブサイト)
「港区内施設案内」(名古屋市ウェブサイト)

イ 文化財の分布

調査地域には、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)、「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年愛知県条例第 6 号) 及び「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」(昭和 47 年名古屋市条例第 4 号) により指定された文化財はない。

出典) 「指定文化財等目録一覧」(名古屋市ウェブサイト)

ウ 交通安全の状況

名古屋市内の平成 30 年における交通事故死者数は 55 人となっており、前年から 16 人増加した。うち港区では交通事故死者数は 9 人となっており、前年から 2 人増加した。

出典) 「愛知県の交通事故発生状況(平成 30 年中)」(愛知県警察本部ウェブサイト)

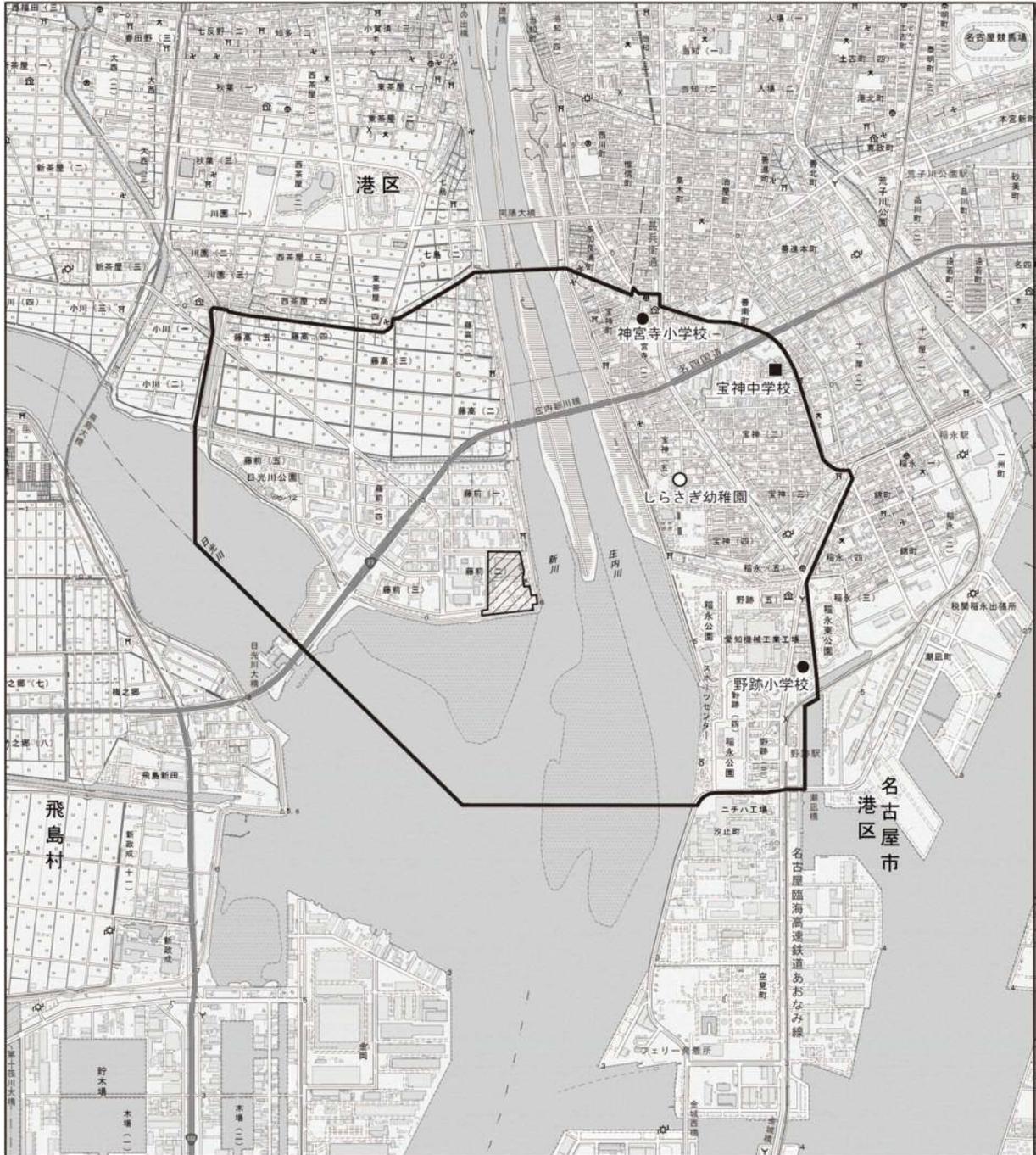
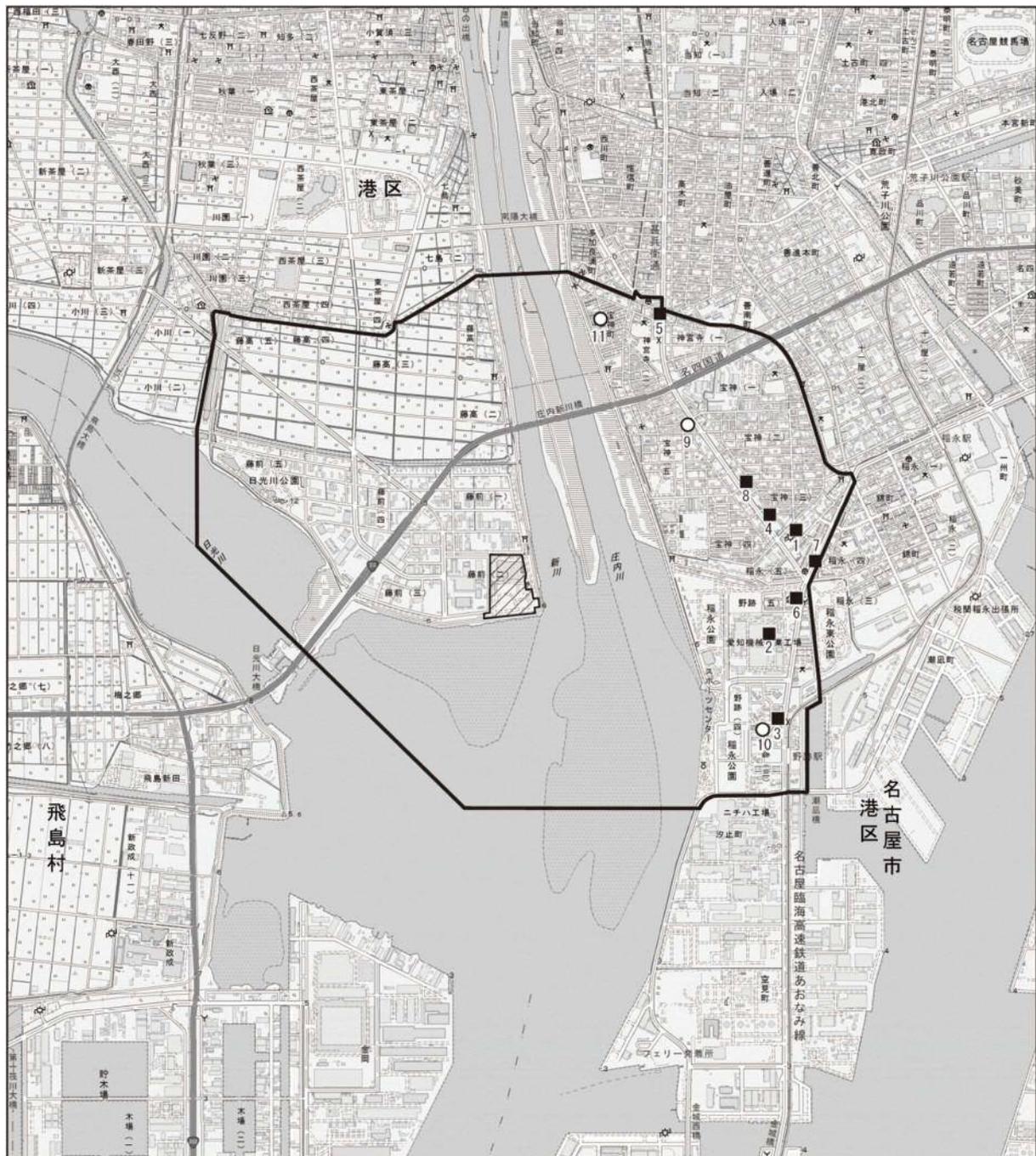


図 1-4-31 学校位置図



凡 例

-  : 事業予定地
-  : 調査地域
-  : 医療施設
-  : コミュニティ施設

区分	番号	名称
医療機関	1	みなと医療(生協) 宝神生協診療所
	2	愛知機械工業(株) 永徳診療所
	3	汐止クリニック
	4	小島内科クリニック
	5	(特養) なごやかハウス 神宮寺医務室
	6	(特養) なごやかハウス 野跡診療所
	7	小島歯科医院
	8	竹内歯科医院
コミュニティ施設	9	港西コミュニティセンター
	10	野跡コミュニティセンター
	11	神宮寺コミュニティセンター

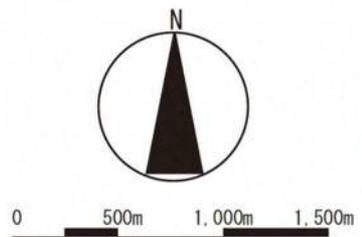
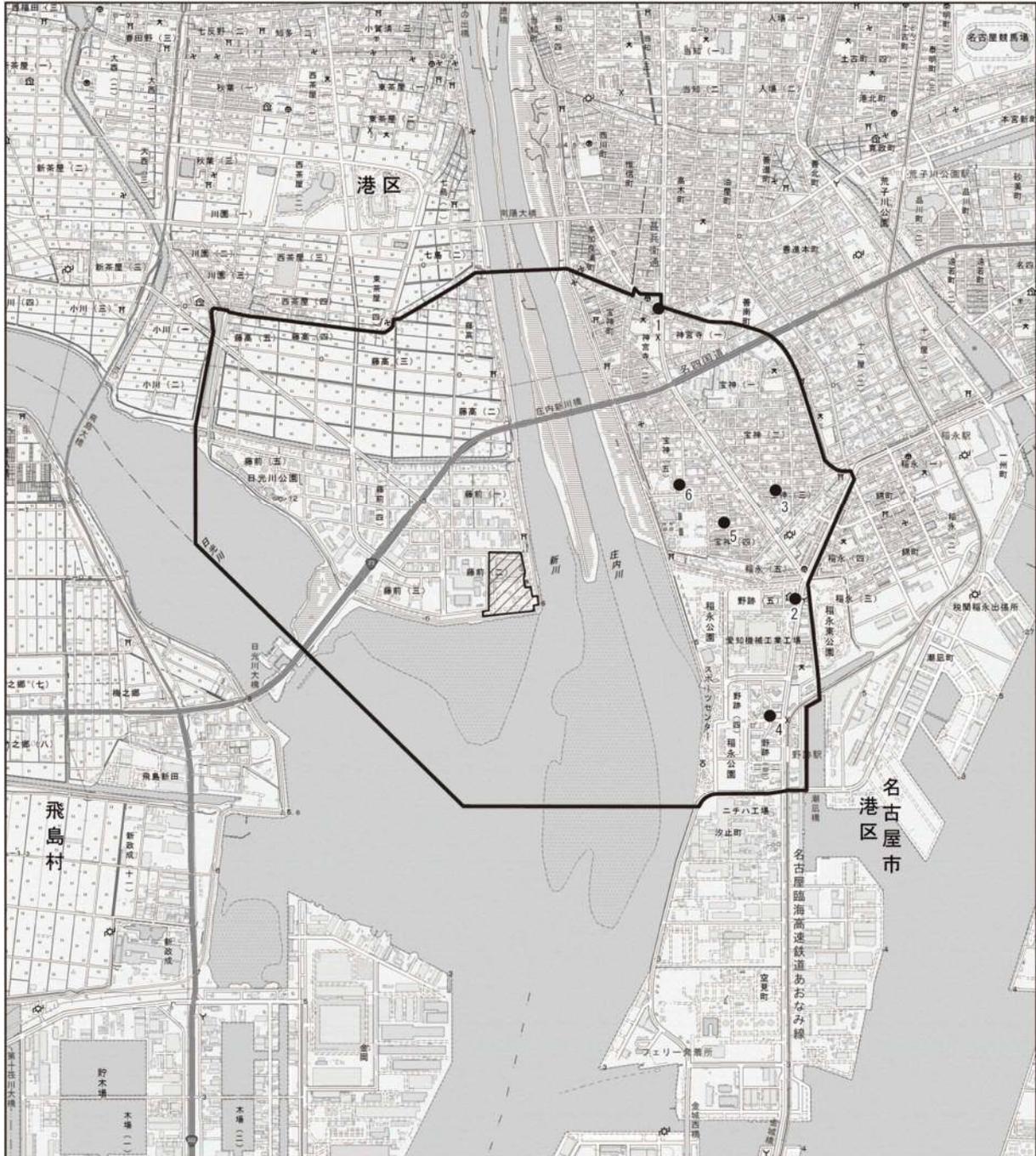


図 1-4-32 医療機関、コミュニティ施設等位置図



凡 例

-  : 事業予定地
-  : 調査地域
-  : 福祉施設

番号	名 称
1	なごやかハウス神宮寺
2	なごやかハウス野跡
2	ケアハウス野跡
3	かもめ保育園
4	港西保育園
5	宝神保育園
6	ひばり保育室

注) 「なごやかハウス野跡」及び「ケアハウス野跡」は所在地が同じであるため、共通の番号としている。

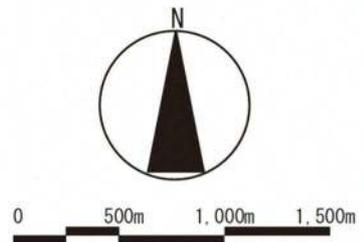


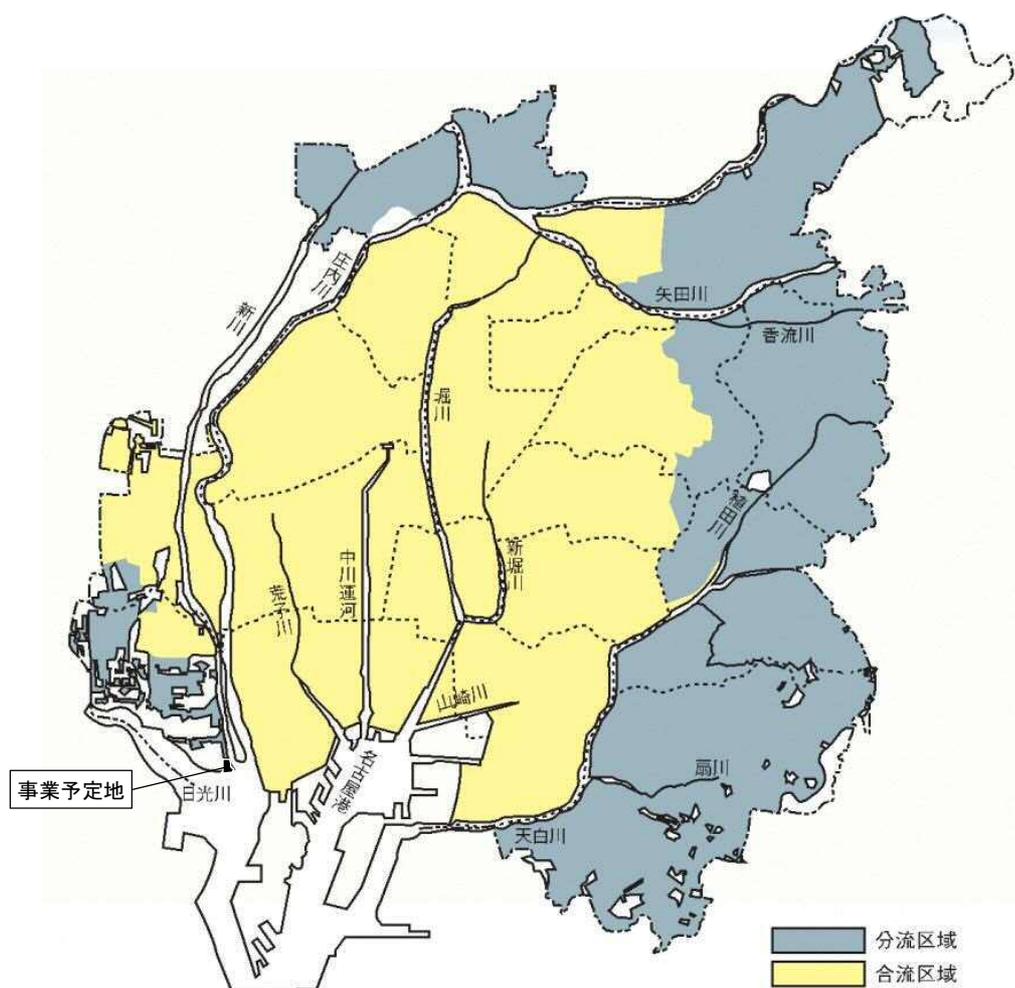
図 1-4-33 福祉施設位置図

エ 上下水道の整備状況

名古屋市における上水道の給水普及率は100.0%（平成30年3月31日現在）、公共下水道の人口普及率（総人口に対する下水道を利用できる人口の割合）は99.3%（平成30年3月31日現在）となっている。

名古屋市の下水道整備状況を図1-4-34に示す。事業予定地周辺には、下水道の分流区域及び未整備区域がある。事業予定地周辺では下水道の敷設工事が進められており、事業予定地北側の藤前一丁目の一部では公共下水道の供用が開始されている。

出典)「平成30年版名古屋市統計年鑑」(名古屋市ウェブサイト)
「平成30年度版 なごやの水道・下水道」(名古屋市上下水道局ウェブサイト)



注) 平成28年度末現在
出典)「平成30年度版 なごやの水道・下水道」(名古屋市上下水道局ウェブサイト)を一部加工

図1-4-34 下水道の整備状況

オ 廃棄物の発生状況

名古屋市における平成 29 年度のごみ処理量は 611,105 トンで、前年度と比べ 3,592 トン（約 0.6%）減少している。

名古屋市及び港区のごみ及び資源の収集量を表 1-4-46 に示す。港区におけるごみ及び資源収集量の構成は、名古屋市とほぼ同じ傾向を示している。

出典)「環境局 事業概要（平成 30 年度資料編）」(名古屋市ウェブサイト)

表 1-4-46 ごみ及び資源収集量（平成 29 年度）

単位：トン

区 分	市収集量					資 源 収集量	合 計
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	蛍光管・水 銀体温計等	環境美化		
名古屋市	381,768 (81.13)	17,938 (3.81)	7,489 (1.59)	61 (0.01)	1,511 (0.32)	61,776 (13.13)	470,543
港 区	25,094 (81.24)	1,223 (3.96)	410 (1.33)	— —	355 (1.15)	3,808 (12.33)	30,890

注) 1：() 内は合計に対する割合 (%) である。

2：「蛍光管・水銀体温計等」は、拠点回収による収集量である。

3：「環境美化」とは、「町美運動」により集められたごみ等の収集をいう。

4：四捨五入のため合計が合わない場合がある。

(7) 関係法令の指定・規制等

ア 公害関係法令

(7) 環境基準等

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染、騒音、水質汚濁、土壌汚染に係る環境基準が定められている。ダイオキシン類に関しては、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」(平成8年名古屋市条例第6号)に基づき、市民の健康を保護し、快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標として、大気汚染及び水質汚濁に係る環境目標値を定めている。

a 大気汚染 (資料2-1(資料編p.7)参照)

「環境基本法」に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。

そのほか、低濃度ではあるが長期間の曝露によって人の健康を損なうおそれのある有害大気汚染物質について、人の健康に係る被害を未然に防止する観点から、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値として、水銀等9物質について指針値が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」に基づき大気汚染に係る環境目標値を定めている。平成29年12月に一部改正の告示を行い、微小粒子状物質(PM_{2.5})の目標値を新たに設定し、二酸化窒素(NO₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)の目標値の達成時期を平成35年度(令和5年度)に定め、市民の健康の保護に係るこれまでの目標値を見直したほか、快適な生活環境の確保に係る目標値(浮遊粒子状物質(SPM)の目標値)を設定した。

b 騒音 (資料2-2(資料編p.9)参照)

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。

c 水質汚濁 (資料2-3(資料編p.10)参照)

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値を定めている。

d 土壌汚染 (資料2-4(資料編p.20)参照)

「環境基本法」に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

e ダイオキシン類 (資料2-5(資料編p.21)参照)

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

(4) 規制基準等

a 大気汚染 (資料 2-6 (資料編 p. 22) 参照)

(a) 施設に対する規制

「大気汚染防止法」及び「愛知県生活環境保全条例」により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出基準、揮発性有機化合物の排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

一定規模以上の廃棄物焼却炉については、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物及び塩化水素について、排出基準が適用されるほか、平成 27 年の「大気汚染防止法」の改正により、平成 30 年 4 月 1 日から、水銀排出施設の届出や排出基準の遵守などの水銀大気排出規制が始まった。

また、「名古屋市環境保全条例」により、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

計画施設においては、廃棄物焼却炉であり、焼却能力が 1 時間当たり 200kg 以上であることから、「大気汚染防止法」に基づくばい煙発生施設に該当し、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物及び水銀について、排出基準が適用される。また、定格能力で運転する場合に使用される廃棄物の量を重油に換算した量で 500L/時以上であると考えられることから、「大気汚染防止法」に基づく特定工場等に該当し、硫黄酸化物について総量規制が適用され、「愛知県生活環境保全条例」に基づく大気指定工場に該当し、硫黄酸化物について総排出量規制が適用される。さらに、「名古屋市環境保全条例」に基づく大気規制工場に該当し、窒素酸化物について総量規制が適用される。

(b) 石綿

建築物等の解体・改修工事を行う場合には、「大気汚染防止法」に基づき、特定建築材料（吹付け石綿等）の有無について事前調査を実施しなければならない。また、特定建築材料が使用されている建築物等の解体・改修を行う場合には、作業基準（掲示板の掲示、作業の方法）を遵守しなければならない。

既存設備の解体・撤去工事を行う場合には、事前調査を実施し、特定建築材料が確認された場合には作業基準が適用される。

(c) その他の規制

窒素酸化物や浮遊粒子状物質による大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目指して、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」（平成 4 年法律第 70 号）が定められている。名古屋市とその周辺地域は対策地域に指定されており、自動車 NOx・PM 法の排出基準を満たしていない車（非適合車）は、市内（対策地域内）においては登録することができない。規制の対象となる車は、ディーゼル車及びガソリン・LPG 車（軽自動車を除くトラック、バス、特種自動車）である。

愛知県では、自動車 NOx・PM 法の対策地域外からの流入車も含め、対策地域において

運行する車両を対象として「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」が定められている。

また、名古屋南部地域は、鉄鋼、金属、化学を中心とする工業地帯が広がっており、この地域を貫く国道 23 号は、その多くが名古屋南部地域に関連した交通で、交通量が 1 日に 10 万台を超える箇所や、大型車混入率が 5 割を超える箇所もあり、他の道路に比べ大気汚染物質の濃度や騒音が高くなっている。沿道環境の改善を進めるために緑区大高町（名古屋南インター交差点）から海部郡飛島村（梅之郷交差点）までの区間において、大型車は中央寄り走行を行う「国道 23 号通行ルール」を実施している。

b 騒音（資料 2-7（資料編 p. 26）参照）

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 17 条第 1 項に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に措置を執るよう要請する際の基準としての自動車騒音の限度（要請限度）が定められている。

事業予定地は、準工業地域であることから、計画施設において「騒音規制法」に基づく特定施設又は「名古屋市環境保全条例」に基づく騒音発生施設を設置する場合には、敷地境界において、昼間（8 時～19 時）65dB、朝・夕（6 時～8 時・19 時～22 時）60dB、夜間（22 時～翌日 6 時）50dB の規制基準が適用される。

また、設備解体工事や設備更新工事において特定建設作業を行う場合は、「騒音規制法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、敷地の境界線において 85dB を超えないこと、午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内に特定建設作業を行わないことなどの規制に関する基準が適用される。

c 振動（資料 2-8（資料編 p. 28）参照）

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 16 条第 1 項に基づき、市町村長が道路管理者又は都道府県公安委員会に措置を執るよう要請する際の基準としての道路交通振動の限度（要請限度）が定められている。

事業予定地は、準工業地域であることから、計画施設において「振動規制法」に基づく特定施設又は「名古屋市環境保全条例」に基づく振動発生施設を設置する場合には、昼間（7 時～20 時）65dB、夜間（20 時～翌日 7 時）60dB の規制基準が適用される。

また、設備解体工事や設備更新工事において特定建設作業を行う場合は、「振動規制法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、敷地境界において 75dB を超えないこと、午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内に特定建設作業を行わないことなどの規制に関する基準が適用される。

d 悪臭 (資料 2-9 (資料編 p. 30) 参照)

「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がなされている。名古屋市では、「悪臭物質の排出規制地域及び悪臭物質の種類ごとの規制基準」(昭和 48 年名古屋市告示第 182 号)により、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排出水に係る規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法(官能試験法)を導入した「悪臭対策指導指針」(平成 15 年名古屋市告示第 412 号)を定めている。

さらに、悪臭関係工場等(ごみ処理場等)は、「愛知県生活環境保全条例」に基づき、毎年度の悪臭物質の排出の状況について、その年度終了後一月以内に「悪臭関係工場等届出書」を提出しなければならない。

計画施設については、「悪臭防止法」に基づく敷地境界線上の地表における濃度規制及び排出口(煙突等)における排出量の規制が適用されるとともに、「悪臭対策指導指針」に基づく指導基準値(臭気指数)が適用される。

e 水質 (資料 2-10 (資料編 p. 32) 参照)

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づき、特定事業場から公共用水域に排出される水についての全国一律の排水基準が定められているほか、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」(昭和 47 年愛知県条例第 4 号)により、一部の項目について全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準が定められている。

伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場から排出される化学的酸素要求量(COD)、窒素及びりんについては、「水質汚濁防止法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準」(平成 29 年愛知県告示第 286 号)、「水質汚濁防止法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準」(平成 29 年愛知県告示第 287 号)及び「水質汚濁防止法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準」(平成 29 年愛知県告示第 288 号)により、総量規制基準が定められている。

また、「水質汚濁防止法」では有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存を義務付けている。

計画施設からの排水については、公共下水道へ放流する計画であることから、「下水道法」(昭和 33 年法律第 79 号)及び「名古屋市下水道条例」(昭和 22 年名古屋市条例第 35 号)に定める基準が適用される。

なお、水銀及び PCB を含む底質には、「底質の暫定除去基準について」(環水管第 119 号 昭和 50 年環境庁水質保全局長通達)により、暫定除去基準が定められている。

f 地盤 (資料 2-11 (資料編 p. 36) 参照)

「名古屋市環境保全条例」に基づき、名古屋市全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定しており、ポンプ等の吐出口断面積が 6cm^2 を超える揚水設備を設置しようとする場合には、名古屋市長の許可を受けなければならない、断面積が 6cm^2 以下の井戸設備を設置しようとする場合には、事前に名古屋市長に届け出なければならない。

また、地下水のゆう出を伴う掘削工事において、ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積が 78cm^2 を超えるときは、工事の開始の日の 7 日前までに名古屋市長に届出をしなければならない。

本事業における破砕棟の建築工事において当該届出の要件に該当するゆう出水を排水する掘削工事を行う場合には、当該届出を行うとともに地下水のゆう出量その他の規則で定める事項を名古屋市長に報告する。

なお、「工業用水法」に基づく地下水揚水規制は、名古屋市内では、港区及び南区の一部の地域が指定されているが、調査地域には、同法に基づく規制はされていない。

計画施設の供用時においては、地下水を汲み上げ、利用する計画はない。

g 土壌 (資料 2-12 (資料編 p. 37) 参照)

「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき、又は土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあるとして都道府県知事(名古屋市においては、市長)が調査命令を発出したときは、「土壌汚染対策法」に基づき、土壌汚染状況調査を実施し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

また、 $3,000\text{m}^2$ 以上(有害物質使用特定施設設置事業場については 900m^2 以上)の土地の形質の変更を行おうとするときは、「土壌汚染対策法」に基づき、土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに名古屋市長に届け出るとともに、「名古屋市環境保全条例」に基づき、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

さらに、特定有害物質等取扱工場等にあつては、「 500m^2 以上 $3,000\text{m}^2$ 未満の土地の形質の変更を行おうとするときには、「名古屋市環境保全条例」に基づき、事前に当該特定有害物質の取り扱い状況に応じた調査計画書を作成、提出した後に、土壌汚染等調査を実施し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。(「土壌汚染対策法」に基づき調査を行う場合を除く。)

既存施設では有害物質使用特定施設を設置していないが、特定有害物質等取扱工場等に該当するため、 500m^2 以上の土地の形質の変更を行おうとするときは、「土壌汚染対策法」又は「名古屋市環境保全条例」に基づき土壌汚染等調査を実施し、その結果を報告しなければならない。

h ダイオキシン類 (資料 2-13 (資料編 p. 38) 参照)

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法に規定する特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。また、廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじん及び燃え殻については、埋立等の処分を行う場合の処理基準が定められている。

計画施設は、焼却能力が 1 時間当たり 50kg 以上の廃棄物焼却炉であるため、同法に規定する特定施設に該当し、排出ガスについての排出基準及び集じん機によって集められたばいじん及び燃え殻についての処理基準が適用される。排水は、公共下水道へ放流する計画であることから、「下水道法」及び「名古屋市下水道条例」に定める排出基準が適用される。

また、工場又は事業場の土地におけるダイオキシン類に係る自主的な土壌汚染対策を促進するため、「土壌汚染対策法」の考え方を取り入れた「工場・事業場におけるダイオキシン類に係る土壌汚染対策の手引き」(環境省、令和元年)が令和元年 6 月に策定された。

i 景 観

名古屋市は、「景観法」(平成 16 年法律第 110 号)に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成 19 年 3 月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等(景観計画で対象とする大規模建築物・工作物に限る)を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物(景観重要建造物)の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域(景観計画区域)に指定されている。

新たに建設する破砕棟は、延べ面積 4,800m²程度、高さ 20m 程度を想定していることから、景観計画で対象とする大規模建築物・工作物に該当しない見込みである。

j 日 照 (資料 2-14 (資料編 p. 39) 参照)

事業予定地の用途地域は、準工業地域であり、「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」(昭和 52 年名古屋市条例第 58 号)による日影の規制地域に該当する地域である。

k 緑 化

名古屋市では、「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号)に基づき「緑化地域制度」を導入し、一定規模以上の敷地において、建築物の新築や増築を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務付けている。都市計画に緑化地域が定められていない区域では、名古屋市の「緑のまちづくり条例」に基づき敷地面積の 20%以上を緑化する必要がある。

事業予定地は緑化地域に指定されており、敷地面積の 20%以上を緑化する必要がある。

l 建築物に係る環境負荷低減

「名古屋市環境保全条例」に基づき、床面積（増築の場合にあつては増築部分の床面積）の合計が 2,000m² を超える建築物の新築等をしようとする場合には、特定建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る建築物環境計画書を作成し、市長に届け出なければならない。

新たに建設する破砕棟の床面積は 2,000m² を超える計画であることから、建築物環境計画書を作成し、市長に届け出なければならない。

m 地球温暖化防止

「名古屋市環境保全条例」に基づき、地球温暖化対策事業者（年度において使用した燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量を原油の数量に換算し、合算した量が 800kL 以上である工場等を設置又は管理している者）は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化対策に関する事項を定めた地球温暖化対策計画書を作成し、市長に届け出なければならない。

計画施設の年度使用量が、800kL 以上（原油換算）となる場合には、地球温暖化対策計画書を作成し市長に届け出なければならない。

イ 廃棄物関係法令

(7) 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物処理法」により、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」により、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

(4) 建設廃材等

工事に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物処理法」、「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」（環境省，平成 23 年）及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター，平成 23 年）により、事業者の責任において適正に処理するとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務付けられている。愛知県では、同法第 4 条に基づき、「あいち建設リサイクル指針」（愛知県，平成 14 年）が制定され、平成 22 年度における特定建設資材廃棄物の再資源化等率の目標は、コンクリート塊 100%、アスファルト・コンクリート塊 100%、建設発生木材 95%となっている。

(ウ) 一般廃棄物処理施設の設置

市町村が「廃棄物処理法」に規定する一般廃棄物処理施設を設置又は変更しようとするときは、その施設の設置及び維持管理に関する計画を記載した書類等並びに生活環境影響調査の結果を記載した書類を添付し、都道府県知事（名古屋市内においては、市長）に届け出なければならない。「廃棄物処理法」に基づく届け出をしようとするときは、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」により、届出書に記載すべき事項を記載した書類及び生活環境影響調査の結果の縦覧、意見書提出の機会の付与が義務付けられている。

なお、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省, 平成 18 年）では、環境影響評価に関する条例等に基づき実施された、生活環境影響調査に相当する内容を有する評価書等を生活環境影響調査書として添付することは差し支えないとされている。

(エ) 維持管理計画及び記録の公表等

「廃棄物処理法」において、一般廃棄物処理施設である焼却施設等については、その維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する記録の閲覧並びにインターネット等による公表が義務付けられている。本市では、施設で閲覧に供するとともに、名古屋市公式ウェブサイトにおいて公表している。

ウ 自然環境関係法令

(ア) 自然公園地域の指定状況

調査地域には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）に基づく自然公園地域の指定はない。

(イ) 自然環境保全地域の指定状況

調査地域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

(ロ) 特別緑地保全地域の指定状況

調査地域には、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区の指定はない。

(ハ) 鳥獣保護区等の指定状況 （資料 2-15（資料編 p. 40）参照）

調査地域は、陸域が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。さらに、図 1-4-35 に示すとおり、日光川、庄内川、新川から名古屋港にかけての水域は鳥獣保護区に、事業予定地南側の藤前干潟に該当する範囲は鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。

出典）「あいちの環境 鳥獣保護区等位置図」（愛知県ウェブサイト）

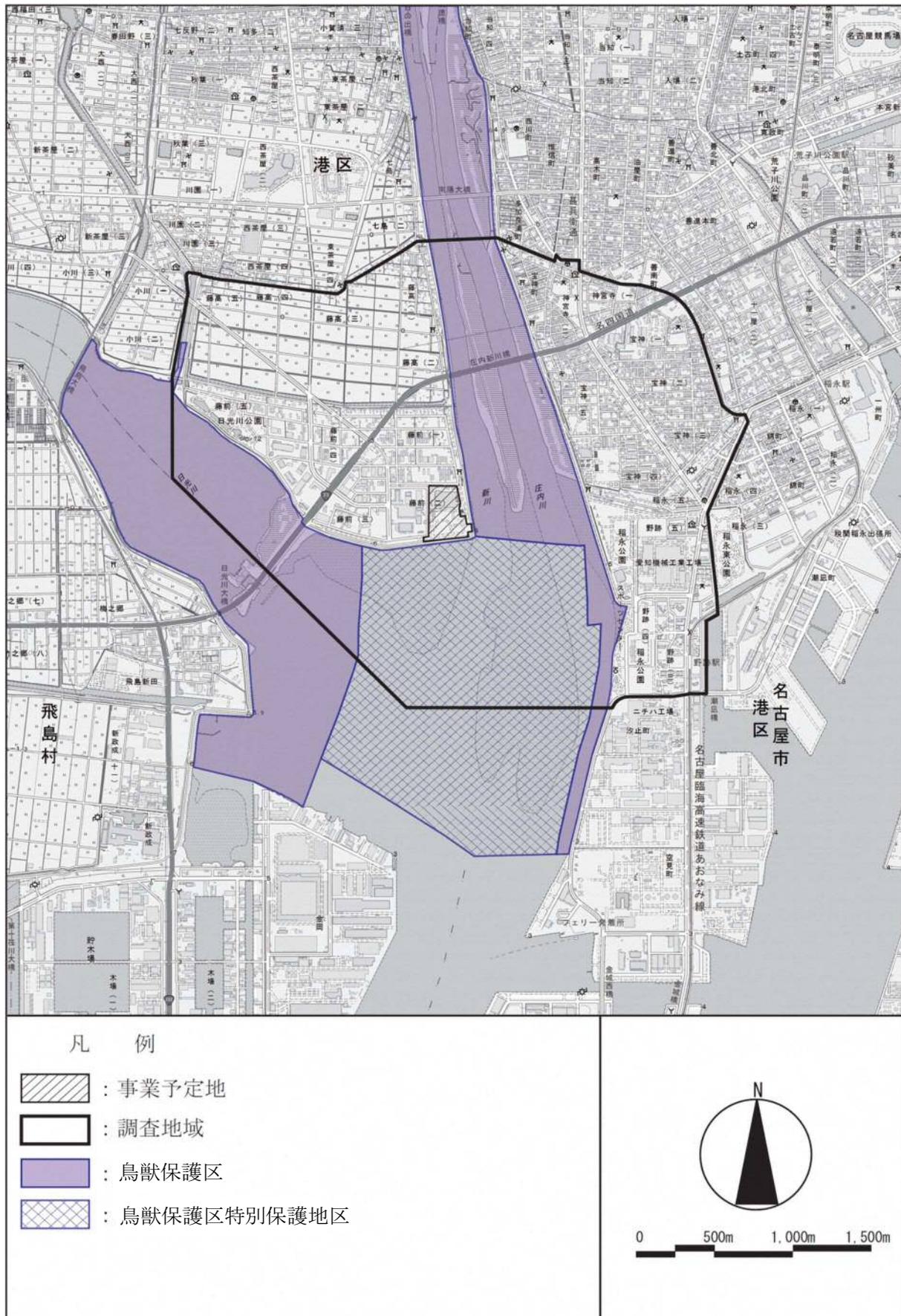


図 1-4-35 鳥獣保護区の指定状況

エ 防災関係法令

(ア) 砂防指定地の指定状況

調査地域には、「砂防法」(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地の指定はない。

(イ) 地すべり地防止区域の指定状況

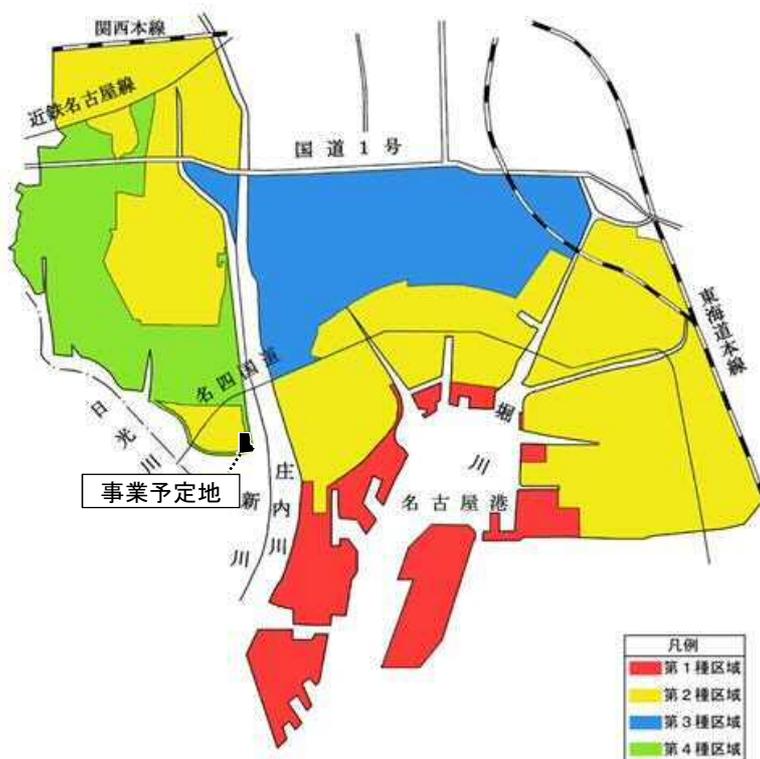
調査地域には、「地すべり等防止法」(昭和33年法律第30号)に基づく地すべり防止区域の指定はない。

(ロ) 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査地域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

(ハ) 災害危険区域の指定状況

調査地域は、図1-4-36に示すとおり、「建築基準法」の規定による災害危険区域として、「名古屋市臨海部防災区域建築条例」(昭和36年名古屋市条例第2号)に基づき臨海部防災区域(第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域)に指定されている。事業予定地は、第2種区域又は第4種区域に指定されている。



出典)「臨海部防災区域」(名古屋市ウェブサイト)を一部加工

図1-4-36 災害危険区域の指定状況

(ニ) 防火地域及び準防火地域の指定状況

調査地域では、図1-4-37に示すとおり、「都市計画法」に基づく準防火地域が指定されている。事業予定地は、一部を除いて準防火地域に指定されている。

出典)「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ウェブサイト)

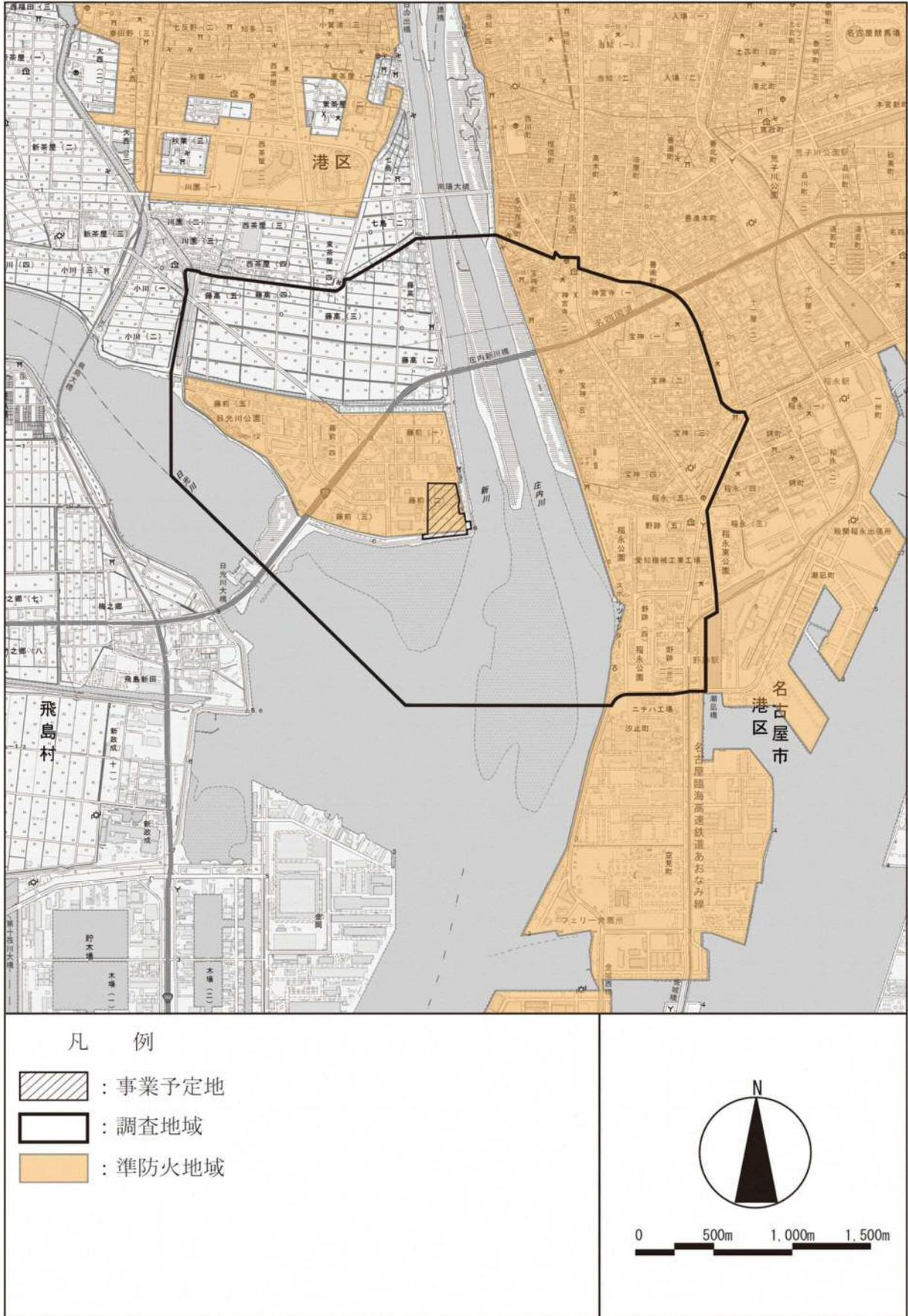


図 1-4-37 防火地域等の指定状況

(8) 環境保全に関する計画等

ア 愛知地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、「愛知地域公害防止計画」を平成 23 年度に策定している。策定地域には名古屋市をはじめ 7 市が含まれており、主要課題である「都市地域の大气汚染」、「自動車交通公害」、「伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁」、「油ヶ淵の水質汚濁」に対し講ずる施策等を定めている。なお、計画の実施期間は、平成 23 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）までの 10 年間とされている。

イ 愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」（平成 7 年愛知県条例第 1 号）に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向性を示すもので、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成 9 年 8 月に策定している。この計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成 14 年 9 月に第 2 次として、平成 20 年 3 月に第 3 次として、平成 26 年 5 月に第 4 次として改訂されている。

「第 4 次愛知県環境基本計画」では、平成 42 年（令和 12 年）に向けた目標として「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現を目指し、その実現に向けて平成 32 年度（令和 2 年度）までに取り組むべき施策の方向性が示されている。

ウ 名古屋市環境基本計画

「名古屋市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 11 年 8 月に「名古屋市環境基本計画」を策定し、平成 18 年 7 月には「第 2 次名古屋市環境基本計画」を策定した。その後、「第 2 次名古屋市環境基本計画」が目標年次を迎えたことから、新たな環境汚染物質への対応、ごみ減量への取り組みの推進、COP10 の開催、地球温暖化の防止に加え、2050 年を見据えた水の環復活、低炭素都市、生物多様性の 3 つの戦略の策定など、名古屋市の環境行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、「第 3 次名古屋市環境基本計画」を平成 23 年 12 月に策定した。

「第 3 次名古屋市環境基本計画」の施策を表 1-4-47 に、主な指標を表 1-4-48 に示す。

なお、「第 3 次名古屋市環境基本計画」が平成 32 年度（令和 2 年度、2020 年度）に目標年度を迎えることや、社会情勢の変化などに適切に対応するため、「第 4 次名古屋市環境基本計画」の策定について、平成 31 年 1 月に名古屋市環境審議会へ諮問した。

表 1-4-47 第 3 次名古屋市環境基本計画の施策

2020 年目標	取組方針	施策の方向
風土を活かし、 ともに創る環境 首都なごや	参加・協働を促進します	<ul style="list-style-type: none"> ・環境情報の共有化 ・環境教育・環境学習の推進 ・環境保全活動の促進
	環境と経済・社会の好循環を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・環境産業の育成、環境分野の技術開発の推進 ・環境に配慮した事業活動の推進 ・環境に配慮した消費行動の推進
	広域連携を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢湾流域圏内の連携・交流促進 ・国内外の自治体との連携推進
	健康で安全な生活環境を確保します	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・騒音・振動対策の推進 ・地盤環境の保全 ・公害による健康被害の救済・予防
	有害化学物質等の環境リスクを低減します	<ul style="list-style-type: none"> ・有害化学物質等による環境リスクの低減と情報の共有
	ごみ減量・リサイクルを推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・発生抑制・再使用の推進 ・分別・リサイクルの推進 ・産業廃棄物対策の推進
	ごみを安全・適正に処理します	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立量の削減
	土・水・緑の保全と創出を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の保全と創出 ・自然のネットワーク化と生物多様性の向上 ・歴史的・文化的環境を保存、活用したまちづくり
	健全な水循環の保全と再生を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・保水機能の保全と向上 ・水資源の有効利用
	低炭素な生活を促進します	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギー等の有効利用の促進 ・低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの促進 ・省エネ住宅・建築物の導入促進
	低炭素なまちづくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい交通体系の創出 ・駅そば生活圏の形成 ・ヒートアイランド対策の推進

表 1-4-48 第 3 次名古屋市環境基本計画の主な指標

環境都市像等	取組方針	指標項目	指標の説明	2010 年度 (計画策定時)	2017 年度 (最新)	2020 年度 目標
健康安全都市	取組方針 4 健康で安全な生活環境を確保します	大気汚染に係る環境目標値(二酸化窒素)の達成率	当該年度における二酸化窒素の環境目標値の達成率(達成箇所/調査地点)	77.8%	94.4%	100%
		水質汚濁に係る環境目標値(BOD)の達成率	当該年度におけるBODの環境目標値の達成率(達成箇所/調査地点)	72.0%	84.0%	100%
循環型都市	取組方針 6 ごみ減量・リサイクルを推進します	ごみと資源の総排出量	市内で排出されたごみと資源を合計した量	97万トン	89.6万トン	現状値以下
		ごみ処理量	市で処理するごみの量(他都市から受け入れているごみを除く)	62万トン	61.1万トン	54万トン
	取組方針 7 ごみを安全・適正に処理します	ごみの埋立量	市内で排出されたごみの焼却灰などの埋立量	5.6万トン	4.9万トン	2万トン
低炭素都市	取組方針 10 低炭素な生活を促進します	温室効果ガス排出量削減率(1990年比)	市域内で排出される温室効果ガスの排出量の削減率	11.0%削減(2008年度)	15.5%削減(2015年度)	25%削減

エ 水の環復活 2050 なごや戦略

平成 19 年 2 月に水循環に関する構想「なごや水の環（わ）復活プラン」を策定した。その後、平成 21 年 3 月にプランの理念「豊かな水の環がささえる『環境首都なごや』の実現」を継承しつつ、2050 年を目途として、実現したい名古屋の姿と実現に向けての取り組みや、2012 年、2025 年及び 2050 年までに行うことをまとめ、「水の環復活 2050 なごや戦略」として改定した。この戦略では、水の環復活に取り組む基本方針として「①水循環の観点からまちづくりに「横糸」を通すこと、②2050 年をターゲットとする「見通し」を持つこと、③順応的管理を行うこと、④地域間連携を積極的に行うこと」を掲げている。現在は、2025 年までを目標とした「第 2 期実行計画」に基づく取り組みの期間中である。

オ 低炭素都市 2050 なごや戦略

温暖化対策の長期戦略として「低炭素都市 2050 なごや戦略」を平成 21 年（2009 年）に策定し、温室効果ガス排出量を 2050 年までに 8 割削減する挑戦目標を掲げ、低炭素で快適な都市を実現するためのめざすべき将来像や、施策の方向性を示している。

カ 生物多様性 2050 なごや戦略

生き物と共生する持続可能な都市なごやを実現するために、「生物多様性 2050 なごや戦略」を平成 22 年 3 月に策定した。この戦略では、「身近な自然の保全・再生」と「生活スタイルの転換」の二つの観点から、市民とともに、「多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや」を、「戦略 1 自然に支えられた健康なまちを創ります」、「戦略 2 環境負荷の少ない暮らし・ビジネスを創ります」、「戦略 3 自然とともに生きる文化を創ります」、「戦略 4 まもり・育て・活かすしくみをつくります」の 4 つの戦略で目指している。

キ 低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画

「低炭素都市 2050 なごや戦略」で提案した、2050 年の将来像や削減目標を実現するための 2030 年度までの実行計画として、「低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画」を平成 30 年（2018 年）3 月に策定した。この計画では、2030 年度までに 2013 年度比で温室効果ガス排出量を 27%、最終エネルギー消費量を 14%削減するという目標を掲げている。

ク ごみ減量化・再資源化行動計画

平成 6 年 6 月に「ごみ減量化・再資源化行動計画」を策定し、その総合的な推進を図っている。また、平成 12 年 8 月からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号）に基づき、紙製及びプラスチック製の容器と包装の資源収集を開始している。

平成 28 年 3 月には、環境負荷の低減と安定的・効率的な処理体制の確保をめざし、計画的な施設整備を進めていくため、5 次計画を策定した。現在は、人口動態や社会情勢の変化等を踏まえ、計画改定に向けた検討を行っている。（5 次計画については、2-2「対象事業の経緯、目的」（p. 3）参照）

第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目

第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目

5-1 環境に影響を及ぼす行為・要因の抽出

本事業の実施に伴い、事業予定地及びその周辺の環境に影響を及ぼすおそれがある行為・要因（以下、「影響要因」という。）について、事業特性を踏まえ抽出した。

影響要因を抽出した結果を表 1-5-1 に示す。

表 1-5-1 影響要因の抽出

影響要因の区分		環境に影響を及ぼす内容
	細区分	
工事中	既存設備の解体・撤去	大気汚染物質の排出、廃棄物等の発生、温室効果ガス等の排出
	新規設備の設置	廃棄物等の発生、温室効果ガスの排出
	破碎棟の建築工事	地下水質への影響、土壌汚染の状況、地盤環境への影響、廃棄物等の発生、温室効果ガスの排出
	建設機械の稼働	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、動物への影響、温室効果ガスの排出
	工事関係車両の走行	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、交通安全への影響、温室効果ガスの排出
存在・供用時	施設の存在	緑地の存在、景観の変化
	施設の稼働	大気汚染物質の排出、悪臭・騒音・振動・低周波音の発生、廃棄物等の発生、動物への影響、温室効果ガスの排出
	施設関連車両の走行	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、交通安全への影響、温室効果ガスの排出

5-2 影響を受ける環境要素の抽出

事業特性を踏まえ抽出した影響要因（表 1-5-1）に基づき、事業予定地及びその周辺の地域特性を勘案し、環境影響評価の対象とする環境要素を抽出して、環境影響評価の項目を選定した。

環境影響評価の項目として選定した環境要素と影響要因の関連を表 1-5-2 に示す。また、各環境要素について、環境影響評価の項目として選定した理由を表 1-5-3 に、選定しなかった理由を表 1-5-4 に示す。

環境影響評価の対象とした環境要素は、大気質、悪臭、騒音、振動、低周波音、地下水、土壌、地盤、安全性、廃棄物等、動物、緑地、景観及び温室効果ガス等の計 14 項目である。

表 1-5-2 環境影響評価の項目として選定した環境要素と影響要因の関連

環境要素の区分	影響要因の区分	工 事 中					存在・供用時		
	細 区 分	既存設備の解体・撤去	新規設備の設置	破砕棟の建築工事	建設機械の稼働	工事関係車両の走行	施設の存在	施設の稼働	施設関連車両の走行
(1) 大気質	二酸化硫黄							○	
	窒素酸化物				○	○		○	○
	浮遊粒子状物質				○	○		○	○
	塩化水素							○	
	ダイオキシン類	○						○	
	水銀及びその化合物							○	
	石 綿	○							
(2) 悪 臭	特定悪臭物質及び臭気指数							○	
(3) 風 害	—								
(4) 騒 音	建設作業騒音				○				
	道路交通騒音					○			○
	施設の稼働に伴う騒音							○	
(5) 振 動	建設作業振動				○				
	道路交通振動					○			○
	施設の稼働に伴う振動							○	
(6) 低周波音	施設の稼働に伴う低周波音							○	
(7) 水質・底質	—								
(8) 地下水	地下水質			○					
(9) 土 壤	ダイオキシン類			○					
	特定有害物質			○					
(10) 地 盤	地盤沈下			○					
(11) 地形・地質	—								
(12) 日照阻害	—								
(13) 電波障害	—								
(14) 地域分断	—								
(15) 安全性	交通安全					○			○
(16) 廃棄物等	廃棄物等	○	○	○				○	
(17) 植 物	—								
(18) 動 物	鳥 類				○			○	
(19) 生態系	—								
(20) 緑 地	緑地の状況						○		
(21) 水循環	—								
(22) 景 観	主要な眺望点からの景観						○		
(23) 人と自然との触れ合いの活動の場	—								
(24) 文化財	—								
(25) 温室効果ガス等	二酸化炭素（温室効果ガス）	○	○	○	○	○		○	○
	オゾン層破壊物質	○							
(26) ヒートアイランド現象	—								

表 1-5-3 環境影響評価の項目として選定した理由

環境要素	時 期	選定した理由
(1) 大気質	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・既存設備の解体・撤去前に石綿（使用が確認された場合）及びダイオキシン類の適切な除去が必要となる。 ・建設機械の稼働に伴い排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質による大気質への影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質による大気質への影響が考えられる。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴い排出される二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び塩化水素等による大気質への影響が考えられる。 ・施設関連車両の走行に伴い排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質による大気質への影響が考えられる。
(2) 悪 臭	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴い発生する悪臭による影響が考えられる。
(4) 騒 音	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働に伴い発生する騒音による影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴い発生する騒音による影響が考えられる。 ・施設関連車両の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。
(5) 振 動	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働に伴い発生する振動による影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い発生する振動による影響が考えられる。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴い発生する振動による影響が考えられる。 ・施設関連車両の走行に伴い発生する振動による影響が考えられる。
(6) 低周波音	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴い発生する低周波音による影響が考えられる。
(8) 地下水	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎棟の建築工事に伴い地下水質への影響が考えられる。
(9) 土 壤	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎棟の建築工事に伴い汚染土壌の飛散等の影響が考えられる。
(10) 地 盤	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎棟の建築工事に伴い地盤環境への影響が考えられる。
(15) 安全性	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関係車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・施設関連車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
(16) 廃棄物等	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・既存設備の解体・撤去での石綿（使用が確認された場合）及びダイオキシン類除去作業により発生する廃棄物による影響が考えられる。 ・既存設備の解体・撤去、新規設備の設置及び破碎棟の建築工事に伴い発生する建設系廃棄物による影響が考えられる。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴い発生する廃棄物による影響が考えられる。
(18) 動 物	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働に伴う大気質、騒音及び振動による鳥類への影響が考えられる。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴う大気質、騒音及び振動による鳥類への影響が考えられる。
(20) 緑 地	存在時	<ul style="list-style-type: none"> ・工事による緑化率の変化が考えられる。
(22) 景 観	存在時	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎棟の存在による景観の変化が考えられる。
(25) 温室効果ガス等	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・既存設備の解体・撤去、新規設備の設置、破碎棟の建築工事、建設機械の稼働及び工事関係車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。 ・既存設備の解体・撤去に伴うオゾン層破壊物質の発生による影響が考えられる。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働及び施設関連車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。

表 1-5-4 環境影響評価の項目として選定しなかった理由

環境要素	時 期	選定しなかった理由
(2) 悪 臭	工事中	・周辺へ臭気が漏えいすることがないように、工場の休止前にごみピット等の清掃を行う。清掃後の状況を確認した後に工事に着手する計画であり、既存設備の解体・撤去については原則として建屋内で行うため、周辺への影響は小さいと考えられる。
(3) 風 害	工事中 ・ 供用時	・高層建築物を建築しないため、本事業による影響は小さいと考えられる。
(6) 低周波音	工事中	・低周波音を著しく発生する建設機械は使用しない。
(7) 水質・底質	工事中 ・ 供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の排水は、適切な水処理を行い、公共下水道に放流する。また、ダイオキシン類除去作業時の洗浄水などの排水は、適切な水処理を行い、洗浄水として再使用し、最終的に残った洗浄水と汚泥は、「廃棄物処理法」に基づき適正に処理するため、周辺への影響は小さいと考えられる。 ・施設稼働時の排水は、発生から処理されるまでコンクリート建屋内を通っており、処理後は施設内で再利用し、あるいは公共下水道に放流するため、周辺への影響は小さいと考えられる。 ・工場棟内の有害物質等保管場所には浸水防止措置を講じるなど、洪水等が生じた場合の浸水を防止し、有害物質等が流出しないようにすることから、周辺への影響は小さいと考えられる。
(8) 地下水 (9) 土 壤	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・施設稼働時の排水は、発生から処理されるまでコンクリート建屋内を通っており、処理後は施設内で再利用し、あるいは公共下水道に放流するため、周辺への影響は小さいと考えられる。 ・有害物質等を使用・貯蔵する施設を設置し、水質汚濁防止法の指定事業場に該当することとなるが、有害物質等の貯蔵タンク及び配管は屋内に設置し、不浸透性の床面及び周囲を防液堤で囲むことで流出防止を図ることから、周辺への影響は小さいと考えられる。 ・工場棟内の有害物質等保管場所には浸水防止措置を講じるなど、洪水等が生じた場合の浸水を防止し、有害物質等が流出しないようにすることから、周辺への影響は小さいと考えられる。
(10) 地 盤	供用時	・地下水を汲み上げ、利用する計画はないため、地盤への影響は小さいと考えられる。
(11) 地形・地質	工事中 ・ 供用時	・大規模な土地の改変等を行わないため、本事業による影響は小さいと考えられる。
(12) 日照阻害 (13) 電波障害 (14) 地域分断	工事中 ・ 存在時	・工場棟、煙突及び敷地の形状は変えず、破碎棟は工場棟の南側に工場棟の高さよりも低く建築するため、本事業による影響は小さいと考えられる。
(17) 植 物 (19) 生態系	工事中 ・ 供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・工場棟、煙突及び敷地の形状は変えず、破碎棟は、現在、事業予定地内で舗装された駐車場等として利用している場所に建築するため、本事業による影響は小さいと考えられる。 ・工事着工前に公共下水道へ接続し、工事中に発生する排水及び施設稼働時の排水は、河川へ放流しないことから、事業予定地近傍のラムサール条約登録湿地に生息する底生生物や生態系への影響は小さいと考えられる。
(21) 水循環	工事中 ・ 供用時	・緑化率の維持や雨水の地下浸透に努める計画であるため、本事業による影響は小さいと考えられる。
(23) 人と自然との 触れ合いの活動の場 (24) 文化財	工事中 ・ 供用時	・敷地形状を変えないため、本事業による影響はないものと考えられる。
(26) ヒートアイ ランド現象	工事中 ・ 供用時	・緑地を著しく減少させる改変は行わない計画であり、人工排熱は増加しないとされるため、本事業による影響は小さいと考えられる。